

「いわていきいきプラン (2024~2026)」
(仮称)

<素案>

令和5年11月

岩手県保健福祉部長寿社会課

目次

序	- 11 -
1 計画策定の趣旨	- 11 -
2 計画の位置づけ	- 11 -
3 計画期間	- 12 -
4 計画の点検、評価等	- 12 -
5 高齢者福祉圏域の設定	- 12 -
I 総論	- 15 -
第1章 高齢化の進展と高齢者等の現状 ～岩手の高齢社会の姿～	- 15 -
第1 高齢者人口と高齢化の推移	- 15 -
第2 高齢者の状況	- 18 -
1 世帯の状況	- 18 -
2 就業の状況	- 19 -
3 経済の状況	- 19 -
第3 介護保険制度の現状	- 20 -
1 第1号被保険者数	- 20 -
2 要介護（要支援）認定者数	- 20 -
3 介護サービス受給者数	- 22 -
4 主な介護サービスの利用状況	- 23 -
5 介護給付費の支給状況	- 23 -
6 介護サービス基盤の状況	- 23 -
第4 介護を要する高齢者等の現状と将来推計	- 24 -
1 令和22（2040）年度までの高齢者人口等の推計	- 24 -
2 令和22（2040）年度までの施設・居住系サービスを利用する要介護高齢者の推計	- 24 -
3 令和22（2040）年度までの介護給付費の推計	- 24 -
4 令和22（2040）年度までの介護人材の需給推計	- 24 -
5 令和22（2040）年度までの第1号被保険者の介護保険料の推計	- 24 -
第2章 基本方針	- 25 -
第1 施策推進の基本方針	- 25 -
第2 施策推進の基本的な考え方	- 26 -
第3章 推進方針	- 29 -
第1 市町村・関係団体等との連携体制	- 29 -
1 県の役割	- 29 -
2 市町村の役割	- 30 -
3 県民・サービス事業者の役割	- 31 -
第2 介護・福祉に関する調査・研究の推進	- 31 -
II 各論	- 33 -

第1章	地域包括ケアを推進するための仕組みづくり	- 33 -
第1	住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進	- 33 -
1	地域包括ケアを推進するための保険者機能の強化等への支援	- 33 -
2	生活支援の充実・強化	- 36 -
	(1) 見守り等の支え合い活動の促進	- 36 -
	(2) 介護する家族への支援	- 37 -
3	地域包括支援センターの充実・強化	- 39 -
	(1) 体制の充実と運営の円滑化	- 39 -
	(2) 人材の育成	- 42 -
4	施策の目標	- 42 -
第2	在宅医療と介護の連携推進	- 43 -
1	在宅医療の推進	- 43 -
2	連携体制の構築	- 46 -
3	施策の目標	- 48 -
第3	介護予防と地域リハビリテーションの推進	- 49 -
1	介護予防事業の推進と市町村への支援	- 49 -
2	地域リハビリテーションの推進	- 54 -
3	施策の目標	- 56 -
第2章	介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり	- 57 -
第1	介護人材の確保及び介護現場における業務改善・業務効率化の取組の促進	- 57 -
1	サービス従事者の確保及び専門性の向上	- 58 -
	(1) 参入の促進	- 58 -
	(2) 労働環境・処遇の改善	- 60 -
	(3) 専門性の向上	- 63 -
2	施策の目標	- 66 -
第2	介護基盤の整備・充実とサービスの向上	- 67 -
1	介護サービス提供体制の整備の基本的な考え方	- 68 -
	(1) 居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実	- 68 -
	(2) 介護保険施設の整備・充実	- 69 -
	(3) 施設の安全・感染対策	- 71 -
2	サービス種別の見込量	- 74 -
	(1) サービス見込量の設定の考え方（全県）	- 74 -
	(2) 市町村におけるサービス見込量の設定の考え方	- 74 -
	(3) 必要利用定員総数及び必要入所定員総数の設定の考え方	- 74 -
	(4) 介護サービスの見込量と医療計画の在宅医療の整備目標との整合性の確保について	- 75 -
	-	
3	介護サービス事業者の育成・支援	- 76 -
4	介護サービス情報公表制度の推進	- 78 -
5	相談・苦情への適切な対応	- 80 -

6	施策の目標	- 81 -
第3	介護給付適正化の推進	- 82 -
1	保険者による介護給付適正化事業の推進	- 82 -
2	施策の目標	- 85 -
第4	多様な住まいの充実・強化	- 86 -
1	老人福祉施設等の福祉サービスの充実	- 86 -
2	多様で安心できる住まいの確保	- 88 -
	(1) 岩手県高齢者居住安定確保計画による「住まい」の安心確保	- 88 -
	(2) サービス付き高齢者向け住宅の普及・有料老人ホームへの指導	- 91 -
	(3) 高齢者にやさしい住まいづくり	- 93 -
3	施策の目標	- 93 -
第3章	認知症とともに生きる社会づくり	- 94 -
第1	普及啓発及び本人発信支援	- 94 -
1	普及啓発	- 94 -
2	本人発信支援	- 97 -
3	施策の目標	- 98 -
第2	医療・ケア・介護サービスと家族への支援	- 99 -
1	相談・診療体制の充実	- 100 -
2	認知症ケアに関する医療・介護連携の推進	- 102 -
3	専門的なケア体制の整備	- 104 -
	(1) 認知症介護サービスの提供	- 104 -
	(2) 認知症ケアに携わる人材の育成	- 105 -
	(3) 予防	- 106 -
4	認知症の人及び家族への支援	- 107 -
5	施策の目標	- 109 -
第3	認知症バリアフリーの推進と社会参加支援	- 110 -
1	認知症バリアフリーの推進	- 110 -
2	若年性認知症の人への支援	- 113 -
3	施策の目標	- 114 -
第4章	高齢者が安心して暮らせる環境づくり	- 115 -
第1	高齢者の生きがいつくりと社会参加活動の推進	- 115 -
1	生きがいつくりと健康づくりの推進	- 115 -
	(1) 文化・スポーツ活動	- 115 -
	(2) 老人クラブ活動	- 116 -
2	社会参加活動の促進	- 118 -
3	施策の目標	- 120 -
第2	高齢者の尊厳保持と権利擁護の推進	- 121 -
1	高齢者虐待防止対策の推進	- 121 -
2	高齢者の権利擁護	- 124 -

3	施策の目標.....	- 126 -
第3	被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進	- 127 -
1	被災高齢者等の孤立化防止と見守りの支援.....	- 127 -
2	被災高齢者等の生きがいづくりや健康づくりへの支援.....	- 129 -

資料編

1	岩手県介護保険事業支援計画見込量.....	
2	介護施設・老人福祉施設の状況.....	
3	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況.....	
4	<u>岩手県附属機関条例</u>	
5	岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会委員名簿.....	
6	計画策定の経緯.....	
7	用語解説.....	

コラム

○項目の新旧対照表

いわていきいきプラン (2024～2026)	いわていきいきプラン (2021～2023)
序	序
1 計画策定の趣旨	1 計画策定の趣旨
2 計画の位置づけ	2 計画の位置づけ
3 計画期間	3 計画期間
4 計画の点検、評価等	4 計画の点検、評価等
5 高齢者福祉圏域の設定	5 高齢者福祉圏域の設定
I 総論	I 総論
第1章 高齢化の進展と高齢者等の現状	第1章 高齢化の進展と高齢者等の現状
～岩手の高齢社会の姿～	～岩手の高齢社会の姿～
第1 高齢者人口と高齢化の推移	第1 高齢者人口と高齢化の推移
第2 高齢者の状況	第2 高齢者の状況
1 世帯の状況	1 世帯の状況
2 就業の状況	2 就業の状況
3 経済の状況	3 経済の状況
第3 介護保険制度の現状	第3 介護保険制度の現状
1 第1号被保険者数	1 第1号被保険者数
2 要介護（要支援）認定者数	2 要介護（要支援）認定者数
3 介護サービス受給者数	3 介護サービス受給者数
4 主な介護サービスの利用状況	4 主な介護サービスの利用状況
5 介護給付費の支給状況	5 介護給付費の支給状況
6 介護サービス基盤の状況	6 介護サービス基盤の状況
第4 介護を要する高齢者等の現状と将来推計	第4 介護を要する高齢者等の現状と将来推計
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>※ 現在各種データ集計作業中のため、作業完了後に記載</p> </div>	
第2章 基本方針	第2章 基本方針
第1 施策推進の基本方針	第1 施策推進の基本方針
【目指す姿】	【目指す姿】
第2 施策推進の基本的な考え方	第2 施策推進の基本的な考え方
【 <u>4</u> つの柱】	【 <u>3</u> つの柱】

いわていきいきプラン (2024～2026)	いわていきいきプラン (2021～2023)
<p>【施策の体系】</p> <p>1 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり</p> <p>(1) 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援するための体制の推進</p> <p>(2) 在宅医療と介護の連携推進</p> <p><u>(3) 介護予防と地域リハビリテーションの推進</u></p> <p>2 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり</p> <p>(1) 介護人材の確保 <u>及び介護現場における業務改善・業務効率化の取組の促進</u></p> <p>(2) 介護基盤の整備・充実とサービスの向上</p> <p>(3) 介護給付適正化の推進</p> <p>(4) 多様な住まいの充実・強化</p> <p><u>3 認知症とともに生きる社会づくり</u></p> <p><u>(1) 普及啓発及び本人発信支援</u></p> <p><u>(2) 医療・ケア・介護サービスと家族への支援</u></p> <p><u>(3) 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援</u></p> <p><u>4 高齢者が安心して暮らせる環境づくり</u></p> <p>(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進</p> <p>(2) 高齢者の尊厳保持と権利擁護の推進</p> <p>(3) 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進</p> <p>第3章 推進方針</p> <p>第1 市町村・関係団体等との連携体制</p> <p>1 県の役割</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>3 県民・サービス事業者の役割</p> <p>第2 介護・福祉に関する調査・研究の推進</p> <p>II 各論</p>	<p>【施策の体系】</p> <p>1 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり</p> <p>(1) 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援するための体制の推進</p> <p>(2) 在宅医療と介護の連携推進</p> <p><u>(3) 認知症施策の推進</u></p> <p><u>(4) 介護予防と地域リハビリテーションの推進</u></p> <p>2 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり</p> <p>(1) 介護人材の確保・育成</p> <p>(2) 介護基盤の整備・充実とサービスの向上</p> <p>(3) 介護給付適正化の推進</p> <p>(4) 多様な住まいの充実・強化</p> <p><u>3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり</u></p> <p>(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進</p> <p>(2) 高齢者の尊厳保持と権利擁護の推進</p> <p>(3) 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進</p> <p>第3章 推進方針</p> <p>第1 市町村・関係団体等との連携体制</p> <p>1 県の役割</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>3 県民・サービス事業者の役割</p> <p>第2 介護・福祉に関する調査・研究の推進</p> <p>II 各論</p>

いわていきいきプラン (2024～2026)	いわていきいきプラン (2021～2023)
<p>第1章 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり</p> <p>第1 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアを推進するための保険者機能の強化等への支援 2 生活支援の充実・強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 見守り等の支え合い活動の促進 (2) 介護する家族への支援 3 地域包括支援センターの充実・強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 体制の充実と運営の円滑化 (2) 人材の育成 4 施策の目標 <p>第2 在宅医療と介護の連携推進</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅医療の推進 2 連携体制の構築 3 施策の目標 <p>第3 介護予防と地域リハビリテーションの推進</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防事業の推進と市町村への支援 2 地域リハビリテーションの推進 3 施策の目標 	<p>第1章 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり</p> <p>第1 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアを推進するための保険者機能の強化等への支援 2 生活支援の充実・強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 見守り等の支え合い活動の促進 (2) 介護する家族への支援 3 地域包括支援センターの充実・強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 体制の充実と運営の円滑化 (2) 人材の育成 4 施策の目標 <p>第2 在宅医療と介護の連携推進</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅医療の推進 2 連携体制の構築 3 施策の目標 <p>第3 認知症施策の推進</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 普及啓発と認知症の人及び家族への支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症に関する理解促進と普及啓発 (2) 認知症の人及び家族への支援 2 相談・診療体制の充実 3 認知症ケアに関する医療・介護連携の推進 4 専門的なケア体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症介護サービスの提供 (2) 認知症ケアに携わる人材の育成 5 施策の目標 <p>第4 介護予防と地域リハビリテーションの推進</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防事業の推進と市町村への支援 2 地域リハビリテーションの推進 3 施策の目標

いわていきいきプラン (2024～2026)	いわていきいきプラン (2021～2023)
<p>第2章 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり</p> <p>第1 介護人材の確保及び介護現場における業務改善・業務効率化の取組の促進</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サービス従事者の確保及び専門性の向上 <ol style="list-style-type: none"> (1) 参入の促進 (2) 労働環境・処遇の改善 (3) 専門性の向上 2 施策の目標 <p>第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービス提供体制の整備の基本的な考え方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実 (2) 介護保険施設の整備・充実 (3) 施設の安全・<u>感染</u>対策 2 サービス種別の見込量 <ol style="list-style-type: none"> (1) サービス見込量の設定の考え方（全県） (2) 市町村におけるサービス見込量の設定の考え方 (3) 必要利用定員総数及び必要入所定員総数の設定の考え方 (4) 介護サービスの見込量と医療計画の在宅医療の整備目標との整合性の確保について 3 介護サービス事業者の育成・支援 4 介護サービス情報公表制度の推進 5 相談・苦情への適切な対応 6 <u>施策の目標</u> <p>第3 介護給付適正化の推進</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険者による介護給付適正化事業の推進 2 施策の目標 	<p>第2章 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり</p> <p>第1 介護人材の確保・育成</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サービス従事者の確保及び専門性の向上 <ol style="list-style-type: none"> (1) 参入の促進 (2) 労働環境・処遇の改善 (3) 専門性の向上 2 施策の目標 <p>第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービス提供体制の整備の基本的な考え方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実 (2) 介護保険施設の整備・充実 (3) 施設の安全対策 2 サービス種別の見込量 <ol style="list-style-type: none"> (1) サービス見込量の設定の考え方（全県） (2) 市町村におけるサービス見込量の設定の考え方 (3) 必要利用定員総数及び必要入所定員総数の設定の考え方 (4) 介護サービスの見込量と医療計画の在宅医療の整備目標との整合性の確保について 3 介護サービス事業者の育成・支援 4 介護サービス情報公表制度の推進 5 相談・苦情への適切な対応 <p>第3 介護給付適正化の推進</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険者による介護給付適正化事業の推進 2 施策の目標

いわていきいきプラン (2024～2026)	いわていきいきプラン (2021～2023)
<p>第4 多様な住まいの充実・強化</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉施設等の福祉サービスの充実 2 多様で安心できる住まいの確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 岩手県高齢者居住安定確保計画による「住まい」の安心確保 (2) サービス付き高齢者向け住宅の普及・有料老人ホームへの指導 (3) 高齢者にやさしい住まいづくり 3 施策の目標 	<p>第4 多様な住まいの充実・強化</p> <p>【前期計画の総括】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉施設等の福祉サービスの充実 2 多様で安心できる住まいの確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 岩手県高齢者居住安定確保計画による「住まい」の安心確保 (2) サービス付き高齢者向け住宅の普及・有料老人ホームへの指導 (3) 高齢者にやさしい住まいづくり 3 施策の目標
<p><u>第3章 認知症とともに生きる社会づくり</u></p>	
<p><u>第1 普及啓発及び本人発信支援</u></p>	
<p>【前期計画の総括】</p>	
<p><u>1 普及啓発</u></p>	
<p><u>2 本人発信支援</u></p>	
<p><u>3 施策の目標</u></p>	
<p><u>第2 医療・ケア・介護サービスと家族への支援</u></p>	
<p>【前期計画の総括】</p>	
<p><u>1 相談・診療体制の充実</u></p>	
<p><u>2 認知症ケアに関する医療・介護連携の推進</u></p>	
<p><u>3 専門的なケア体制の整備</u></p>	
<p><u>(1) 認知症介護サービスの提供</u></p>	
<p><u>(2) 認知症ケアに携わる人材の育成</u></p>	
<p><u>(3) 予防</u></p>	
<p><u>4 認知症の人及び家族への支援</u></p>	
<p><u>5 施策の目標</u></p>	
<p><u>第3 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援</u></p>	
<p>【前期計画の総括】</p>	
<p><u>1 認知症バリアフリーの推進</u></p>	
<p><u>2 若年性認知症の人への支援</u></p>	
<p><u>3 施策の目標</u></p>	
<p>第4章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり</p>	<p>第3章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり</p>
<p>第1 高齢者の生きがいくつくりと社会参加活動の推進</p>	<p>第1 高齢者の生きがいくつくりと社会参加活動の推進</p>
<p>【前期計画の総括】</p>	
<p>1 生きがいくつくりと健康づくりの推進</p>	<p>1 生きがいくつくりと健康づくりの推進</p>

いわていきいきプラン (2024~2026)	いわていきいきプラン (2021~2023)
(1) 文化・スポーツ活動 (2) 老人クラブ活動 2 社会参加活動の促進 3 施策の目標	(1) 文化・スポーツ活動 (2) 老人クラブ活動 2 社会参加活動の促進 3 施策の目標
第2 高齢者の尊厳保持と権利擁護の推進 【前期計画の総括】 1 高齢者虐待防止対策の推進 2 高齢者の権利擁護 3 施策の目標	第2 高齢者の尊厳保持と権利擁護の推進 【前期計画の総括】 1 高齢者虐待防止の推進 2 高齢者の権利擁護 3 高齢者権利擁護ネットワークの形成 4 施策の目標
第3 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進 【前期計画の総括】 1 被災高齢者等の孤立化防止と見守りの支援 2 被災高齢者等の生きがいくくりや健康づくりへの支援	第3 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進 【前期計画の総括】 1 被災高齢者等の孤立化防止と見守りの支援 2 被災高齢者等の生きがいくくりや健康づくりへの支援
資料編 1 岩手県介護保険事業支援計画見込量 2 介護施設・老人福祉施設の状況 3 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況 4 <u>岩手県附属機関条例</u> 5 岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会委員名簿 6 計画策定の経緯 7 用語解説	資料編 1 岩手県介護保険事業支援計画見込量 2 介護施設・老人福祉施設の状況 3 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況 4 <u>岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会設置要綱</u> 5 岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会委員名簿 6 計画策定の経緯 7 用語解説
(※「資料編」については、現在作成中)	(※「資料編」については、現在作成中)

序

1 計画策定の趣旨

- 県では、高齢者の総合的な保健福祉施策の基本的な方針や施策の方向性を明確にし、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するため、県介護保険事業支援計画及び県高齢者福祉計画を一体のものとして策定し、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。
- 介護保険事業支援計画は、介護保険法の規定により、3年を1期とした計画とされており、高齢者福祉計画は、介護保険事業支援計画と一体的に策定することが求められています。
また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）が令和6年1月に施行され、都道府県は認知症施策推進計画の策定に努めるよう求められています。
これらを踏まえ、新たに「いわていきいきプラン（2024～2026）」として3つの計画を一体のものとして策定し、包括的な支援体制のもと、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる社会の構築に向けて取り組んでいくものです。
- 今回策定する計画は、地域共生社会の実現に向けて、ソーシャル・インクルージョン（共に支え合う）の観点に立ち、令和5（2023）年度の介護保険制度改正や前期計画における目標に対する実績評価を踏まえ、県の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、更に、現役世代が急減する令和22年（2040）年を見据え、中長期的な視野に立った施策展開を図るものとします。
- また、沿岸被災地においては、「いわて県民計画（2019～2028）」における復興推進プラン等を踏まえた、孤立化防止・見守り支援の取組等の施策展開を図るものとします。

2 計画の位置づけ

- この計画は、老人福祉法第20条の9に規定する都道府県老人福祉計画、介護保険法第118条に規定する都道府県介護保険事業支援計画及び認知症基本法第12条に規定する都道府県認知症施策推進計画であり、本県の高齢者福祉・介護施策を推進する実施計画であるとともに、県民、事業者、行政それぞれの行動指針となるものです。
- 「いわて県民計画（2019～2028）」、岩手県保健医療計画、岩手県地域福祉支援計画等の各種計画との整合と調和を図りながら、高齢者の福祉・介護施策を総合的に推進する計画です。

3 計画期間

○ 令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度まで（都道府県介護保険事業支援計画上、当該期間を「第 9 期」という。）の3か年計画です。

4 計画の点検、評価等

○ 計画の推進に当たっては、毎年度、県計画及び市町村計画の計画目標の達成状況を点検し、施策の実施状況を分析・評価のうえ、効果的な施策の推進を図ります。

○ なお、この計画については、今後の制度改正の動向や社会情勢の変化等により、市町村計画等との関連において、介護保険対象サービス見込量等の修正や、計画の前提となる諸条件の見直しが行われる場合があります。

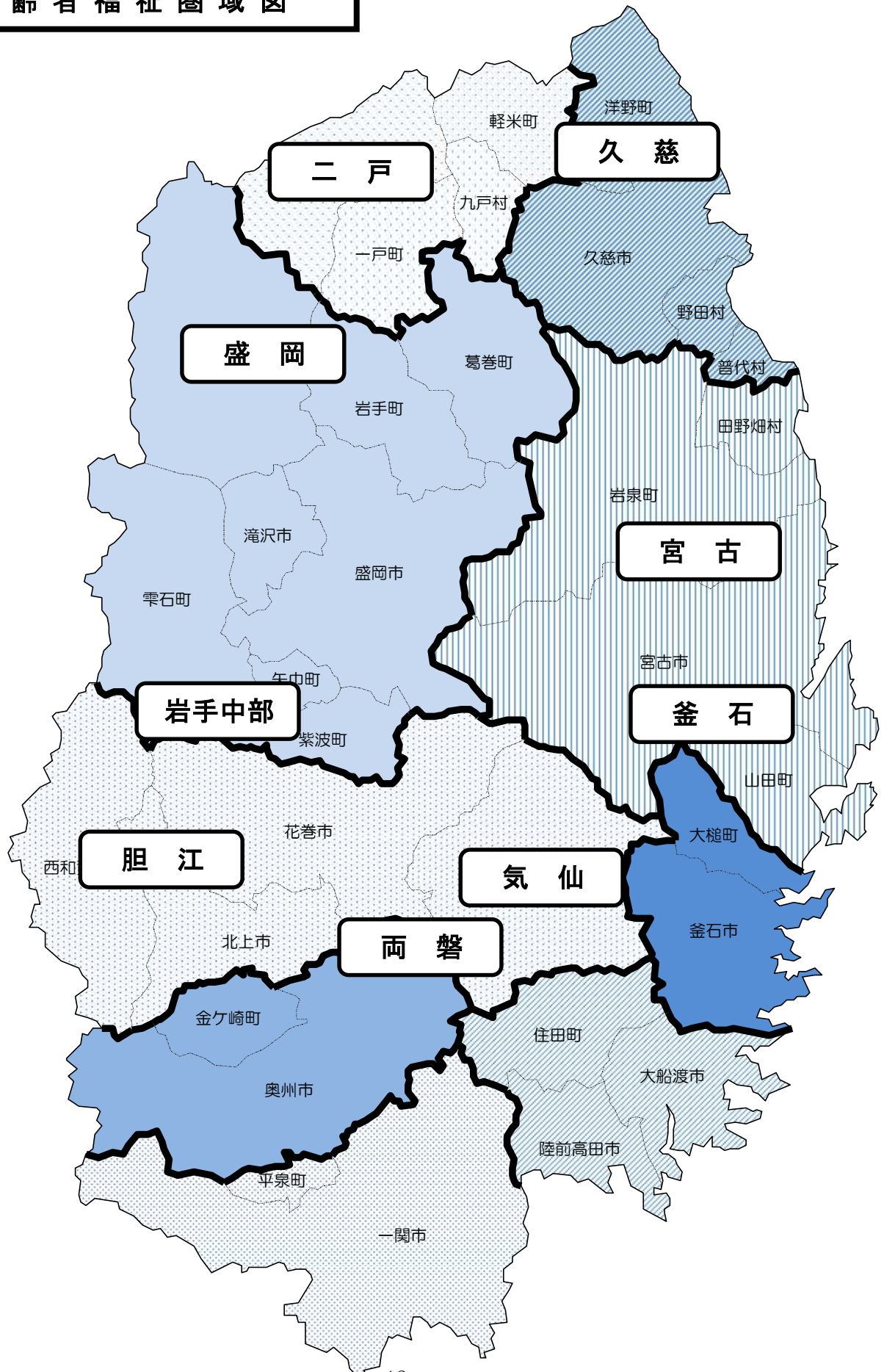
5 高齢者福祉圏域の設定

介護保険法により、都道府県介護保険事業支援計画においては、介護給付費等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を定めるものとされています。本県における高齢者福祉圏域は、現行の9圏域とします。

（岩手県保健医療計画に定める二次保健医療圏と同一のものとします。）

圏 域 名	構 成 市 町 村
盛 岡	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町
岩手中部	花巻市 北上市 遠野市 西和賀町
胆 江	奥州市 金ヶ崎町
両 磐	一関市 平泉町
気 仙	大船渡市 陸前高田市 住田町
釜 石	釜石市 大槌町
宮 古	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村
久 慈	久慈市 普代村 野田村 洋野町
二 戸	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

高齢者福祉圏域図



I 総論

第1章 高齢化の進展と高齢者等の現状
～岩手の高齢社会の姿～

第2章 基本方針

第3章 推進方針

令和5年(2023年)岩手県人口移動報告年報が11月下旬以降に公表予定のため、一部の数値は最終的に令和5年10月1日現在に差し替えます。

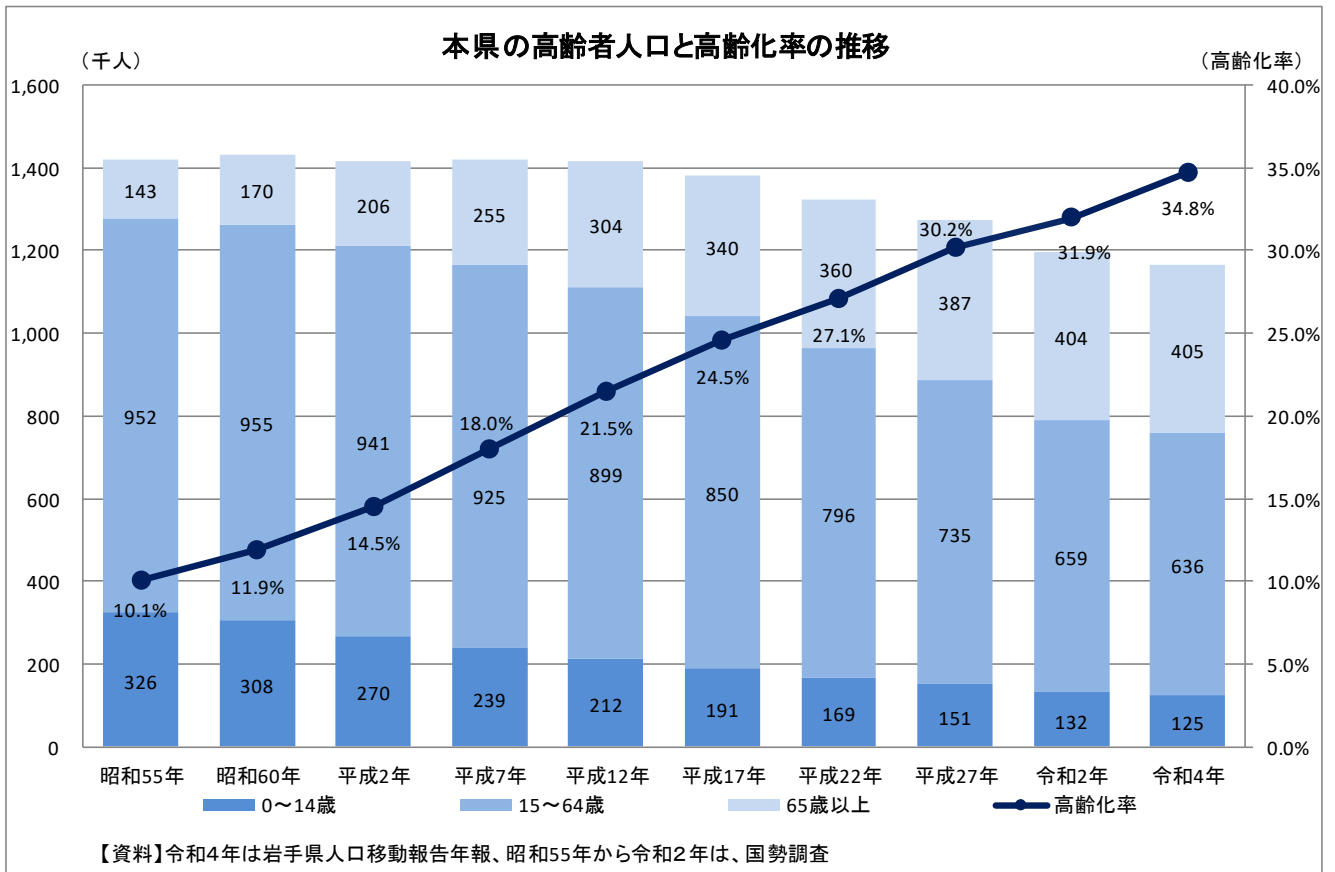
I 総論

第1章 高齢化の進展と高齢者等の現状

～岩手の高齢社会の姿～

第1 高齢者人口と高齢化の推移

- 令和4(2022)年10月1日現在の本県の年齢別人口は、0～14歳人口は124,558人で、前年の128,874人に比べて4,316人減少(△3.3%)しています。15～64歳人口は635,795人で、前年の646,698人に比べて10,903人減少(△1.7%)し、65歳以上人口は405,247人で、前年の405,793人に比べて546人減少(△0.1%)しています。(令和4年(2022年)岩手県人口移動報告年報)
- 本県の0～14歳人口は昭和30年をピークに、15～64歳人口は昭和60年をピークにそれぞれ減少し、これまで増加傾向だった65歳以上人口も令和4(2022)年に初めて減少に転じました。
- 本県の年齢構成の推移をみると、0～14歳人口が総人口に占める割合は一貫して減少し、平成元(1989)年で20%を下回り、令和4(2022)年では更に低下して、10.7%となっています。また、15～64歳人口が総人口に占める割合も一貫して減少し、昭和55(1980)年の67%から令和4(2022)年は54.5%となっています。
一方、65歳以上人口が総人口に占める割合は昭和30(1955)年以降一貫して増加し、平成27(2015)年に30%を超え、令和4(2022)年は34.8%となっており、全国の高齢化率29%(令和4(2022)年10月総務省「人口推計」確定値)と比較すると、約5ポイント上回っています。なお、男女別では、令和4(2022)年10月1日現在で、男性42.5%(172,198人)、女性57.5%(233,049人)と、女性の比率が高くなっています。
- 本県の総人口に占める後期高齢者(75歳以上の高齢者)の割合は令和4(2022)年で17.9%となっており、平成20(2008)年以降、前期高齢者(65歳以上74歳以下の高齢者)の割合(令和4(2022)年:15.4%)を上回っています。
- また、市町村の高齢化率は、20%台の市町村がある一方で50%を超えている市町村もあり、地域によって差が見られます。圏域別に見ると、内陸部の圏域は30%台が多いのに比べて沿岸部の圏域は40%台が大半を占めています。
- 今後、人口が減少していく中、高齢者人口は更に増加し、全国では令和24(2042)年に約3,935万人でピークを迎えると予想されています。本県では、高齢者人口は既に減少に転じているものの、高齢化率はその後も更に上昇するものと予想されています(全国:国立社会保障・人口問題研究所推計(平成30(2018)年4月公表)、本県:市町村推計(令和3年3月集計値))。



【市町村別高齢者人口及び高齢化率】（令和4年10月1日現在）

※資料：岩手県人口移動報告年報

（単位：人・％）

圏域	市 町 村	総人口(人)	65歳以上(人)	高齢化率(%)
	県 計	1,180,512	405,247	34.8
盛岡	計	456,716	137,530	30.7
	盛岡市	286,219	81,356	29.3
	八幡平市	23,212	9,921	42.8
	滝沢市	55,467	14,766	26.8
	雫石町	15,165	6,072	40.0
	葛巻町	5,373	2,697	50.2
	岩手町	11,639	4,807	41.3
	紫波町	32,056	10,324	32.2
	矢巾町	27,585	7,587	27.8
岩手中部	計	213,467	70,514	33.5
	花巻市	91,261	32,090	35.4
	北上市	93,029	25,653	28.2
	遠野市	24,353	10,237	42.1
	西和賀町			52.5
胆江	計			35.9
	奥州市			36.6
	金ヶ崎町			31.3
両磐	計			38.5
	一関市			38.3
	平泉町			41.2
気仙	計			40.7
	大船渡市	33,182	12,859	39.2
	陸前高田市	17,595	7,297	41.6
	住田町	4,724	2,244	47.5
釜石	計	41,056	16,432	40.3
	釜石市	30,521	12,298	40.6
	大槌町	10,535	4,134	39.4
宮古	計	72,667	29,404	40.7
	宮古市	47,800	18,720	39.4
	山田町	13,783	5,629	40.9
	岩泉町	8,164	3,758	46.2
	田野畑村	2,920	1,297	44.4
久慈	計	52,174	19,965	38.8
	久慈市	31,572	11,093	35.9
	普代村	2,346	1,065	45.4
	野田村	3,789	1,503	39.7
	洋野町	14,467	6,304	43.6
二戸	計	48,405	20,181	41.8
	二戸市	24,471	9,503	39.0
	軽米町	7,944	3,472	43.7
	九戸村	5,139	2,355	45.8
	一戸町	10,851	4,851	44.8

最終的に令和5年10月1日現在に差し替えます。

第2 高齢者の状況

1 世帯の状況

ア 単独世帯（ひとり暮らしの高齢者）

- 本県の世帯主が65歳以上の単独世帯（高齢者単独世帯）は、令和2（2020）年で約6万1千世帯、全世帯の12.7%となっています。
- 今後、高齢者単独世帯は、令和7（2025）年には約6万6千世帯（全世帯の13.9%）、令和12（2030）年には約7万世帯（全世帯の15.1%）、令和17（2035）年には約7万3千世帯（全世帯の16.3%）となり、その後も増加するものと見込まれています。

イ 夫婦のみ世帯（世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯）

- 本県の世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯（高齢者夫婦世帯）は、令和2年（2020）年には約6万世帯、全世帯の12.4%となっています。
- 今後、高齢者夫婦世帯は、令和7（2025）年には約6万2千5百世帯（全世帯の13.1%）、令和12（2030）年には約6万3千世帯（全世帯の13.6%）と増加し、その後は減少していくものと見込まれています。

[高齢单身・高齢夫婦のみ世帯の状況]

(単位：世帯・%)

区 分	H27年	<u>R2年</u>	R7年	R12年	R17年	R22年
総世帯数	489,383	<u>485,604</u>	476,247	462,641	445,199	423,843
高齢者単独世帯	53,398	<u>61,707</u>	66,238	69,954	72,666	75,346
割 合	10.9	<u>12.7</u>	13.9	15.1	16.3	17.8
高齢夫婦のみ世帯	56,283	<u>60,355</u>	62,547	63,012	61,761	61,500
割 合	11.5	<u>12.4</u>	13.1	13.6	13.9	14.5

資料：平成27年・令和2年は「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計（平成31年4月公表）

2 就業の状況

- 本県の65歳以上の就業者数は、平成27(2015)年度には94,862人でしたが、令和2(2020)年には114,178人に増加し、全就業者に占める65歳以上の人の割合は、平成27(2015)年の14.9%から3.3ポイント増加し、18.2%となっています。

[就業の状況]

区 分	H22年度	H27年度	R2年度
全就業者数	631,303	636,329	628,881
65歳以上就業者数	76,790	94,862	114,178
65歳以上の割合	12.2%	14.9%	18.2%

資料：総務省「国勢調査」

- 高齢者への臨時的かつ短期的な就業等の機会を提供するシルバー人材センターの事業実績を見ると、会員数は令和4年(2022)に6,300人台に減少しました。

[シルバー人材センターの状況]

(単位：団体・人)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度
会員団体数	32	31	31
会 員 数	6,564	6,461	6,337
就業実人員	5,925	5,955	5,677
就業延人員	455,244	447,441	434,818

資料：県定住推進・雇用労働室調べ

3 経済の状況

- 本県の令和3(2021)年度末における厚生年金保険(第1号)の平均年金月額額は126,262円、国民年金の平均年金月額額は57,407円となっており、平成30(2018)年度末(厚生年金保険：125,084円、国民年金：56,361円)に比べ、厚生年金保険は1,178円の増、国民年金は1,046円の増となっています。

また、令和3(2021)年度末の全国平均(厚生年金保険：145,665円、国民年金：56,479円)に比べ、厚生年金保険は19,403円低く、国民年金は928円高くなっています。

(令和3年度「厚生年金保険・国民年金事業年報」)

第3 介護保険制度の現状

1 第1号被保険者数

- 第1号被保険者は、令和4(2022)年度において 407,238人であり、平成12年度と比較すると 98,547人の増（伸び率 31.9%増）となっています。

(単位：人)

	H12年度	H23年度	H26年度	H29年度	R元年度	<u>R4年度</u>	増減率
岩手県	308,691	358,642	383,134	400,112	405,813	<u>407,238</u>	<u>31.9%</u>
全国	22,422,135	29,779,321	33,020,554	34,878,658	35,547,629	<u>35,845,542</u>	<u>59.9%</u>

資料：H12～R元年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告 年報 <各年度末現在>」

R4年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報（暫定版）<令和5年3月末現在>」

※ 「増減率」は平成12年度の被保険者数に対する令和4年度の増減率である、(以降の表についても同様)

2 要介護（要支援）認定者数

(1) 認定者数及び認定率

- 要介護（要支援）認定者数は、令和4(2022)年度において 79,976人であり、平成12年度と比較すると 43,925人の増（伸び率 121.8%）となっています。
- 第1号被保険者に係る認定率は、令和4(2022)年度において 19.3%であり、平成12年度と比較すると 8.0ポイントの増となっています。

(単位：人)

	H12年度	H23年度	H26年度	H29年度	R元年度	<u>R4年度</u>	伸び率
岩手県	36,051	66,560	75,349	77,969	79,553	<u>79,976</u>	<u>121.8%</u>
	34,736	64,465	73,469	76,294	77,954	<u>78,444</u>	<u>125.8%</u>
	11.3%	18.0%	19.2%	19.1%	19.2%	<u>19.3%</u>	—
全国	2,561,594	5,305,623	6,058,088	6,412,760	6,686,282	<u>6,944,377</u>	<u>171.1%</u>
	2,470,982	5,149,508	5,917,554	6,282,408	6,558,324	<u>6,814,344</u>	<u>175.8%</u>
	11.0%	17.3%	17.9%	18.0%	18.5%	<u>19.1%</u>	—

資料：H12～R元年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告 年報 <各年度末現在>」

R4年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報（暫定版）<令和5年3月末現在>」

※1 上段：総認定者数、中段：第1号被保険者数（内数）、下段：第1号被保険者における認定率

※2 上段の総認定者数には、第2号被保険者を含む。

(2) 要介護度別認定者数

○ 要介護度別認定者数は、要支援の増加が大きく、令和4(2022)年度には要支援1・2の合計が19,487人となり、平成12(2000)年度と比較すると14,698人の増(伸び率306.9%)となっています。

○ 要介護は、令和4(2022)年度には要介護1～5の合計が60,489人となり、平成12年度と比較すると29,227人の増(伸び率93.5%)となっています。

(単位：人 下段：構成比率)

区分	H12年度	H23年度	H26年度	H29年度	R元年度	<u>R4年度</u>	伸び率
要支援1	4,789	7,511	9,296	9,460	9,834	<u>9,879</u>	<u>106.3%</u>
	13.3%	11.3%	12.3%	12.1%	12.4%	<u>12.4%</u>	
要支援2	-	7,005	8,683	8,872	9,266	<u>9,608</u>	<u>37.2%</u>
	-	10.5%	11.5%	11.4%	11.6%	<u>12.0%</u>	
小計	4,789	14,516	17,979	18,332	19,100	<u>19,487</u>	<u>306.9%</u>
	13.3%	21.8%	23.9%	23.5%	24.0%	<u>24.4%</u>	
経過的要介護	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	
要介護1	9,780	12,562	14,472	15,365	15,734	<u>16,206</u>	<u>65.7%</u>
	27.1%	18.9%	19.2%	19.7%	19.8%	<u>20.3%</u>	
要介護2	6,653	12,524	13,777	14,481	14,512	<u>14,645</u>	<u>120.1%</u>
	18.4%	18.8%	18.3%	18.6%	18.2%	<u>18.3%</u>	
要介護3	4,814	9,411	10,320	10,733	11,007	<u>10,968</u>	<u>127.8%</u>
	13.4%	14.1%	13.7%	13.8%	13.8%	<u>13.7%</u>	
要介護4	5,140	8,975	10,060	10,572	10,998	<u>11,000</u>	<u>114.0%</u>
	14.3%	13.5%	13.4%	13.6%	13.8%	<u>13.8%</u>	
要介護5	4,875	8,572	8,741	8,486	8,202	<u>7,670</u>	<u>57.3%</u>
	13.5%	12.9%	11.6%	10.9%	10.3%	<u>9.6%</u>	
小計	31,262	52,044	57,370	59,637	60,453	<u>60,489</u>	<u>93.5%</u>
	86.7%	78.2%	76.1%	76.5%	76.0%	<u>75.7%</u>	
計	36,051	66,560	75,349	77,969	79,553	<u>79,976</u>	<u>121.8%</u>
	100%	100%	100%	100%	100%	<u>100%</u>	

資料：H12～R元年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告 年報 <各年度末現在>」

R4年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報(暫定版) <令和5年3月末現在>」

※1 平成12年度の要支援については、便宜上要支援1の欄に表示している。

※2 「経過的要介護」とは、平成18年4月の制度改正前に要支援の認定を受けていた者が、有効期間満了まで要介護者とみなされ、従来と同様の介護給付を受けることができる認定区分である。

3 介護サービス受給者数

(1) 介護サービス受給者数及び受給率

- 介護サービス受給者数は、令和5(2023)年3月において68,039人であり、平成12(2000)年4月と比較すると43,828人の増(伸び率181.0%)となっています。
- 要支援・要介護認定者数に占めるサービス受給者数の割合(受給率)は、令和5(2023)年3月において、85.0%であり、平成12(2000)年4月と比較すると17.8ポイントの増となっています。

(単位：人、% 下段：受給率)

	H12年4月	H24年3月	H27年3月	H30年3月	R2年3月	R5年3月	伸び率
岩手県	24,211	55,198	63,519	64,928	66,832	68,039	181.0%
	67.2%	82.9%	84.3%	83.3%	84.0%	85.0%	
全国	1,445,586	4,405,731	5,122,699	5,424,679	5,680,292	6,013,380	316.0%
	56.4%	83.1%	84.6%	84.6%	85.0%	87.0%	

資料：平成12年4月から平成24年3月までは、国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」
平成27年3月以降は、厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報(暫定版)〈各年度5月分〉」

(2) 居宅介護サービス(介護予防サービス含)、施設サービス及び地域密着型サービスの受給者数

- 居宅サービス受給者数は、令和5(2023)年3月において43,510人であり、平成12(2000)年4月と比較すると28,010人の増(伸び率180.7%)となっています。
- サービス受給者に占める居宅サービス受給者の割合は、令和5(2023)年3月において、63.9%であり、平成12(2000)年4月と比較すると0.2ポイントの増となっています。
- 施設サービス受給者数は、令和5(2023)年3月において13,389人であり、平成12年4月と比較すると4,678人の増(伸び率53.7%)となっています。
- サービス受給者に占める施設サービス受給者の割合は、令和5(2023)年3月において、19.7%であり、平成12年4月と比較すると16.3ポイントの減となっています。
- 地域密着型サービス受給者数は、令和5(2023)年3月において11,140人であり、平成24年3月と比較すると7,617人の増(伸び率216.2%)となっています。

○ サービス受給者に占める地域密着型サービス受給者の割合は、令和5（2023）年3月において、16.4%であり、平成24年3月と比較すると10.0ポイントの増となっています。

(単位：人)

	H12年4月	H24年3月	H27年3月	H30年3月	R2年3月	R5年3月	伸び率
岩手県	24,211	55,198	63,519	64,928	66,832	<u>68,039</u>	<u>181.0%</u>
居宅サービス受給者	15,500	39,213	45,096	41,314	42,582	<u>43,510</u>	<u>180.7%</u>
施設サービス受給者	8,711	12,462	13,007	13,179	13,539	<u>13,389</u>	<u>53.7%</u>
地域密着型サービス受給者	—	3,523	5,416	10,435	10,711	<u>11,140</u>	<u>216.2%</u>
全 国	1,445,586	4,405,731	5,122,699	5,424,679	5,680,292	<u>6,013,380</u>	<u>316.0%</u>
居宅サービス受給者	935,605	3,236,827	3,818,191	3,647,965	3,860,079	<u>4,153,513</u>	<u>343.9%</u>
施設サービス受給者	509,981	860,929	909,073	936,567	955,645	<u>955,846</u>	<u>87.4%</u>
地域密着型サービス受給者	—	307,975	395,435	840,147	864,568	<u>904,021</u>	<u>193.5%</u>

資料：平成12年4月から平成24年3月までは、国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」
平成27年3月以降は、厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報（暫定版）＜各年度5月分＞」

4 主な介護サービスの利用状況

5 介護給付費の支給状況

6 介護サービス基盤の状況

（現在、集計中）

第4 介護を要する高齢者等の現状と将来推計

※ 現在、各種データ等の積算中のため、作業完了後に記載します

1 令和22（2040）年度までの高齢者人口等の推計

- (1) 高齢者人口の推計
- (2) 要介護（要支援）認定者数の推計

2 令和22（2040）年度までの施設・居住系サービスを利用する要介護高齢者の推計

- (1) 施設・居住系サービス必要者数の推計

3 令和22（2040）年度までの介護給付費の推計

4 令和22（2040）年度までの介護人材の需給推計

5 令和22（2040）年度までの第1号被保険者の介護保険料の推計

第2章 基本方針

第1 施策推進の基本方針

前章における高齢化の進展と高齢者等の現状を踏まえ、次のとおり「目指す姿」を掲げ、その実現に向け、この計画に基づく施策を推進します。

【目指す姿】

県民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる地域共生社会の実現

- 令和5年10月現在、県民の約3人に1人が高齢者であり、令和7（2025）年には、県民の約5人に1人が後期高齢者になると見込まれる本県においては、介護サービス需要のさらなる増加・多様化が想定されます。
- さらに、今後高齢化が一層進む中で、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年を見据え、若い人は「支える側」、高齢者は「支えられる側」といった画一的な考え方ではなく、高齢者自身が支える側に立つことも想定しながら、世代を超えて地域住民が共に支え合い、共に幸せを実感できる「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要です。
- このため、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を進めます。
- また、高齢者も意欲・能力に応じた力を発揮することが重要であり、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を活かしながら、多様な地域活動等へ参画し、健康寿命が長くいきいきと暮らすことができる地域づくりを進めます。
- これらの取組により、こころと体の健康を実感でき幸福を追求していくことができる地域社会を実現していきます。

第2 施策推進の基本的な考え方

目指す姿の実現に向け、基本方針に基づき、次の4つの柱により施策を推進します。

【4つの柱】

- ① 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり
- ② 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり
- ③ 認知症とともに生きる社会づくり
- ④ 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

【施策の体系】

地域包括ケアを推進するための仕組みづくり

(1) 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を促進します。

(2) 在宅医療と介護の連携推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所の関係者との協働・連携を推進し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供体制の構築を推進します。

(3) 介護予防と地域リハビリテーションの推進

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等の軽減や重度化を防止するため、住民主体の通いの場の創出や多職種の参画による効果的な介護予防の取組を促進します。

また、医療や介護、保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力して取り組む「地域リハビリテーション」の体制構築を推進します。

介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり

(1) 介護人材の確保及び介護現場における業務改善・業務効率化の取組の促進

増大する介護ニーズに対応するため、介護人材の量的確保と質的向上を図るとともに、職員がやりがいをもって働けるよう、労働環境や処遇の改善、業務負担の軽減に向けた取組を支援します。

また、常に質の高いサービスが提供されるよう、研修等の充実を図り、介護職員の資質の向上を促進します。

(2) 介護基盤の整備・充実とサービスの向上

介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切なケアマネジメントに基づいた質の高い居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援するとともに、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の計画的な整備を促進し、入所待機者の解消を進めます。

また、高齢者が適切な介護サービスや介護予防サービスを受け、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、サービス事業者の育成を図ります。

(3) 介護給付適正化の推進

適切な介護サービスが提供される体制の確立と介護給付費の不適切な給付を防止する観点から、保険者が実施する介護給付適正化事業等を支援し、介護保険制度の適正な運営を図ります。

(4) 多様な住まいの充実・強化

高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯が増加する中であって、高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう、高齢者の多様な福祉ニーズに応えることができる住まい等の確保を推進します。

認知症とともに生きる社会づくり

(1) 普及啓発及び本人発信支援

認知症の人の意思が尊重され、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して生活することができるよう、認知症に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発や本人発信支援を推進します。

(2) 医療・ケア・介護サービスと家族への支援

認知症の早期発見・早期対応が行えるよう、治療体制や相談支援体制の充実、専門医療機関につなぐ一連の仕組みづくりなど、専門的で総合的な認知症の相談・診療体制の更なる質の向上や関係機関の連携強化を図ります。

また、切れ目のない認知症への対応が可能となるよう、認知症ケアに関する医療・

介護連携を推進します。

(3) 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らす「認知症バリアフリー」の取組を促進するとともに、認知症の人の社会参加を促進します。

高齢者が安心して暮らせる環境づくり

(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進

高齢者の生きがいづくりや健康づくり活動に加え、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を生かしたボランティア活動や地域活動などの社会貢献活動への参加を支援します。

(2) 高齢者の尊厳保持と権利擁護の推進

高齢者が要介護状態や認知症になっても、虐待や権利侵害を受けることなく、尊厳をもって安心して生活ができる地域社会の実現を目指します。

(3) 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進

被災した高齢者が安心して地域で生活できるよう、孤立化を防止するための見守りや高齢者自らが新たな生きがいを見出すことができる仕組みづくりなど、地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組を支援します。

第3章 推進方針

この計画に掲げる施策を円滑に推進するため、市町村や関係団体等との連携強化や、調査研究に取り組みます。

第1 市町村・関係団体等との連携体制

1 県の役割

- 県は、保険者が行う「データに基づく地域課題の分析」及び「介護予防・重度化防止等の目標及び取組内容の介護保険事業計画への記載」、「目標の達成状況に係る適切な指標による評価・公表」などの取組について支援するとともに、保険者支援の取組に係る実績の評価及び評価結果の公表を実施し、PDCAサイクルを活用して保険者支援の機能を強化し、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を支援します。
- 県は、市町村の自立支援、重度化防止等に関する取組の評価結果を活用し、市町村の取組状況を踏まえたきめ細かい支援を行い、地域全体の底上げを図っていきます。
- 県は、広域的な観点から、各高齢者福祉圏域のサービス水準等を踏まえ、関係団体、学識経験者等の委員により構成される岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会等の助言を得ながら、各市町村の方針を尊重しつつ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の適切な推進、達成を支援します。
- 広域振興局及び保健所は、各種介護・福祉情報の提供や一定水準の介護・福祉サービスを確保するための助言指導など、圏域内の総合的な調整等を行います。
- 県は、本計画の推進のため、各地域における医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、リハビリテーション関係団体等との連携により、必要な医療サービスの確保と医療との連携による効果的な介護・福祉サービスの提供を促進します。
- 県は、公的な介護・福祉サービスとの連携のもと、地域に密着したインフォーマルな介護・福祉サービスが提供できるよう、社会福祉協議会や各種保健・医療・福祉団体との一層の連携強化と活動の支援を行います。
- 県は、市町村が単独で行うことが困難な広域的又は専門的・技術的な事業の実施を支援するとともに、必要な助言を行います。
- 県は、県民の多様な介護・福祉ニーズにきめ細かく対応するため、ボランティアやNPOなどの住民参加型の活動が活発に展開されるよう、各種団体等の助成金の活用によるる、民間団体等の活動を支援します。
- 県は、地域包括ケアシステムを支える医療・介護人材の確保のため必要な取組を行うとともに、県民の地域包括ケアシステムへの理解を促進します。

- 県は、介護事業者等並びに県及び市町村の業務の効率化を図るため、好事例の横展開などにより、介護現場におけるICT等の活用や介護分野の文書に係る負担軽減などの取組を進めます。

2 市町村の役割

- 市町村は、保険者機能の強化に関する取組の評価結果を活用して、地域課題を分析し、地域の実情に即して高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を定めるとともに、実績評価と評価結果の公表を行うなど、PDCAサイクルを活用して保険者機能を強化していくことが求められます。
- 市町村は、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの運営、高齢者虐待の防止、地域密着型サービス事業者や居宅介護支援事業所に対する指導監督などを通じて、住民に最も身近な行政主体として、高齢者が安心して生活できる地域づくりを目指すことが求められます。
- 市町村は、住民のニーズを的確に把握し、必要なサービス基盤を整備するとともに、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が切れ目なく提供される地域包括ケアのまちづくりを深化・推進することが求められます。
- 市町村は、民間サービス事業者の参入が進みにくい地域・サービスについては、社会福祉協議会、NPO、ボランティア等関係機関と連携しながら、地域住民への普及啓発を行うなど、元気な高齢者も含め住民自らが要援護高齢者の生活を支援する活動へ参画する機運を高めていくことが求められます。
- 市町村は、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めるなど、介護事業者及び市町村の業務効率化を図ることが求められます。
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込を適切に定めるため、市町村は、県と連携してこれらの設置状況など必要な情報を積極的に把握することが求められます。

3 県民・サービス事業者の役割

- 県民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションやその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めることが求められます。
- 県民及びサービス事業者は、県及び市町村が本計画に基づき実施する施策が実効性のあるものとなるように、協力することが求められます。
- 県民は、様々な情報交換の場や社会貢献活動、介護予防事業などに自主的に参加し、高齢者も含め各主体が役割を持ちながら、共に支え合う地域づくりに取り組むことが求められます。
- サービス事業者は、行政と連携し、利用者の視点に立って、切れ目のない医療及び介護の提供体制を確保し、良質な医療・介護サービスを提供することが求められます。
- サービス事業者は、介護サービスが要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであることから、災害や感染症が発生した場合でも、安定的・継続的にサービスを提供することが求められます。
- サービス事業者は、介護サービスの質の向上に向けた職員研修や、虐待防止等の権利擁護の推進、苦情への適切な対応に取り組むことが求められます。
- サービス事業者は、職員の確保及び定着に向けて、キャリアアップの支援や魅力ある職場づくり等に取り組んでいくことが求められます。

第2 介護・福祉に関する調査・研究の推進

- 公益財団法人いきいき岩手支援財団、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会等と連携しながら、介護や福祉をはじめ高齢化社会への対応に関連した調査・研究に積極的に取り組み、高齢者等の生活状況や意識、高齢者をめぐる状況や実態等を把握し、施策・事業に生かしてきます。

Ⅱ 各論

第1章 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり

第2章 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤
づくり

第3章 認知症とともに生きる社会づくり

第4章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

Ⅱ 各論

第1章 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり

第1 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を促進します。

【前期計画の総括】

- 市町村が個別課題の解決のため開催する地域ケア会議への専門職の派遣など、市町村や地域包括支援センターへの支援を行いました。**引き続き**、専門職の派遣とあわせて、市町村の実情に応じ個別に相談支援を行う必要があります。(→1 課題①)
- 地域の生活支援サービスの調整等を担う生活支援コーディネーターの養成や資質向上及びリハビリテーション専門職の地域ケア会議等への参画に向けた研修の充実を図ることが必要です。(→2 (1) 課題②)

1 地域包括ケアを推進するための保険者機能の強化等への支援

医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の**深化・推進**を図るため、市町村への支援を行うとともに、関係者の連携を促進する取組を進めていきます。

また、高齢者の自立支援・要介護状態の重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組や医療・介護の連携、さらには地域共生社会の実現に向けた取組等を推進していきます。

現 状

- ① 本県の高齢化率は、現在の **34.8% (令和4年)** 10月1日現在「岩手県人口移動報告年報」から、令和22(2040)年には41.2% (うち75歳以上25.4%) になると推計され、高齢者の単独世帯や高齢者のみで構成される世帯等が増加し、医療と介護両方のケアを必要とする高齢者の増加が見込まれています。
- ② 介護保険法では、介護給付は要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行わなければならないと規定するとともに、国民に対しても自ら要介護状態になることを予防するため、健康の保持増進や要介護状態になっても有する能力の維持向上に努めることを求めています。

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 高齢化等の人口動態、医療・介護ニーズの程度、医療・介護資源等は地域によって大きく異なることから、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて、地域包括ケアシステムの<u>深化・推進を図る</u>ことが必要です。(現状①②)</p> <p>② 地域包括ケアシステム<u>の深化・推進のため</u>には、市町村の主導的な役割のもとで、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用するとともに、医療と介護の提供体制の整備など、地域の将来を見据えた「まちづくり」の一環として位置づけ、取り組むことが必要です。 また、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、市町村が設定する日常生活圏域において、必要なサービスが提供される体制を目指すことが必要です。(現状①、②)</p> <p>③ 今後増大する介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ高齢者に対し、地域の中で一体的に医療・介護サービスが提供できるようにするため、医療・介護に係る多職種連携を進めることが必要です。(現状①、②)</p> <p>④ 市町村や地域包括支援センターでは、個別課題の解決や関係者間のネットワーク構築のため、地域ケア会議が開催されていますが、個別ケース(対応困難事例等)への支援の検討を通じて、地域包括支援ネットワークの構築や高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握・対応の検討(地域課題の発見、課題解決のための地域づくり・資源開発、政策形成)などの機能を強化することが必要です。(現状①、②)</p>	<p>○ 地域包括ケアシステムを構成する医療、介護、福祉等の関係機関等が連携して、システムの<u>深化・推進</u>に向けた市町村の取組への支援方策等を検討します。(課題①)</p> <p>○ 市町村が単独では解決が困難な課題等にも対応できるようにするため、広域連携等に係る先進事例の情報を提供するほか、圏域内における医療と介護の連携による入退院調整の仕組みの普及を図るなど、市町村域を越えた広域的な調整等の取組を支援します。(課題②)</p> <p>○ 地域包括ケアシステムの<u>深化・推進</u>に資する専門的な役割を担う人材(認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター等)の養成や人材のネットワーク構築を促進する会議の開催などを通じて、市町村が行う各種事業の推進に必要とされる人材の確保を支援します。(課題③)</p> <p>○ 医療、介護、福祉従事者に対し、研修会の開催等を通じて多職種の連携に必要な知識<u>等</u>の普及を図ります。(課題③)</p> <p>○ 自宅や介護施設などで適切な医療や医療的ケアを提供できる専門的な人材を確保するため、医療・介護等の職能団体が行う研修に対する支援などを通じて、計画的な人材養成が図られるよう働きかけます。(課題③)</p> <p>○ 高齢者を取り巻く複合的な生活・福祉課題に対応するため、地域ケア会議等において、障がい者施策や子育て支援施策、地域福祉施策なども視野に入れた地域課題の把握や、地域づくり・地域資源開発への検</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>⑤ 市町村は、データに基づいて地域の実態の把握、課題の分析を行い、目標や取組内容を明確に定めた上で、効果的な介護予防や、自立支援・重度化防止を目標にしたケアマネジメントを進める必要があります。（現状②）</p>	<p>討が行われるよう、専門職を派遣するなどして地域包括ケアシステムの<u>深化・推進</u>、さらには地域共生社会の実現に向けた市町村の取組を支援します。（課題④）</p> <p>○ 地域包括ケアシステムの<u>深化・推進</u>に向けて、地域包括支援センターの機能の充実・強化が図られるよう、関係機関と協力し、広域的な調整や支援の充実に努めます。（課題⑤）</p> <p>○ 介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮しながら、サービスを必要とする高齢者に必要なサービスが提供されるよう、市町村の取組を支援します。（課題⑤）</p> <p>○ 多職種が参加する自立支援に資する地域ケア個別会議を活用したケアマネジメントを促進するための研修会の開催や専門職の派遣等を通じて、市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けた取組を進めることができるよう支援します。（課題⑤）</p>

2 生活支援の充実・強化

社会福祉協議会、老人クラブ、町内会・自治会による見守り等の「地域福祉活動」やNPO、ボランティア団体等による食事・家事援助等の「生活支援サービス」などの支え合い活動を促進します。

また、在宅において高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、市町村による介護教室や家族交流会の開催、相談体制の充実等を支援します。

(1) 見守り等の支え合い活動の促進

現	状
①	65歳以上の高齢者単独世帯は、 <u>61,707</u> 世帯（令和 <u>2</u> （ <u>2020</u> ）年国勢調査）となっており、令和7（2025）年には66,238世帯、令和12（2030）年には69,954世帯まで増加すると推計されています。
②	市町村社会福祉協議会による「見守り活動（小地域ネットワーク活動）」は、 <u>17</u> 市町村社協で行われており、高齢者を対象とした見守り活動を行うネットワーク数は <u>6,676</u> （令和 <u>4</u> （ <u>2022</u> ）年10月1日時点）となっています。
③	在宅のひとり暮らし高齢者や、被災地の災害公営住宅居住者などを対象に、緊急通報装置の活用や、民生委員や生活支援相談員による巡回訪問などにより、安否確認や見守り活動が行われています。
④	市町村では、民間事業者との間で、その事業活動の中で高齢者を見守る「協定」等を締結するなど、多様な主体の参画により、地域における高齢者の見守り体制を強化する取組が進められています。
⑤	市町村では、生活支援サービスの担い手の養成や、元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保等の役割を担う「生活支援コーディネーター」の配置、サービス提供主体等の情報共有・連携の場となる「協議体」（高齢者の生活支援等を担う社会福祉協議会、民生委員協議会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体等により構成）の設置が進められています。 また、住民主体による生活援助や、体操・運動等の活動などの取組も進められています。

課 題	今 後 の 取 組
① 若年人口が減少していく中で、高齢者への地域での見守りや生活支援などの需要の高まりが予測されることから、本人の	○ 岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターによる情報提供や、公益財団法人いきいき岩手支援財団による助成金の交付

課 題	今 後 の 取 組
<p>参加意思を基本としつつ、高齢者自身が「支える側」に立つような取組や仕組みづくりが必要です。（現状①）</p> <p>② 住民やNPO、ボランティア団体など多様な主体による見守りや支え合いなどの地域福祉活動や、多様な生活支援サービス（家事援助、介護者支援、外出支援、配食、食材配達、安否確認、買い物支援、交流サロン、移動販売等）の新たな創出と既存サービスの充実が必要です。</p> <p>こうした取組を進めるに当たっては、生活支援コーディネーターの養成・資質の向上を図るとともに、地域共生社会の実現に向けて、高齢者だけでなく、障がい者など生活上の困難を抱える全ての人々を対象とした、包括的な支援体制の整備を意識していく必要があります。（現状②、③、④、⑤）</p>	<p>等により、多様な生活支援サービスの担い手となることも想定した高齢者によるボランティア等の社会貢献活動を促進します。（課題①）</p> <p>○ 高齢者への生活支援サービスについて、市町村による協議体の設置や活動の活性化を支援するなど、サービス提供主体等の連携体制の構築や多様な生活支援サービスの資源開発を促進します。（課題②）</p> <p>○ 引き続き生活支援コーディネーターの養成を進めるとともに、生活支援コーディネーターのネットワーク構築を支援する会議や研修の開催などにより、資質の向上を図ります。（課題②）</p> <p>○ 日常的な見守りや災害時の安否確認など、地域住民や民間団体などの社会資源を活用した住民相互の取組を促進するとともに、高齢者の安否を確認するためICTを活用した見守りや、民間事業者との提携による見守り体制の構築など、多様な主体による多様な見守り体制の普及・拡大を促進します。（課題②）</p>

（２）介護する家族への支援

現	状
<p>① 市町村では、高齢者を介護している家族の負担軽減を図るため、多様なニーズや市町村の実情に応じ、介護教室の開催、介護者交流事業等の家族介護支援事業を行っています。</p> <p>また、市町村に登録された「介護サービス相談員」が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者と行政との橋渡しをしながら、問題の解決やサービスの質の向上につなげる介護サービス相談員派遣等事業を行っています。</p> <p>② 少子・高齢化や過疎化の進行などを背景として、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」に加えて、高齢者の介護と育児等を同時に担う「ダブルケア」、18歳未満の若者など若年者が日常的に家族の介護</p>	

を担っている「ヤングケアラー」の問題、子供のひきこもりの高年齢化と親の高齢化により世帯が困窮する「8050問題」などが生じており、高齢者や家族介護者を取り巻く生活・福祉課題は、複雑化・複合化しています。

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 在宅で高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、介護技術に関する知識の修得や情報共有を促進するとともに、短期入所生活介護（ショートステイ）など、家族の休息やリフレッシュのため利用可能なサービスの普及、周知・啓発を図り、身体的・精神的な支援を含めた支援体制を充実することが必要です。（現状①）</p> <p>② 「ダブルケア」や「ヤングケアラー」、「8050問題」等の高齢者や家族介護者を取り巻く複合的な生活・福祉課題の解決のためには、高齢者のみに着目することなく、世帯全体の課題を十分に把握し、介護や障がい、保育、生活支援等の適切なサービスにつなげていく必要があります。（現状②）</p>	<p>○ 市町村が実施する介護教室や、介護者交流事業等の取組への支援を通じ、在宅介護を行う家族を支援します。（課題①）</p> <p>○ 家族の介護疲れ等、身体的・精神的な負担を軽減するため、介護施設のショートステイなど利用可能なサービスの周知と支援の充実を図ります。（課題①）</p> <p>○ 介護疲れ等に起因する高齢者虐待を防止するため、研修その他のあらゆる機会を通じて、地域包括支援センターの職員や介護支援専門員等の相談・支援に係る対応能力の向上を図ります。（課題①）</p> <p>○ 地域包括支援センター等において、高齢者が属する世帯の複合的な生活・福祉課題を十分に把握し、介護のほか、障がいや保育、生活支援等の適切なサービスにつなげることができるようにするため、研修の実施等により職員の資質向上を支援します。（課題②）</p> <p>○ 複合的な生活・福祉課題に関する相談や、支援を一体的に受けられるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。（課題②）</p> <p>○ <u>保健センターや地域包括支援センターなどのネットワーク化を進めるため、重層的支援体制整備事業の活用を促し、市町村における連携体制の構築を支援します。</u> （課題②）</p>

3 地域包括支援センターの充実・強化

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務の4つの機能が十分に発揮されるよう、体制整備と機能強化を支援します。

(1) 体制の充実と運営の円滑化

現	状
<p>① 地域包括支援センターは、令和5(2023)年4月末現在で県内に74箇所(うち具体的な担当圏域を有している地域包括支援センター72箇所)設置され、設置主体である市町村の責任のもと、地域包括ケアシステムの中核を担い、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防等の必要な援助など、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する活動を行っています。</p> <p>また、一部の在宅介護支援センター等では、地域包括支援センターのブランチとして総合相談業務の一部である実態把握や初期相談を行っています。</p>	<p>② 岩手県高齢者総合支援センターでは保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職を配置し、地域包括支援センターが実施する相談・権利擁護、ケアマネジメント業務等への専門的支援と地域包括支援センター職員に対する相談・研修等を行っています。</p> <p>また、地域包括支援センターがその役割を十分発揮できるよう、職員の専門知識の習得・資質の向上や、地域包括支援センターの円滑な業務運営と体制整備、地域包括ケア推進のための取組などを支援しています。</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政(市町村)機能の一部として、地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案した総合的な機能強化が必要です。(現状①)</p> <p>② 地域包括支援センターが効果的に機能を発揮するためには、設置者である市町村が、自ら定期的に実施する事業の評価を行い、必要な措置を講じることにより、事業の質の向上を図ることが必要です。(現状②)</p>	<p>○ 個々の地域包括支援センターの業務量等を把握し、これを評価・点検する仕組みの構築に向けた市町村の取組を支援します。(課題①②)</p> <p>○ 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施や多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築等が効果的に実施されるよう、3職種の配置など必要な体制の整備について市町村に働きかけを行うとともに、先進事例の提供や、岩手県高齢者総合支援センター及び関係機関との連携による専門的・総合的支援等により、市町村の取組を支援します。(課題③)</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>③ 県内の地域包括支援センターにおいて、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置基準（対高齢者人口比）を満たしているのは72センターのうち67センターとなっています。直営型の地域包括支援センターでは、業務量の増加に見合った柔軟な人員配置が難しい上、人事異動により3職種の配置状況が大きく変わる可能性があり、特に実務経験が必要とされる主任介護支援専門員の安定的な確保が課題となっています。（現状①）</p> <p>④ 委託型の地域包括支援センターでは、市町村が設置主体（委託元）として、センターの担当区域の状況や、それぞれのセンターに求められる役割を十分踏まえた具体的な活動目標、業務内容等を設定した「運営方針」を示し、必要な環境整備や支援を行う必要がありますが、詳細な運営方針を明確に示していない場合があるなど市町村との役割分担やセンターが担う業務内容の明確化が課題となっています。（現状①）</p> <p>⑤ 市町村等に設置されている「地域包括支援センター運営協議会」において、医療、介護、福祉関係者に加え、サービス利用者・家族、保健、消防、警察、地域住民代表等幅広い関係者の参画により、センターの設置に係る基本事項や運営方針、事業計画・収支予算等について審議し、その意見を踏まえた適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要です。（現状①）</p> <p>⑥ 地域包括支援センターにおいては、高齢者の生活の質の向上を目指した自立支援・重度化防止に向けた体制の整備やケア</p>	<p>○ 個々の地域包括支援センターの現状を踏まえ、高齢化の進展とそれに伴う相談件数の増加等による業務量の増加に伴う負担の軽減及びセンターごとの役割に応じた人員体制を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す市町村の取組を支援します。（課題③④⑧）</p> <p>○ 市町村が委託を行う場合であっても、設置主体としての責任を持ち、運営方針を明確に定め、市町村と地域包括支援センターがそれぞれの役割を理解しながら、一体的にセンターで運営する体制の整備が図られるよう、市町村への助言を行います。（課題⑤）</p> <p>○ 地域包括支援センター運営協議会において、医療、介護、福祉等の関係者の多様な視点から地域包括支援センターの設置・運営や市町村の地域包括ケアシステムの構築方針、関係機関とのネットワーク構築等について協議が行われ、協議結果が市町村等の施策に反映する場となるよう市町村の取組を支援します。（課題⑤⑥）</p> <p>○ 岩手県高齢者総合支援センターによる各種研修等を通じた職員の資質向上や情報提供等の充実を図るとともに、業務負担軽減に向けた支援を行い、地域包括支援センターの機能が最大限に発揮できるよう支援します。（課題⑦⑧）</p> <p>○ 高齢者が介護保険制度やサービス内容を理解し、必要な介護サービスを適切に受けられるよう、一層の制度周知を図るとともに、地域包括支援センター等による相談体制の充実を促進します。（課題⑨）</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>マネジメント支援、地域ケア会議の機能強化の取組が必要です。（現状①）</p> <p>⑦ 地域包括支援センター業務に対して、専門的・総合的に支援を行う岩手県高齢者総合支援センターの一層の機能強化を図ることが必要です。（現状②）</p> <p><u>⑧ 令和6年4月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行されることから、地域包括支援センターが行う要支援者に対する介護予防支援や、総合相談支援業務の一部が居宅介護支援事業所において実施可能となることから、地域包括支援センターの業務負担軽減に向けた体制整備を促進することが必要です。 （現状②）</u></p> <p>⑨ 制度の変遷により、介護サービス体系が複雑化していることから、わかりやすい介護サービス情報を提供することが必要です。（現状①②）</p>	

(2) 人材の育成

現 状
① 地域包括支援センターには、原則として所管する日常生活圏域内の第一号被保険者数に応じて保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種が配置され、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防など、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する活動を行っています。

課 題	今 後 の 取 組
① 地域包括支援センターの円滑な運営のためには、職員の資質向上が不可欠であり、職員研修等による人材の育成が必要です。(現状①)	○地域包括支援センター職員の資質向上を図るため、岩手県高齢者総合支援センターが行う地域包括支援センター職員を <u>対象とした職種・キャリア別</u> 研修や総合相談支援研修等の充実を図り、「 <u>ヤングケアラー</u> 」や「 <u>ダブルケア</u> 」等の複合的な問題にも適切に対処できるよう、地域包括支援センターの対応能力の向上を図ります。(課題①)

4 施策の目標

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	<u>地域ケア推進会議において政策提言を実施している市町村数</u>	<u>15人</u> (暫定値)	<u>25人</u>	<u>29人</u>	<u>33人</u>
2	<u>地域ケア会議に参画するリハビリテーション専門職育成研修参加者数(累計)</u>	<u>⑤集計中</u>	<u>124人</u>	<u>187人</u>	<u>250人</u>
3	<u>住民主体の生活援助サービスを実施している保険者数</u>	<u>11保険者</u>	<u>14保険者</u>	<u>15保険者</u>	<u>16保険者</u>

第2 在宅医療と介護の連携推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所の関係者との協働・連携を推進し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供体制の構築を推進します。

【前期計画の総括】

- 在宅医療人材を対象とした市町村向け「在宅医療人材研修」を全圏域で実施しましたが、今後は、各市町村における在宅医療の推進に向けた具体的な取組につなげられるよう、所属や職種に特化した内容を検討していく必要があります。(→2課題①②)
- また、介護支援専門員の資質向上は在宅医療介護連携の要であることから、介護支援専門員を対象とした「在宅医療人材育成研修」については、内容を充実しながら引き続き実施していく必要があります。(→1課題①)
- これらの人材育成、資質の向上の取組に加え、引き続き、広域的な視点から、各圏域における入退院調整支援や、市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業への支援などを行い、他職種が連携し、医療や介護が包括的に提供できる体制の構築を推進していく必要があります。(→2課題①②)

1 在宅医療の推進

通院が困難であっても、自宅や介護施設において、必要な医療が確実に受けられるよう、日常の療養を支える訪問診療や訪問看護等が円滑に提供される体制の構築を目指します。

また、病状が急変した時の入院等の対応が円滑に行われるとともに、希望に応じて自宅や介護施設等で最期を迎えることができるよう、多職種連携を推進し、本人の意思を尊重した在宅医療が提供される体制を構築します。

現	状
①	令和3(2021)年度に訪問診療を受けた患者数は人口10万人当たりでは <u>4,253.2人</u> と、全国 <u>(8,368.0人)</u> を下回っています。 また、令和3(2021)年度に往診を受けた患者数は人口10万人当たりでは <u>648.0人</u> と、全国 <u>(1532.5人)</u> の半分以下となっています。
②	<u>令和3年(2021)年3月末</u> 時点で、訪問診療等により在宅医療を提供している在宅療養支援病院は <u>15施設</u> 、在宅療養支援診療所は <u>73施設</u> の届出があり、人口10万人当たりでは在宅療養支援病院が <u>1.3施設</u> 、在宅療養支援診療所が <u>6.1施設</u> となっており、 <u>病院は全国と同水準(1.3施設)となっていますが、診療所は全国(11.8施設)を下回って</u>

現 状
<p><u>います。</u></p> <p>③ <u>令和3(2021)</u>年の介護サービス施設・事業所調査によると、訪問看護ステーション数は <u>121</u> 事業所であり、人口 10 万人当たり <u>10.1</u> 業所と全国 (<u>10.8</u> 事業所) とほぼ同等となっています。</p> <p>④ <u>令和4(2022)</u>年度病床機能報告によると、患者の退院後、在宅又は介護施設等における療養の継続を調整支援する退院支援担当者を配置している病院が <u>62</u> 施設 (病院の <u>80.5%</u>)、診療所が <u>3</u> 施設 (有床診療所の <u>4.1%</u>) となっています。</p> <p>⑤ 盛岡圏域及び宮古圏域においては、入院医療機関 (病院、有床診療所等) と居宅介護支援事業所等との円滑な連携が図られるよう、平成 26 (2014) 年度から入退院時の情報提供等に関するガイドラインを策定し、運用しています。</p> <p>⑥ 本人やその家族と医療従事者等との話し合いにより、本人の意思を尊重した医療を提供できる体制づくりに取り組んでいる地域があります。</p> <p>⑦ 岩手県保健福祉年報 (人口動態編) によると、病院で最期を迎える方の割合が減少している一方で、自宅・老人ホーム・介護老人保健施設等の介護施設で最期を迎える方の割合が増加しています。</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 医療機関や介護施設等の相互の連携により、地域における 24 時間対応を可能とする体制の構築や、訪問診療、訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤指導等への対応など、在宅療養者や家族のニーズに対応した切れ目のない在宅医療提供体制を構築することが必要です。(現状①～⑤)</p> <p>② 入院医療機関においては、退院支援担当者の配置と入退院調整支援機能の強化を推進し、入院医療機関と在宅医療に係る機関 (かかりつけ医、かかりつけ歯科医師、かかりつけ薬剤師、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等) との円滑な連携により、切れ目のない継続的な在宅医療提供体制を確保することが必要です</p>	<p>○ 在宅医療に関わる医療従事者や介護従事者等に対し、在宅医療に関する適切な情報提供を行うとともに、地域や職種のニーズに合わせて、在宅医療に必要な基本的知識や技術に関する研修を行うなど、在宅医療を担う人材の確保・育成を推進します (課題①)。</p> <p>○ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関等の関係機関が連携し、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスが適切に紹介される体制づくりを推進します。(課題①②)</p> <p>○ 各圏域において入院医療機関と居宅介護支援事業所等の円滑な連携が図られる</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>(現状①～⑤)。</p> <p>③ 急変時の対応に関する本人・家族の不安や負担を軽減するため、往診や訪問看護により 24 時間対応を可能とする連携体制や、在宅療養支援病院や在宅療養後方支援病院、有床診療所といった入院医療機関による後方支援体制の構築が求められています。(現状①～④)</p> <p>④ <u>本人や家族のQOLの維持向上を図りつつ療養生活を支えるとともに、本人や家族が希望した場所で最期を迎えることを可能にする医療及び介護等サービスの提供体制の構築が必要です。</u>(現状①～⑦)</p> <p>⑤ 厚生労働省作成の「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等を参考とし、人生の最終段階に向けて、本人や家族と医療従事者等との話し合いにより本人の意思を尊重した医療を提供していくことが求められます。(現状①～⑦)</p> <p>⑥ 介護施設等で最期を迎える方が増えていることから、介護施設従事者の看取りの理解促進や、必要に応じて在宅医療に係る機関が介護施設による看取りを支援することが求められます。(現状⑦)</p>	<p>よう、地域の実情に応じた入退院時の情報提供等に関するルールの構築を支援します。(課題②)</p> <p>○ <u>在宅療養者の急変時に対応した往診や訪問看護のほか、入院医療機関が必要に応じて一時受け入れを行う体制など、地域の実情に応じた 24 時間対応が可能な体制づくりを推進します。</u>(課題③)</p> <p>○ 住み慣れた自宅や介護施設など、本人が望む場所で療養及び看取りを行うことができるよう、在宅医療を担う機関の連携を推進します。(課題④)</p> <p>○ 在宅医療を担う医療機関や介護施設等が、本人の意思を尊重して人生の最終段階の医療を提供できるよう、医療従事者・介護従事者に対する研修の開催など、普及啓発等に取り組みます。(課題④～⑥)</p> <p>○ 地域住民を対象とした看取りに関する公開講座などにより、<u>在宅</u>看取りの普及啓発に取り組みます。(課題⑤)</p> <p>○ <u>県民や地域団体等を対象とした講演会等を開催し、人生の最終段階に向けた、患者やその家族と医療従事者等との話し合い(アドバンス・ケア・プランニング)に関する理解の促進と普及啓発を図ります。</u>(課題⑤)</p>

2 連携体制の構築

住み慣れた地域で適切に在宅医療・介護が提供されるよう、地域において、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、リハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士などの医療従事者はもとより、介護支援専門員や社会福祉士、介護福祉士などの介護・福祉従事者も含めた多職種が連携し、一人ひとりに適した医療や介護が包括的に提供できる体制の構築を推進します。

現 状
① 市町村においては、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に向けて、地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護 <u>従事者</u> に <u>よる</u> 相談支援及び研修等の取組が進められています。
② 市町村、在宅医療に <u>必要な</u> 連携を担う拠点や訪問診療を実施する医療機関等が中心となって、在宅医療の推進に係る多職種による連絡会議や研修など、地域の実情を踏まえた在宅医療と介護連携に関する取組が進められています。
③ 地域によっては、往診や訪問診療を行う複数の病院、診療所がグループを組み、主治医の不在時においても相互に支援を行う体制を構築しています。
④ 在宅医療・介護連携を推進する担い手として期待されている在宅医療連携拠点は、 <u>令和5（2023）年3月末</u> 時点で13箇所が設置されており、 <u>22</u> 市町村を事業区域として活動を行っています。
⑤ 地域の医療機関、介護施設等をつなぐ地域医療情報連携ネットワークの構築により診療・介護情報等の共有を図るなど、在宅医療と介護の連携を支援する取組が行われています。
⑥ 医療機関、介護施設等によって対応している食形態の種類や質、名称等が異なっており、高齢者が他の施設に移行した際に、栄養情報の共有が円滑に行われない場合があります。

課 題	今 後 の 取 組
① 市町村における在宅医療・介護連携を推進する取組が、 <u>P D C A サイクルに沿って</u> 地域の実情に応じて効率的・効果的に実施されることが必要です。（現状①）	○ できる限り住み慣れた地域で、高齢者一人ひとりの状態に応じた医療と介護が包括的、継続的に提供されるよう、地域の多様な医療・介護従事者の参加による地域ケア会議を促進するなど、多職種連携体制の構築を推進します。（課題①②）
② 在宅療養者の生活や病態に応じて、適	

課 題	今 後 の 取 組
<p>切な医療や介護を包括的に提供していくため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士などの多職種による連携が必要です。（現状①②）</p> <p>③ 要介護高齢者が医療機関から自宅や介護施設等に移行した後も、適切な栄養管理が継続できるよう、医療・介護に携わる多職種間で、食形態や栄養情報を共有する必要があります。（現状⑥）</p> <p>④ 日常の療養支援のほか、夜間・急変時や入退院時、看取りなどに24時間の対応が可能となるよう、在宅医療を担う医療機関、入院医療機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、介護施設などの間で多様な連携が必要です。（現状②）</p> <p>⑤ 住み慣れた地域で在宅療養が可能となる体制の整備を進めるために、地域の医師会等の協力を得て、在宅医療提供体制の整備に取り組むことが必要です。（現状③）</p> <p>⑥ 広大な県土を抱える本県においては、地域により医療・介護資源等の差があることから、単独の市町村による体制整備が困難な場合など、広域連携による体制の構築も視野に入れて、地域の実情に応じた在宅医療及び介護サービス等の提供体制を構築することが必要です。（現状④⑤）</p> <p>⑦ 地域における多職種連携や関係機関の連携を推進するため、在宅医療を提供する医療・介護の従事者の役割分担を明確にするとともに、円滑な連携のための関係づくりや研修、啓発などを行う在宅医療連携拠</p>	<p>○ 先進的な取組事例の情報提供、<u>地域包括ケア「見える化システム」を含む在宅医療・介護に係るデータの分析・活用支援や、人材育成のための研修等により、市町村の取組を支援します。（課題①②）</u></p> <p>○ <u>市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業において、PDCAサイクルに沿った事業展開が行えるよう、在宅医療・介護連携研修を実施し、市町村職員の資質向上を図ります。（課題①）</u></p> <p>○ 安全で適切な栄養管理のもと、要介護高齢者に対し摂食嚥下機能に対応した食事を提供できるよう、医療・介護に携わる多職種間による食形態の統一化や、栄養情報の共有、食生活改善ボランティア等と一体となった食支援の取組を<u>推進</u>します。（課題③）</p> <p>○ 広域的な連携体制を構築するため、在宅医療・介護連携推進事業の受け皿として期待される在宅医療連携拠点の整備を支援します。（課題④⑥⑦）</p> <p>○ 地域の医師会等医療従事者団体と市町村の連携強化や、市町村域を越えた課題の調整など広域的な支援を行い、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の構築を促進します。（課題⑤⑥）</p> <p>○ 情報通信技術を活用した地域医療情報連携ネットワークによる医療・介護の連携に向けた活用を促進します。（課題②④）</p>

課 題	今 後 の 取 組
点の整備等による連携体制の構築が必要です。(現状④⑤)	

3 施策の目標

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	市町村向け「在宅医療人材育成研修」受講者数(累計)	<u>598人</u>	<u>698人</u>	<u>798人</u>	<u>898人</u>
2	介護支援等連携指導を受けた患者数(第1号被保険者10万人対)	<u>③1,330人</u>	<u>1,630人</u>	<u>1,930人</u>	<u>2,230人</u>

第3 介護予防と地域リハビリテーションの推進

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等の軽減や重度化を防止するため、住民主体の通いの場の創出や多職種の参画による効果的な介護予防の取組を促進します。

また、医療や介護、保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力して取り組む「地域リハビリテーション」の体制構築を推進します。

【前期計画の総括】

- 高齢者人口に占める住民主体の通いの場への参加者の割合については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、通いの場を開催する公共施設において定員制限が設けられたことや高齢者が感染を防ぐために参加を自粛したことなどにより目標値を下回っており、継続して取組を進める必要があります。（→1 課題③④）
- 地域リハビリテーションについては、市町村において介護予防事業への参画が可能なリハビリテーション専門職の確保が十分ではないことから、各圏域及び市町村の取組状況や課題を踏まえ、引き続きリハビリテーション専門職を対象とした研修等の実施により市町村の介護予防事業への支援を行う必要があります。（→2 課題①②③④）

1 介護予防事業の推進と市町村への支援

全ての高齢者を対象に、本人の参加意欲を基本として、日常生活の活動を高め、社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することで、地域生活の中で活動性を継続的に高める介護予防を推進します。

また、市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む体制を構築できるよう支援します。

現	状
①	岩手県介護予防市町村支援 <u>推進会議</u> を <u>開催</u> し、介護予防に関する専門家の意見、各地の介護予防の効果的な取組事例、統計データ等の情報提供等を通じ、市町村への支援を行っています。
②	介護予防事業を実施する市町村の保健師等のマンパワーや、事業の実施に必要な社会資源（事業所、病院、NPO、ボランティア団体、リハビリテーション専門職等）には地域差があり、十分な事業実施体制の確保が困難な市町村もあります。
③	高齢者が身近な場所で介護予防活動に取り組むためには、住民主体の通いの場の充実

現 状
<p>が必要ですが、厚生労働省が実施した調査によると、<u>令和3(2022)</u>年度に県内で週1回以上開催している通いの場に参加した人数は <u>9,113</u> 人、高齢者人口に占める割合は <u>2.2%</u>となっており、全国平均の <u>2.7%</u>をやや下回る状況にあります。</p> <p><u>④ 介護予防事業は、住民主体を基本としつつ、効果的な専門職の関与も得ながら、従来の介護保険の関係部局にとどまらず多様な関係者や事業と連携し、充実を図ることが必要です。</u></p> <p>⑤ 令和元年の「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の<u>施行により</u>、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、市町村は、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施するよう努めることとされています。</p> <p><u>⑥ 要介護に至る前段階として位置づけられる、フレイルに対する予防及び適切な介入が必要であり、フレイルに影響を及ぼすオーラルフレイルについても、併せて認知度の向上と対策が必要です。</u></p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 市町村においては、保険者機能を強化・発揮し、自立支援・重度化防止に向けた次のような取組が必要です。(現状①)</p> <ul style="list-style-type: none"> データに基づいて地域課題を分析し、取り組む内容や目標を明確化すること。 多職種と連携し、効果的な介護予防を実施すること。 多職種が参加する地域ケア会議を活用し、ケアマネジメントを支援すること。 <p>② 介護予防事業を円滑に実施するため、<u>市町村では</u>地域の実情に応じた多様なサービスの提供体制を整備することが必要です。(現状②)</p> <p>③ 心身機能の改善や機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるとともに、地域づくりなど的高齢者本人を取</p>	<p>○ 岩手県介護予防市町村支援<u>推進会議</u>において、市町村が実施する介護予防事業の分析や市町村への助言等を行い、効果的な事業実施を支援します。(課題①～⑦)</p> <p>○ 市町村等が保険者機能を発揮して、高齢者の自立支援・重度化防止を図ることができるよう、以下の取組を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域課題の分析や取り組む内容・目標の明確化 多職種と協働して開催する地域ケア会議の運営と会議結果を踏まえた自立支援型介護予防ケアマネジメントの実施 住民主体の通いの場による介護予防活動の推進(課題①～⑦) <p>○ 市町村の適切なケアマネジメントにより、専門的なサービスを必要とする方が必要なサービスを受けられるよう、助言を行うなどして市町村を支援します。(課題①)</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>り巻く環境へのアプローチも含めた介護予防の取組が必要です。(現状③)</p> <p>④ 住民自身が主体となって運営する体操の集いなど住民主体の通いの場を充実させ、参加者同士のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような介護予防の取組が必要です。(現状③)</p> <p>⑤ 住民主体の通いの場など、そこに集まる参加者同士による見守りのネットワークを活用し、高齢者の孤立防止や抑うつ状態の早期発見等につなげるなど、自殺予防対策の観点も取り入れた取組が必要です。(現状③)</p> <p>⑥ <u>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進に当たり、事業が未実施の市町村においては、医療専門職の確保や関係部署間での合意形成・庁内連携が課題となっているほか、事業を導入している市町村においても継続的な実施のための支援が必要です。(現状④⑤⑥)</u></p> <p>⑦ <u>特に 75 歳以上の後期高齢者についてはフレイルの進行が顕著となることから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組などにより、高齢者の疾病予防・介護予防等の推進を図る観点からフレイルに対する総合対策を切れ目なく行うことが必要です。(現状⑤)</u></p>	<p>○ 市町村が、限られた社会資源のなかでも効果的に介護予防事業を推進することができるよう、情報交換会の開催やICT・移動サービスの導入事例等の情報提供などを行い、市町村の<u>取組の充実</u>を支援します。(課題②④)</p> <p>○ 保健所や地域リハビリテーション広域支援センターなどの関係機関が、住民を含めた介護予防従事者等を対象とした講演会や研修会を開催して介護予防の技術的支援を図るなど、圏域の実情に即した市町村の介護予防事業を支援する取組を<u>促進</u>します。(課題③)</p> <p>○ 高齢者の心身機能、活動、参加の各要素にバランスよく働きかけるとともに、本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた介護予防事業を推進するため、公益財団法人いわてリハビリテーションセンターと一体となり、リハビリテーション関係団体と連携しながら、市町村の地域ケア会議や介護予防事業へのリハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)等の参画を促進します。(課題①③)</p> <p>○ リハビリテーション専門職が介護予防事業等に円滑に関われるような体制づくりを支援するとともに、リハビリテーション関係団体と連携し、意識の醸成やスキルの向上などにつながる取組を推進します。(課題①)</p> <p>○ 口腔機能の低下や低栄養等により生活の質や心身機能が低下するリスクが高まることから、介護予防に資する体操と併せて、歯科医師や歯科衛生士、管理栄養士等</p>

課 題	今 後 の 取 組
	<p>と連携した適切な口腔<u>健康管理</u>や栄養状態の改善に向けたケアマネジメントの取組を<u>促進</u>します。（課題①③）</p> <p>○ 高齢者が自発的に介護予防に取り組むことを促進するため、住民主体の通いの場が継続的に拡大していく取組を推進します。（課題④）</p> <p>○ 「地域づくりアドバイザー」を養成・派遣し、住民主体の通いの場の創出・拡充に取り組む市町村を、それぞれの地域の実情に応じて支援します。（課題④）</p> <p>○ <u>元気な高齢者が、介護予防事業の担い手として地域で社会的な役割を持つことにより、自らの生きがいや介護予防にもつながるよう、体操指導者の資格を取得し、地域のボランティアとして自主的な体操普及に取り組む「シルバーリハビリ体操指導者」の養成を推進します。（課題④⑤）</u></p> <p>○ 複数の慢性疾患を有する高齢者については、薬剤師・薬局と連携し、薬剤数が増えることによる相互作用や薬物有害事象が生じること（ポリファーマシー）の問題や、「お薬手帳」を活用した正しい服薬により心身の状態を維持・管理することの重要性など、薬を起因とする機能障害を予防することの必要性について周知・啓発する取組を支援します。（課題①⑥⑦）</p> <p>○ 介護予防事業の実施に当たって、高齢者のメンタルヘルス等のサポートを併せて実施するほか、介護予防従事者向け研修においては、自殺予防対策に係る普及啓発を行い、一人ひとりの気づきと見守りを促します。（課題⑤）</p>

課 題	今 後 の 取 組
	<p>○ <u>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のための市町村における連携体制構築を推進し、通いの場への医療専門職の効果的な関与を促すとともに、フレイル実態の把握、介入の必要の高い高齢者の把握及び適切な介入・支援（栄養・口腔や服薬に関する相談・指導等）を促進します。（課題⑥⑦）</u></p> <p>○ <u>市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進のため、岩手県後期高齢者医療広域連合及び岩手県国民健康保険団体連合会と連携し、事業に関する説明の機会や情報交換の場を設けます。（課題⑥⑦）</u></p>

2 地域リハビリテーションの推進

民間団体も含め、生活に関わるあらゆる人々や機関・組織が連携し、地域において包括的・継続的かつ体系的な地域リハビリテーションを展開していくため、体制の整備と一層の取組を推進します。

現	状
<p>① <u>岩手県での地域リハビリテーション施策の基本方針となる「岩手県地域リハビリテーション連携指針」（平成13年策定/令和4年改定）において、地域リハビリテーション推進の基本方針を示し取組を行っています。</u></p>	
<p>② 市町村において、主に高齢者を対象とした保健事業や介護予防事業等の予防的な地域リハビリテーションの取組を行っています。</p>	
<p>③ 岩手県におけるリハビリテーション医療の中核施設として、リハビリテーションを専門的に行う高度診療機能を有する公益財団法人いわてリハビリテーションセンターを岩手県リハビリテーション支援センターに指定しています。</p>	
<p>④ 高齢者福祉圏域（二次保健医療圏）を基本として地域リハビリテーション広域支援センターを指定し、協力施設等との連携のもとで各圏域における地域リハビリテーションを推進しています。</p>	
<p>⑤ 岩手県リハビリテーション支援センターは、市町村や広域支援センター等に対して、地域リハビリテーション活動への技術的な支援を行っています。</p>	
<p>⑥ <u>リハビリテーション専門職や医療・介護従事者等を対象とした地域リハビリテーション及び介護予防に関する研修を実施しています。</u></p>	
<p>⑦ 関係団体の代表やリハビリテーション専門職などで構成される岩手県地域リハビリテーション協議会や岩手県介護予防市町村支援<u>推進会議</u>、地域リハビリテーション広域支援センター連絡協議会等において、地域リハビリテーションや介護予防の課題、各圏域への事業展開及び市町村の取組への支援策などを検討しています。</p>	

課 題	今 後 の 取 組
<p>① <u>リハビリテーション専門職は盛岡圏域に集中し、沿岸部や県北部では少ないなど地域偏在があり、地域リハビリテーションの取組に地域格差が生じていることから、</u></p>	<p>○ <u>高齢者の状態に応じた適時適切なリハビリテーションの提供体制を構築するため、岩手県地域リハビリテーション協議会や岩手県介護予防市町村支援推進会議を</u></p>

課 題	今 後 の 取 組
<p><u>広域的な人材派遣の仕組みが必要です。 (現状①～⑦)</u></p> <p>② 市町村における地域リハビリテーションの取組について、訪問・通所リハビリテーションにおける助言・指導や地域ケア会議への出席、住民主体の通いの場への支援など、リハビリテーション専門職の参画が必要です。(現状②)</p> <p>③ 市町村においても、リハビリテーション専門職の支援による一般介護予防を中心とした地域支援事業の充実・強化を図るため、地域リハビリテーション支援体制の構築が必要です。(現状②)</p> <p>④ 地域における自立支援・重度化防止の取組へのリハビリテーション専門職の効果的な関与を促進するため、リハビリテーション従事者の人材育成が必要です。(現状①②⑤⑥)</p> <p>⑤ リハビリテーション専門職や関係機関が互いの役割、取組を把握し、個別課題や地域課題の解決を図るための検討・調整を図ることが重要です。(現状①④⑦)</p>	<p><u>開催し、その協議結果等を踏まえ、市町村を支援します。(課題①～⑤)</u></p> <p>○ <u>岩手県リハビリテーション支援センターは県医師会及びリハビリテーション関係団体との連携・協力により、各圏域における地域リハビリテーションの取組を支援します。(課題①～⑤)</u></p> <p>○ <u>地域リハビリテーション広域支援センターは、岩手県リハビリテーション支援センターと連携しながら、協力施設の協力のもと、リハビリテーション専門職の広域的な派遣調整機能を強化し、市町村の介護予防事業を支援します。(課題①)</u></p> <p>○ <u>地域リハビリテーション広域支援センターにおいて、地域リハビリテーション広域支援センター連絡協議会を開催し、圏域の地域リハビリテーションに関する取組状況や活動上の課題を共有するとともに、圏域における地域リハビリテーションの適切かつ円滑な推進について検討・協議し、地域リハビリテーションの取組を推進します。(課題①～⑤)</u></p> <p>○ <u>リハビリテーション専門職を対象に研修会を開催し、市町村の介護予防事業への関与や多職種との連携を支援します。(課題②④)</u></p> <p>○ <u>圏域における地域リハビリテーション従事者の人材育成を推進するため、地域リハビリテーション広域支援センターにおいて、地域課題を踏まえた研修会を実施します。(課題②④)</u></p> <p>○ 高齢者の自立支援・重度化防止の視点を</p>

課 題	今 後 の 取 組
	<p>取り入れたケアマネジメントの実現に向けた取組や多職種連携による関係機関のネットワークの構築が図られるよう、市町村や地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に専門職の参画を促すとともに、アドバイザーを派遣し支援します。(課題②)</p> <p>○ <u>地域リハビリテーション広域支援センター、郡市医師会、保健所及び職能団体の支部等との連携により、市町村における地域リハビリテーション支援体制の構築を支援するとともに、市町村単独では体制整備が困難である場合には、地域リハビリテーション広域支援センターを活用した事業実施を推進します。(課題③)</u></p>

3 施策の目標

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	<u>65歳以上75歳未満高齢者の要介護認定率</u>	<u>16.8%</u>	<u>11.7%</u>	<u>11.5%</u>	<u>11.3%</u>
2	<u>住民主体の通いの場の参加率北海道・東北順位</u>	<u>③3位</u>	<u>2位</u>	<u>2位</u>	<u>1位</u>
3	<u>介護予防に参画するリハビリテーション専門職育成研修参加者数(累計)</u>	=	<u>111人</u>	<u>148人</u>	<u>185人</u>
4	<u>(再掲)地域ケア会議に参画するリハビリテーション専門職育成研修参加者数(累計)</u>	=	<u>124人</u>	<u>187人</u>	<u>250人</u>

第2章 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり

第1 介護人材の確保 及び介護現場における業務改善・業務効率化の取組の促進

増大する介護ニーズに対応するため、介護人材の量的確保と質的向上を図るとともに、職員がやりがいをもって働けるよう、労働環境や処遇の改善、業務負担の軽減に向けた取組を支援します。

また、常に質の高いサービスが提供されるよう、研修等の充実を図り、介護職員の資質の向上を促進します。

【前期計画の総括】

○ 介護人材確保の取組について、今後も増大する介護ニーズに対応するため、関係機関と連携した介護職員の育成や多様な人材の参入促進等により介護人材の量的確保を図る必要があります。

また、生産年齢人口の減少も見据え、介護職員の離職防止・定着促進を図る必要があります。

○ 労働環境・処遇の改善について、職員負担の軽減のため、介護ロボットやICTの導入促進に向けた補助を実施するとともに、関係機関と連携しながら県内の取組状況や課題等を把握し、モデル事業所の育成やワンストップ型の事業者への総合的な支援体制の整備などについても検討を進め、介護事業所における業務改善・業務効率化、介護サービスの質の向上や生産性向上等に資する取組の促進を図る必要があります。

○ 専門性の向上について、専門職の資質の向上は、効率的なサービスの提供やキャリアパスの確立のみならず、多様化・高度化する利用者のニーズに対応するとともに、自立支援・重度化防止に資するものであることから、引き続き、職能団体と連携してサービスの質の向上に向けた取組を行う必要があります。

○ 地域の実情に応じた各種人材確保事業が行われるよう、引き続き県内市町村等への支援を行う必要があります。

1 サービス従事者の確保及び専門性の向上

要介護者等の生活を直接的に支援する介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠であることから、その確保に関する取組を、「参入の促進」、「労働環境・処遇の改善」、「専門性の向上」の3つの視点から、総合的に進めていきます。

(1) 参入の促進

現	状
①	令和 <u>5</u> (<u>2023</u>) 年4月における県内の介護職の有効求人倍率は <u>1.91</u> 倍（パート含む常用）で、県内の全産業の有効求人倍率 <u>1.23</u> 倍（季節調整値）と比べると高い水準にあります。（岩手労働局「岩手県内の一般職業紹介状況」）
②	県内の介護職の有効求人倍率の推移を見ると、 <u>平成 31</u> (<u>2019</u>) 年 <u>2.31</u> 倍、 <u>令和 2</u> (<u>2020</u>) 年 <u>2.47</u> 倍、 <u>令和 3</u> (<u>2021</u>) 年 <u>1.99</u> 倍、令和 <u>4</u> (<u>2022</u>) 年 <u>1.99</u> 倍、令和 <u>5</u> (<u>2023</u>) 年 <u>1.91</u> 倍と <u>高い水準が続いています</u> 。（各年4月時点、岩手労働局調べ）
③	ホームヘルパーや介護福祉士などの介護職について、イメージに近いものはどれか聞いたところ、「夜勤などがあり、きつい仕事」を挙げた者の割合が 65.1%と最も高く、以下、「社会的に意義のある仕事」(58.2%)、「給与水準が低い仕事」(54.3%)、「やりがいのある仕事」(29.0%) などの順となっています。（回答、上位4項目、内閣府「介護保険制度に関する世論調査」 <u>(平成 22</u> (2010) 年9月)）
④	県内の介護福祉士を養成する学校等における定員充足率は、 <u>平成 31</u> (<u>2019</u>) 年度 <u>40.6%</u> 、 <u>令和 2</u> (<u>2020</u>) 年度 <u>41.8%</u> 、 <u>令和 3</u> (<u>2021</u>) 年度 <u>36.5%</u> 、 <u>令和 4</u> (<u>2022</u>) 年度 <u>44.4%</u> となっており、定員割れの状況が続いています。 <u>令和 5</u> (<u>2023</u>) 年度の定員充足率は <u>36.9%</u> となっており、全国比べ <u>(51.3%)</u> と比べてやや低い値になっています。
⑤	<u>離職した介護福祉士の再就業を促進するため、平成 29</u> (2017) 年4月から、資格取得時または離職時等における届出システムが都道府県福祉人材センターにおいて、 <u>運用されています</u> 。
⑥	E P A（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れに加え、介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格の付与及び在留資格「特定技能」 <u>など</u> 、外国人介護人材の受入れに関する制度が整備 <u>されています</u> 。また、県内の介護事業所等 <u>481</u> 施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム及び認知症グループホーム）を対象に外国人介護人材の勤務状況について調査した結果、 <u>2</u> 施設で E P A に基づく介護福祉士候補生が <u>3</u> 名、 <u>28</u> 施設で外国人技能実習生が <u>54</u> 名、 <u>8</u> 施設で在留資格「介護」に基づく従事者が <u>15</u> 名、 <u>16</u> 施設で特定技能外国人が <u>41</u> 名となっています。

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 県内の令和 <u>12 (2030)</u> 年度の介護人材の需要数(推計)は<u>〇〇〇</u>人、供給数(推計)は<u>〇〇〇</u>人で、介護職員は<u>〇〇〇</u>人不足が見込まれます。<u>今後、生産年齢人口が減少していくことを考慮すると介護人材の確保が一段と厳しくなることが想定されるため、取組をより一層推進していく必要があります。(現状①、②)</u></p> <p>② 介護人材の中核的な役割を担う介護福祉士を目指す学生等を増やすとともに、<u>未経験者やUターン希望者等の多様な人材の参入を促進していくことが必要です。(現状①、②)</u></p> <p>③ 介護の仕事は<u>ネガティブなイメージがもたれやすく</u>、学生等が進路を選択する際に介護職を避ける要因の一つになっていることから、より多くの学生等の<u>職業選択肢</u>となり得るよう、<u>地域の実情に応じた取組により、介護の仕事に関する理解促進や不安を払拭する</u>必要があります。(現状③)</p> <p>④ 即戦力となり、かつ介護人材の中核的役割を担うことが期待される潜在介護福祉士等に対し、<u>介護職への再就職</u>を促すことが求められています。(現状⑤)</p> <p>⑤ 介護施設等における外国人介護人材の受入れを<u>一層促進</u>するため、<u>外国人介護人材の確保・受入れ・定着や介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備に係る各種取組や事業所等への支援</u>が必要です。(現状⑥)</p>	<p>○ <u>介護人材確保に向けて、介護経験の有無に関わらず</u>、<u>新卒者、地域の若年層、就業していない方、中高年齢者層、他業種からの新規参入など</u>多様な人材の参入促進を図ります。(課題①)</p> <p>○ <u>メディアの活用や職場体験等を通じて、介護職のイメージアップ</u>を図るとともに<u>介護の仕事に対する理解を深め、参入促進</u>を図ります。 併せて、<u>市町村や関係団体等が行う、地域の実情等を踏まえた</u>介護の魅力発信等の取組を支援します。(課題①、②)</p> <p>○ <u>介護福祉士を目指す学生を増やすため、介護福祉士を養成する学校等との連携により、介護の仕事への理解や関心を高める</u>取組を推進します。(課題①、③)</p> <p>○ <u>多様な人材の参入を図るため、介護未経験者に対し介護施設等の実態や職場環境等に触れることのできる機会を設けるとともに、基礎的知識等を習得するため、介護入門者向けの研修を実施</u>します。(課題①、②)</p> <p>○ <u>意欲や能力、希望する働き方等が異なる多様な人材へのきめ細かいマッチングが行われるよう、岩手県福祉人材センターにおいて、県内5か所にキャリア支援員を配置し、地域の施設・事業所への訪問による情報収集等を行うとともに、ハローワークとの連携に努めます。</u>(課題①、②)</p> <p>○ <u>介護の仕事から離職した方が、再び介護の職場に復帰できるように、離職した介護人材の届出制度の活用により介護との「つながり」を確保するとともに、復職に際して</u></p>

課 題	今 後 の 取 組
	<p>の不安感を払拭するためにキャリア支援員による支援を行います。(課題④)</p> <p>○ <u>外国人介護人材に関するセミナーや外国人介護人材の指導者向けの研修会、介護施設等による介護福祉士養成施設等に留学する留学生への奨学金支給の支援の実施により、介護施設等における外国人介護人材の受入れを支援します。</u></p> <p><u>また、県内における外国人介護人材の受入れ状況及び課題等を把握し、事業者団体等と連携しながら必要な支援を検討します。</u>(課題⑤)</p>

(2) 労働環境・処遇の改善

現	状
<p>① 令和<u>4</u> (<u>2022</u>) 年度における県内の<u>介護サービス事業所の従業員（訪問介護員及び介護職員）</u>の離職率は <u>10.2%</u>で、全国の<u>介護サービス事業所の従業員</u>の離職率 <u>14.4%</u>と比較すると低い水準にありますが、県内の離職率の推移を見ると、平成 <u>30</u> (<u>2018</u>) 年度 <u>13.5%</u>、令和元 (<u>2019</u>) 年度 <u>11.0%</u>、令和 <u>2</u> (<u>2020</u>) 年度 <u>13.6%</u>、令和 <u>3</u> (<u>2021</u>) 年度 <u>11.2%</u>となっており、<u>半数以上が</u>勤続3年未満の離職となっています。(公益財団法人介護労働安定センター <u>岩手支部「介護労働実態調査結果 岩手県版」</u>)</p> <p>② 令和 <u>4</u> (<u>2022</u>) 年度介護労働実態調査結果 岩手県版 (公益財団法人介護労働安定センター岩手支部) によると、介護職員の働く上での悩みとして、「仕事内容のわりに賃金が低い」、「<u>身体的・精神的負担が大きい</u>」等があり、退職理由としては、「職場の人間関係に問題があったから」、「収入が少なかったため」等があります。</p> <p>③ 早期離職防止や定着促進のために、「有給休暇を取りやすくする等の労働条件の改善」、「能力や仕事を評価し、賃金などの処遇に反映している」、「<u>業務改善や効率化等による働きやすい職場づくりに力を入れている</u>」等に取り組む事業所が多くなっていますが、本県の事業者における実施率は全国に比べて低い傾向にあります。</p> <p>④ 令和 <u>4</u> (<u>2022</u>) 年度における県内の介護従事者の所定内賃金 (月給の者) は <u>227,658</u> 円であり、全国の介護従事者の所定内賃金 (月給の者) <u>253,186</u> 円と比較すると低い水準にあります。その推移を見ると、令和元 (<u>2019</u>) <u>205,337</u> 円、令和 <u>2</u> (<u>2020</u>) 年 <u>220,309</u> 円、令和 <u>3</u> (<u>2021</u>) 年 <u>221,437</u> 円となっており、上昇傾向に<u>あります</u>。(公益財団法人</p>	

介護労働安定センター岩手支部「令和4年度介護労働実態調査」)

- ⑤ 令和5(2023)年3月における県内の介護職員処遇改善加算届出率は94.2%であり、令和4(2022)年12月における全国の届出率94.5%並みとなっています。また、令和4年10月の臨時の介護報酬改定により、介護職員処遇改善加算の上位区分の加算として、介護職員等ベースアップ等支援加算が新設され、介護職員の収入の3%程度、月額9,000円を引き上げる措置が行われ、県内で介護職員処遇改善加算を取得した事業所の90.3%が加算を取得しており、令和4年12月における全国の届出率91.3%を若干下回っています。このほか、県内の介護職員等特定処遇改善加算届出率は、県内で介護職員処遇改善加算を取得した事業所の73.2%となっており、令和4年12月における全国の届出率75.0%を若干下回っています。(厚生労働省「令和4年度介護従事者処遇状況調査」)
- ⑥ 令和5年5月、都道府県を中心とした一層の取組を推進する観点から、介護保険法(平成9年法律第123号)が一部改正され、都道府県において、介護事業所の業務効率化、介護サービスの質の向上や生産性向上の取組等が促進されるよう努めることとされました。(令和6年4月施行)

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 介護人材の定着促進を図るため、キャリアパスを確立し、職員のモチベーションを向上させ、離職防止を図る必要があります。(現状①、②)</p> <p>② 介護事業所において、働き手のニーズに合わせた短時間勤務制度の導入や、子育て支援等働きやすい環境の整備とともに、賃金水準の改善が必要です。(現状②)</p> <p>③ 介護ロボットやICT(情報通信技術)の活用、業務プロセスの見直しにより職員の負担を軽減し、<u>業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進</u>を図る必要があります。(現状②、③、⑥)</p> <p>④ 介護業界は小規模な施設・事業者も多く、キャリアパスの構築等、単独での取組が難しい場合もあることから、工夫した取</p>	<p>○ 処遇改善加算及び令和元(2019)年10月より開始した介護職員等特定処遇改善加算の取得促進、関係団体との連携や県等が行う指導監査等を通じて、処遇改善を図るとともに、各事業所のキャリアパス制度や雇用管理の改善等を促進します。(課題①)</p> <p>○ 介護事業所の経営者等に対し、研修会を通じて効果的事例等を紹介することなどにより、事業所における労働環境改善の取組を促進します。(課題②、⑤)</p> <p>○ <u>指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の導入を進め、介護事業所の文書負担の軽減を促進します。(課題③)</u></p> <p>○ 無資格で就職した職員が安心して働き、将来に展望を持つことができるよう、本人</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>組や支援が必要です。(現状⑤)</p> <p>⑤ <u>高齢化の進展や生産年齢人口が減少する中においても、介護現場が地域における介護ニーズに応え、職員がやりがいを持って働き続けられる環境づくりを進めるためには、職場の良好な人間関係づくりや、介護サービスの質を確保・向上させつつ、介護職員の身体的・精神的負担の軽減や業務の効率化を図っていく必要があります。</u> (現状②⑥)</p> <p>⑥ <u>介護現場の業務改善・業務効率化や介護サービスの質の向上の取組を一層広く浸透を図るため、地域においてモデルとなる事業所の育成や多様な関係機関の参画の下での横展開を図る必要があります。</u>(現状⑥)</p>	<p>の意欲や能力に応じて働きながら研修等を受講できるようにするなど、キャリアパス構築を支援します。 (課題④)</p> <p>○ <u>介護事業所で働く職員の精神的な負担の軽減や定着支援に資する研修の実施により、事業所における働きやすい職場環境づくりに向けた取組を支援します。</u>(課題⑤)</p> <p>○ 市町村や関係団体等が実施するエルダー・メンター(新人指導担当者)研修や人事考課に関する研修等、早期離職防止や雇用管理改善の取組に対し支援します。(課題①、⑤)</p> <p>○ 小規模な事業者においてもキャリアパスの構築に向けた取組を進めることができるよう、市町村や岩手県福祉人材センターが行う小規模事業者の職員向け研修会の開催を支援します。(課題④)</p> <p>○ 介護従事者の負担軽減を図るための介護ロボットや、介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化を図るためのICTについて、介護事業所における導入を支援するとともに、有効活用事例等を紹介し、介護ロボットやICTの活用の普及を図ります。(課題③、⑤)</p> <p>○ <u>令和6年4月に施行される改正介護保険法の趣旨を踏まえ、関係機関とともに、地域課題や介護サービスの質の維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入など、介護現場の業務改善・業務効率化、生産性向上に資する様々な支援方策を</u></p>

課 題	今 後 の 取 組
	<u>議論する場づくりについて検討していきます。(課題⑤、⑥)</u>

(3) 専門性の向上

現	状
<p><訪問介護員・介護職員（初任者研修受講者等）></p>	
<p>① 訪問介護員をはじめとする介護職員は、在宅・施設を問わず、介護職員として必要となる基本的な知識・技術等を有し、適切な介護業務を実践することが求められています。</p>	
<p>② <u>平成 30 (2018) 年度の介護員養成研修の修了者は 750 人</u>でしたが、<u>平成 31 (2019) 年度 690 人、令和 2 (2020) 年度 660 人、令和 3 (2021) 年度 657 人、令和 4 (2022) 年度 510 人</u>となっており修了者数の減少傾向が続いています<u>(平成 30 年度と平成 31 年度は初任者研修課程の修了者のみ。令和 2 年度からは生活援助従事者研修課程の修了者も含む)</u>。</p>	
<p>③ <u>令和 5 (2023) 年 9 月末</u>現在、介護員養成研修の指定事業者は、県立高等学校や民間の養成機関等 <u>53 箇所</u>（うち休止中 <u>20 箇所</u>）となっています。</p>	
<p>④ <u>令和 5 (2023) 年 9 月末</u>現在、介護職員への喀痰吸引等の業務従事者認定証の交付件数は延べ約 <u>8,560 件</u>です。</p>	
<p>⑤ 介護人材確保のために、介護未経験者を含め人材の裾野の拡大を進めることに伴い、意欲、能力の異なる職員が共に働くことが見込まれます。</p>	
<p><介護福祉士></p>	
<p>⑥ 介護福祉の専門職として、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応するなど、介護職の中核としての役割を担うことが求められています。</p>	
<p>⑦ <u>令和 5 (2023) 年 9 月末</u>現在、本県の介護福祉士登録者数は <u>22,932 人</u>となっています。</p>	
<p>⑧ 介護福祉士に求められる能力等を修得できるよう、養成課程の見直しが行われ<u>ました</u><u>(修業年限に応じて令和元 (2019) 年度から令和 3 年度に順次導入)</u>。</p>	
<p><介護支援専門員></p>	

現	状
<p>⑨ 介護保険制度の要として、支援を必要とする高齢者が心身等の状況に応じた適切なサービスを受けられるよう、各種サービスを調整する専門職であり、<u>令和5(2023)年8月現在、本県では約2,807人</u>が実務に就いています。</p> <p>⑩ 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践することが期待されており、<u>根拠のある支援の組み立ての基盤となる視点(適切なケアマネジメント手法等)を身に付けることが求められていることから</u>、その資質向上に向けて研修制度の見直しが行われました。</p> <p>⑪ 主任介護支援専門員については、地域包括ケアシステムの<u>深化・推進</u>に向けて、地域課題の把握から社会資源の開発等の地域づくりや、地域の介護支援専門員の人材育成等の役割が期待されています。</p> <p><その他の介護従事者></p> <p>⑫ 地域包括ケアシステムの<u>深化・推進</u>に向け、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの需要が増えています。</p> <p>⑬ リハビリテーション専門職には、所属する施設等での業務に加え、地域の介護予防事業や地域ケア個別会議等への参加など、介護予防や地域リハビリテーションの推進において重要な役割が期待されています。</p> <p>⑭ 医療ニーズを併せ持つ中重度の要介護高齢者の増加が見込まれており、看護職員には入所者・利用者に係る医療的な判断等を行い、医療的ケアの提供や医療機関等との連携を行うことが期待されています。</p>	

課	題	今 後 の 取 組
①	それぞれに期待されている役割を果たすことができる専門職の養成を図ることが必要です。(現状①、⑥、⑩、⑪)	○ <u>介護員養成研修</u> 及び新たな教育内容による介護福祉士養成課程の適正な実施を確保します。(課題①)
②	<u>医療的ケアを必要とする高齢者は増えており、医療的ケアに対応できる介護職員の養成の継続が求められています。</u> (現状④)	○ 県において引き続き喀痰吸引等医療的ケア研修を実施するとともに、登録研修機関等と連携し、医療的ケアに対応できる介護職員の養成を行います。(課題②)
③	地域包括ケアシステムの構築及び <u>深化・推進</u> において、多職種と連携・協働し	○ 介護支援専門員のケアマネジメントに係る技術の向上や、地域包括ケアシステム

課 題	今 後 の 取 組
<p>ながら、支援を必要とする高齢者の心身等の状況に応じて各種サービスの調整を行う人材を、地域全体で育成する仕組みが求められています。(現状⑪)</p> <p>④ 限られた人材で<u>質の高い</u>介護サービスを提供するために、多様な人材層を類型化し、機能分化を進めるとともに、それぞれの人材層の意欲・能力に応じた役割、機能、必要な能力、教育、キャリアパスのあり方に応じた具体的な支援が求められます。(現状①、②、⑥)</p> <p>⑤ <u>市町村における地域リハビリテーションの取組について、訪問・通所リハビリテーションにおける助言・指導や地域ケア会議への出席、住民主体の通いの場への支援など、リハビリテーション専門職の参画が必要です。(現状⑫、⑬)</u></p> <p>⑥ <u>市町村においても、リハビリテーション専門職の支援による一般介護予防を中心とした地域支援事業の充実・強化を図るため、地域リハビリテーション支援体制の構築が必要です。(現状⑫、⑬)</u></p> <p>⑦ <u>地域における自立支援・重度化防止の取組へのリハビリテーション専門職の効果的な関与を促進するため、リハビリテーション従事者の人材育成が必要です。(現状⑫、⑬)</u></p>	<p>における役割の理解のため、キャリア段階に応じた法定研修を継続して実施します。(課題①)</p> <p>○ 介護支援専門員の実務能力の向上と主任介護支援専門員の資質向上を図るため、地域全体で展開する実習型研修(地域同行型研修) <u>の実施を支援します。(課題①、③)</u></p> <p>○ 介護職員のキャリアパス確立のため、介護職員が意欲に応じて働きながら研修を受講したり、介護福祉士等の資格を取得できるよう支援します。(課題④)</p> <p>○ 介護職員の職業能力の見える化を進めた「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」の効果的な活用事例等を紹介し、事業所におけるキャリアパスの構築を支援します。(課題④)</p> <p>○ 介護人材の専門性に基づく業務分担や業務の標準化等に取り組む優良事例等の普及啓発を<u>図り</u>、介護事業所内における機能分化を支援します。(課題④)</p> <p>○ <u>多様化・高度化する利用者のニーズに対応するとともに、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの提供を実現するため、職能団体と連携して専門職の資質向上を図ります。(課題①、④)</u></p> <p>○○ <u>リハビリテーション専門職を対象に研修会を開催し、市町村の介護予防事業への関与や多職種との連携を支援します。(課題⑤、⑥)</u></p> <p>○ <u>高齢者の自立支援・重度化防止の視点を</u></p>

課 題	今 後 の 取 組
	取り入れたケアマネジメントの実現に向けた取組や多職種連携による関係機関のネットワークの構築が図られるよう、市町村や地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に専門職の参画を促すとともに、アドバイザーを派遣し支援します。(課題⑤、⑦)

2 施策の目標

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	介護職員の離職者に占める勤続1年未満の者の割合	③42.6%	⑤40.6%	⑥39.6%	⑦38.6%
2	キャリア支援員が介在し介護の職場に就職した人数〔累計〕	226人	230人	240人	250人
3	県内の介護サービス事業所・施設における外国人介護人材の受入人数	⑤139人	150人	160人	170人
4	情報通信技術（ICT）導入に係る補助事業所数〔累計〕	⑤50事業所 (暫定値)	100事業所	150事業所	200事業所
5	介護人材の確保及び資質向上を図るため開催する介護サービス事業所向けセミナーへの参加事業者数	71事業者	80事業者	85事業者	90事業者
6	介護支援専門員地域同行型研修の実施保険者（市町村）数	4保険者	5保険者	6保険者	7保険者

第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上

介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切なケアマネジメントに基づいた質の高い居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援するとともに、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の計画的な整備を促進し、入所待機者の解消を進めます。

また、高齢者が適切な介護サービスや介護予防サービスを受け、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、サービス事業者の育成を図ります。

【前期計画の総括】

- 第9期計画においても、市町村の介護保険事業計画を基礎として、必要なサービスの提供体制が確保され、入所待機者の解消が図られるよう、引き続き、施設の整備等に対する適切な支援を行う必要があります。（→1（2）課題①）
- 地域密着型サービス施設について、公募不調等を理由に取下げとなる事例などが発生していることから、迅速な事業着手と円滑な進捗の確保に向け、市町村に対する適時適切な支援を行う必要があります。（→1（1）課題②）
- 介護医療院の創設に伴い、現行の介護療養病床の設置期限が令和5（2023）年度末とされたことから、医療機関等に必要な情報提供を行うとともに、関係する医療機関の意向を尊重しながら、市町村と調整の上、転換を支援しました。（→1（2）課題③）
- 利用者の安全を確保するため、事業者が行う水害・土砂災害を含む各種災害に備えた非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について指導を行う必要があります。（→1（3）課題①）
- 令和4年10月以降、新型コロナウイルス感染症オミクロン株による第8波の本格流行により、多くの施設等でクラスターが複数発生し、医療機関や高齢者施設等に大きな負荷がかかりました。高齢者施設等においては、平時から感染症対策に取り組むとともに、医療機関との連携体制の確保や感染症予防の研修・訓練に取り組む必要があります。
（→1 課題(3)課題）
- 保険者と連携し、サービス事業者に対し、適正な事業運営や利用者の安全確保が図られるよう助言や指導を行うとともに、事業者が自らの介護サービス情報を公表する制度や苦情があった際の関係機関による指導・助言を通じて、適切で質の高いサービスの提供の確保を図る必要があります。（→4課題①、5課題①）

1 介護サービス提供体制の整備の基本的な考え方

- 令和7（2025）年を見据えて各地域で地域包括ケアシステムが構築されるよう、中長期的に必要な各種介護サービスの水準を推計しながら、各地域で求められるサービス基盤の計画的な整備を支援します。
- 居宅サービスや地域密着型サービスの利用が高まるよう、サービスの提供体制の充実を支援します。
- 地域の実情に応じ、介護サービスの拠点となる介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が計画的に整備されるよう支援し、入所待機者を解消するよう努めるとともに、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム）や特定施設入居者生活介護事業所などの居住系サービス基盤の整備を支援します。
- 医療と介護の連携を図り、医療機関と在宅を結ぶ介護老人保健施設の計画的整備や機能の向上を支援します。

（1）居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実

現	状
①	高齢化の進展により介護を要する高齢者の増加が見込まれていますが、住み慣れた地域や自宅で生活することを望んでいる方が多い状況です。
②	認知症高齢者は年々増加しており、本県の介護保険第1号被保険者（65歳以上）のうち「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人の数は、 <u>令和5（2023）年3月には50,005人</u> となっており、今後も増加が見込まれています。
③	平成24（2012）年度に地域密着型サービスとして創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護は地域包括ケアシステム構築のために有効なサービスとされていますが、地理的条件等から効率や採算の面での課題もあり、事業者数が十分とはいえない状況です。
④	地域共生社会の実現に向けた取組の一つとして、高齢者と障がい児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉双方の制度に共生型サービスが位置づけられ <u>ています</u> 。
⑤	本県での居宅サービスの利用は、改善傾向にあるものの全国に比較して低調です。
⑥	保険者機能の強化の観点から、在宅サービスの事業者指定に当たって保険者が意見を

現 状
提出するなど関与する仕組が設けられています。

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 保険者と連携し、不足するサービス等地域の実情を考慮しながら、サービス提供体制の充実を図ることが必要です。(現状①③④⑤⑥)</p> <p>② 今後も増加が見込まれる認知症高齢者に対応するため、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症グループホーム)や認知症対応型通所介護事業所等の整備が必要です。(現状②)</p>	<p>○ 介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で必要とするサービスが受けられるよう、居宅サービス及び地域密着型サービスの充実に努めます。(課題①②)</p> <p>○ 市町村が介護保険事業計画に基づいて行う地域密着型サービス事業所の整備に対し補助を行うなど、サービス提供体制の強化を支援します。(課題①)</p> <p>○ 事業者参入等が進まない定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護のサービス等については、市町村及び事業者等に先進事例を紹介するとともに、補助制度の周知を図るなど普及に努めます。(課題①)</p> <p>○ 共生型サービスについては、利用者となる高齢者及び障がい者等に十分な説明を行い、サービスの趣旨を踏まえた適切なサービスの提供が行われるよう、関係する事業者を指導します。(課題①)</p> <p>○ 家族の介護疲れ等、身体的・精神的な負担を軽減するため、短期入所生活介護など利用可能なサービスの周知と支援の充実に努めます。(課題①)</p>

(2) 介護保険施設の整備・充実

現 状
<p>① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への早期入所が必要な在宅の方は、令和<u>5(2023)</u>年4月1日現在で<u>722</u>人となっています。</p> <p>入所待機者解消のため計画的に施設整備を進め、第<u>8</u>期計画期間中に<u>319</u>床(令和<u>6</u></p>

(2024)年1月時点見込みが整備されましたが、高齢化の進展により、依然として入所待機者が生じています。

- ② 介護保険制度の改正により、平成 27 (2015) 年度から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所は原則要介護 3 以上の方が対象となりました。
- ③ 介護老人保健施設においては、医学的管理のもとでの施設サービスはもとより、通所・訪問リハビリテーション等と連携し、在宅介護を支援する拠点としての機能も期待されています。
- ④ 介護老人福祉施設と介護老人保健施設については、施設においても自宅に近い環境で、利用者一人ひとりの個性や生活リズムに応じた生活ができるようユニットケアを推進するとともに、地域の実情に応じて多床室の整備も認めています。
- ⑤ 今後、増加が見込まれる慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対する施設サービスとして、平成 30 (2018) 年度に介護医療院が創設されました。

課 題	今 後 の 取 組
<p>① <u>要介護度の高い方や、慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者</u>など、在宅での生活が困難な高齢者に対応するため、入所待機者数や高齢化の進展等を見据え、<u>地域の実情に応じた施設整備が求められています</u>。（現状①②③⑤）</p> <p>② ユニットケアを実践する施設が増加しており、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したケアを行うため、職員の育成が必要です。（現状④）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、サービス見込量を基に定めた施設整備計画を達成できるよう支援し、入所待機者の解消に努めます。（課題①） ○ <u>令和 6 年度から、新たに「介護医療院(定員 30 人以上)」の施設整備に対する補助制度を設け、施設整備を支援します</u>。（課題①） ○ 要介護 1、2の方であっても、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難な場合は、市町村の適切な関与のもと、特例により入所できる場合があることを周知し、特例の取り扱いが適切に行われるよう努めます。（課題①） ○ ユニットケアを実践する施設の介護の質の向上のため、従事する介護職員の研修を支援します。（課題②）

(3) 施設の安全・感染対策

現	状
① 本県では、東日本大震災津波や台風災害第 10 号により多くの施設が甚大な被害を受けましたが、依然として非常災害対策計画の策定や避難訓練が行われていない施設等があります。	
② 洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域に立地する施設等においては、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられています。	
③ 平成 28 (2016) 年 7 月に発生した神奈川県相模原市の障害者支援施設での殺傷事件を受け、施設における高齢者の安全確保に努めるよう求められています。	
④ 岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会では、大規模災害が発生した際に、圏域を越えて施設及びその利用者等に対する支援が円滑に行われるよう、広域ブロック災害時相互支援協定を締結しています。	
⑤ 東北ブロック老人福祉施設協議会では、大規模災害が発生した際に、迅速かつ円滑な相互支援が図られるよう、災害時相互支援協定を締結し、施設間での共助の体制を整備しています。	
⑥ 介護老人福祉施設等では、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応できる医療機関との連携体制の確保、感染症予防等の研修・訓練、オミクロン株ワクチン接種や療養体制の確保等に取り組んでいます。	
⑦ 施設等では、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応できる医療機関との連携体制の確保、感染症予防等の研修・訓練、オミクロン株ワクチンの接種や療養体制の確保等に取り組んでいます。	
⑧ 新型コロナウイルス感染症の対応として、「感染症対策チェックリスト」を作成し、施設等に具体的な感染対策を助言しているほか、高齢者施設等を対象とした感染症対策の研修会を開催し、施設等における感染防止対策を支援しています。また、大規模クラスター発生時においては、いわて感染制御支援チーム (ICAT) や災害医療派遣チーム (DMAT) のメンバーで構成される「いわて医療福祉施設等クラスター制御タスクフォース」の支援などにより、感染拡大防止に対応しています。	
⑨ 介護サービス事業者においては、災害や感染症が発生した場合であっても介護サービスを継続的に提供するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画である業務継続計画 (BCP) を策定するとともに、当該計画に基づき必要な研修・訓練の実施が義務づけられています。	

課 題	今 後 の 取 組
<p>○① 非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施が義務付けられている施設はもちろんのこと、義務付けのない施設にあっても、立地する地域の状況等に応じた計画を早急に策定し、避難訓練を実施する必要があります。(現状①②)</p> <p>○② <u>高齢者施設等における</u>外部からの不審者の侵入防止への対応が求められており、地域に開かれた施設であることと<u>利用者の安全確保</u>の両立が必要です。(現状③)</p> <p>○③ 大規模災害等が発生した場合においても、介護サービスを継続するため、施設間の支援体制を進めることが必要です。(現状④⑤)</p> <p>○④ 感染症の集団発生を予防するためには、<u>平時から適切な感染対策</u>を講じることが重要です。(現状⑥⑦)</p> <p>⑤ <u>施設等における医療機関との連携体制等に係る調査結果によると、回答があった施設等のうち概ね9割が医療機関との連携体制の確保など一定の取組が進められています</u>が、<u>未実施又は未回答の施設等があることから、これらの施設の連携体制の構築を支援する必要があります</u>。(現状⑥⑦⑧)</p> <p>⑥ <u>令和5年7月時点の全国調査の結果によると、感染症BCPを「策定中」の施設は54.6%、「未策定(未着手)」の施設は15.6%、自然災害BCPを「策定中」の施設は54.9%、「未策定(未着手)」の施設は17.1%であり、計画未策定である施設が一定数あることから、計画を早急に策定し、研修・訓練を実施する必要があります</u>。</p>	<p>○ 非常災害対策計画の優良事例を施設や<u>事業所</u>、関係団体、市町村等に情報提供し、計画の策定や避難訓練の実施を支援します。(課題①)</p> <p>○ 指導監査調書等に非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況を確認する項目を設け、指導監査時に点検し、指導・助言を行います。(課題①)</p> <p>○ 施設等に対して防犯の点検項目を示すとともに、関係機関等との安全確保のための情報交換や必要な協力要請に取り組みます。(課題②)</p> <p>○ 大規模災害が発生した場合<u>であっても</u>、利用者へのサービス<u>提供を維持する</u>ため、施設間の相互支援や連携が円滑に実行されるよう、各団体の取組を支援するとともに各種調整を行います。(課題③)</p> <p>○ 大規模災害時の施設間連携の体制が整備されていない施設に対しては、先進事例を情報提供するなど連携体制の整備に<u>向けた支援を行います</u>。(課題③)</p> <p>○ <u>施設等が感染症への適切な対応を行うことができるよう、平時から衛生部局等と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延防止に係る指導・助言を行います</u>。(課題④)</p> <p>○ <u>新興感染症の発生に備え、施設等と医療機関との連携体制を図るため、施設等と医療機関のマッチングに取り組みます</u>。(課題⑤)</p> <p>○ <u>コロナ対応時に生じた教訓・課題を踏ま</u></p>

課 題	今 後 の 取 組
<u>(現状⑨)</u>	<p><u>え、施設等における感染症対応力の向上を図るため、県・振興局等において、地域の医療機関や施設等を対象とした研修会を開催します。(課題⑤)</u></p> <p>○ <u>利用者の安全を確保するため、業務継続計画の策定及び研修、並びに訓練の実施について指導監査時に点検し、指導・助言を行います。(課題⑥)</u></p>

2 サービス種別の見込量

現	状
○	市町村では、国が示した指針に基づき、いわゆる団塊の世代が 75 歳を迎える令和 7 (2025) 年、あるいは自らの地域における高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムを実現することを念頭において見込量を設定しています。
○	県では、市町村の介護保険事業計画を基礎として、高齢者福祉圏域ごとに介護サービス種別ごと <u>の</u> サービス見込量を設定しています。
○	平成 30 (2018) 年度以降の見込量の設定に当たっては、介護サービスの見込量と医療計画の在宅医療の整備目標の整合性を図る必要があることから、地域の医療・介護関係者による協議の場を通じ、整合性の確保を図って <u>います</u> 。

(1) サービス見込量の設定の考え方 (全県)

現	状
	サービスの見込量は、市町村が介護保険事業計画において定める見込量との整合性を図っています。

(2) 市町村におけるサービス見込量の設定の考え方

現	状
	介護保険事業計画策定時点における介護給付等対象サービスの給付実績について分析評価を行い、現に利用している方の人数、利用者の意向、各サービス必要量の見込み、地域の実情等を考慮し、各年度におけるサービスの種類ごとの必要量の見込みを定めています。

(3) 必要利用定員総数及び必要入所定員総数の設定の考え方

現	状
○	特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、市町村が介護保険事業計画において設定した必要者数を勘案しながら、必要利用定員総数を設定しています。
○	各介護施設における必要入所定員総数は、サービス利用の実績や施設入所希望者数等の地域の実情を考慮し、高齢者福祉圏域内の市町村が設定した必要者数を勘案しながら設定しています。

(4) 介護サービスの見込量と医療計画の在宅医療の整備目標との整合性の確保について

現	状
<p>○ 第9期介護保険事業(支援)計画<u>についても</u>、地域医療構想における病床の機能分化・連携の推進により生じる介護施設・在宅医療等の新たなサービス必要量(追加的需要)を踏まえて、介護サービスの見込量を定めることとされ<u>ています</u>。</p> <p>○ 以下のサービス見込量は、上記の病床の機能分化・連携の推進により生じる介護施設・在宅医療等の追加的需要について、地域の医療・介護関係者による協議結果を踏まえて、定めています。</p>	

※ 各サービス種別の見込量については、現在、各介護保険者において、検討中。

3 介護サービス事業者の育成・支援

高齢者が、いつでもどこでも適切なサービスを受けることができるよう、施設整備の支援等を通じて地域密着型サービス事業者の参入促進を図り、サービスの偏在の解消に努めます。

また、介護サービス事業者の適正な事業運営による質の高いサービスの確保を目指し、市町村等と連携して、その育成を支援します。

現 状
① 事業者は、人口の多い都市部では年々増加していますが、人口が少ない地域では参入する事業者が少ないなど、地域によって偏りがあります。
② 全国では、介護サービス事業所における高齢者への虐待や身体拘束等不適切な介護サービスの提供、不正な介護報酬の請求などにより、指定取消し等となる事業者が <u>あります</u> 。
③ 事業者への指導について、市町村には地域密着型サービス事業者に対する指導監督権限のほか、県指定の事業者に対しても立入権限が付与されています。
④ 県は市町村（中核市を除く）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督等に関して、市町村に対する指導を実施しています。
⑤ 居宅介護支援事業所の指定及び指導監督業務が平成 30（2018）年度より県から市町村へ移管されています。
⑥ 社会福祉法による福祉サービス第三者評価や、介護保険法による外部評価の実施を通じ、介護サービスの質の確保を図っています。

課 題	今 後 の 取 組
<p>① <u>地域の実情に応じ</u>、事業者の参入を促進し、質の高いサービスが提供されるよう取り組む必要があります。（現状①）</p> <p>② 介護サービス事業所については、利用者から苦情相談が寄せられたり、<u>運営</u>指導の際に不適切な事業運営が認められることもあり、各事業所における適正な事業運営体制の確保が必要です。（現状②）</p> <p>○ ③ 県や市町村が行う集団指導や<u>運営</u>指導について、指導レベルの平準化を図る必要<u>があります</u>。（現状③④）</p>	<p>○ 高齢者が、いつでもどこでも適切なサービスを受けることができるよう、施設整備の支援等を通じて地域密着型サービス事業者の参入促進を図り、サービスの偏在の解消に努めます。（課題①）</p> <p>○ 介護サービス事業所における高齢者への虐待や身体拘束等不適切な介護サービスの提供、不正な介護報酬の請求などの未然防止・是正指導のため、毎年、計画的に集団指導や<u>運営</u>指導を実施します。（課題②）</p> <p>○ <u>運営</u>指導については、毎年、重点指導項</p>

課 題	今 後 の 取 組
	<p>目を設定し、1事業所当たり概ね6年に1回以上指導対象となるよう調整の上、計画的に実施します。(課題②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者から苦情や相談が寄せられた事業者に対しては、訪問調査を実施するなどして適宜取り扱いの是正を求めるなど、市町村と連携して適切に指導します。(課題②) ○ 介護報酬の改定や制度改正については、保険者と連携して説明会を開催したり、集団指導や個別相談等を行うことにより、県内の事業者が円滑に対応できるよう周知の徹底を図ります。(課題②) ○ 事業者への指導について、指導レベルの平準化を図られるよう、研修会の開催や県と保険者による地域密着型サービス事業者への合同指導を実施し、技術的助言を適切に行うなどして、市町村による事業者指導を支援します。(課題③) ○ 事業者に対し、指導の機会などを通じて、福祉サービス第三者評価や外部評価の受審等、サービスの質の向上に向けた取組を推進するよう働きかけます。(課題④)

4 介護サービス情報公表制度の推進

介護サービスの利用者やその家族等が介護に関する的確な情報を得られるよう情報公表制度の周知と事業趣旨の啓発に努めるとともに、介護事業者自らが介護情報を公表することを通じて、サービスの質の向上につながるよう支援します。

現	状
<p>① 介護サービス情報の公表制度は平成 18（2006）年から開始されており、「介護サービス情報公表システム」によりインターネットで情報が得られ、介護サービス事業者の比較など、サービス選択の方法の一つとして活用されています。</p> <p>② 県では国のガイドラインを踏まえた調査指針を策定し、指針に基づき、事業者からの報告内容の確認調査を実施しています。</p> <p>③ システムは国が管理しており、<u>スマートフォン画面に対応した表示が可能となる</u>などシステムの改良が進められています。</p>	

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 情報公表制度の存在と公表システムの活用メリットを県民に十分理解してもらえよう、周知を図る必要があります。また、インターネットを使い慣れていない高齢者が容易に情報を入手できるよう、工夫が必要です。（現状①、③）</p> <p>② 介護サービス情報の公表が、事業者のサービスの質を向上させる取組につながるよう、制度と趣旨の普及啓発が必要です。（現状①、②）</p> <p>③ 利用者の介護サービス選択に資するよう、情報の正確性の確保が求められています。（現状②）</p>	<p>○ 利用者が、身近なところで介護サービスや事業者などの情報を得られ、選択する方法として活用されるよう、県の広報媒体等を活用するなどして、介護サービス情報公表システムの存在を周知するとともに、その充実について国に働きかけます。（課題①）</p> <p>○ インターネットを使い慣れていない方でも、容易に情報を入手し活用することができるよう、システム利用に際して、ケアプランを作成する介護支援専門員からの協力が得られるよう配慮します。（課題①）</p> <p>○ 情報の公表を通じて、適切で質の高いサービスの提供が行われているか否かを事業者自らが確認できる制度でもあることをPRします。（課題②）</p>

課 題	今 後 の 取 組
	<p>○ 利用者に提供される情報の正確性を担保するため、国のガイドラインを踏まえて策定した県の調査指針に則り、報告内容に対する調査を行い、適切な制度運営を行います。（課題③）</p> <p>○ <u>令和6年度から、システム上で、介護サービス事業者の財務状況の公表が行われることから、事業者及び利用者双方に対し、制度の内容等のより一層の普及啓発を行います。（課題①、②、③）</u></p>

5 相談・苦情への適切な対応

市町村、岩手県国民健康保険団体連合会等との役割分担を図りつつ、関係機関の連携による総合的な苦情解決の取組を継続して進めます。

相談苦情への対応を通じて、利用者の権利を擁護するとともに、介護サービスの質の向上を図ります。

現 状
<p>○ 介護保険サービスに関する相談や苦情は、身近な市町村や地域包括支援センターにおいて受け付けているほか、専門的な事案は苦情処理機関に位置づけられている岩手県国民健康保険団体連合会でも受け付けています。</p> <p>なお、介護保険制度に関する相談は、地域包括支援センターに多く寄せられるようになっており、同センターでは介護サービス事業者等に対する調査・指導・助言を行っています。</p>
<p>○ 介護サービスに関する利用者と事業者等とのトラブルの多くは説明不足等から生じているほか、利用者の求めるサービス内容と制度上のサービス内容の乖離によるケースも見受けられます。</p>
<p>○ 介護サービスに関する相談や苦情は減少傾向にありますが、一方でその内容は複雑化、多様化し、解決までに時間を要するケースが増えています。</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 相談・苦情対応には、利用者の権利擁護や、適正な介護サービスが行われているか否かのチェック機能も必要であることから、利用者からの相談・苦情に適切に対応できる市町村等職員の資質向上が求められています。</p>	<p>○ 地域で介護サービスに関する相談や苦情に対応するとともに、必要なサービス情報を提供できるよう、市町村における総合相談窓口の機能強化を支援します。</p>
<p>② 介護保険制度等に関する説明不足に起因する相談・苦情も多いことから、利用者等に直に対応する事業者による丁寧な説明が求められています。</p>	<p>○ 県と岩手県国民健康保険団体連合会は、介護保険業務連絡会議を通して情報共有を行うとともに、介護保険相談・苦情処理業務担当職員研修会を開催し、市町村等職員の資質向上を図ります。</p> <p>○ 苦情等があった場合には、岩手県国民健康保険団体連合会や関係機関が必要に応じて事業者への訪問調査を実施し、指導・助言を通じて、サービスの改善や質の向上</p>

課 題	今 後 の 取 組
	<p>を図ります。</p> <p>○ 苦情・相談事例を事業者指導業務に活用し、サービスの改善や質の向上を図ります。</p>

6 施策の目標

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	<u>感染症対応力の向上を図る研修会の開催</u>	<u>集計中</u>	<u>10回</u>	<u>10回</u>	<u>10回</u>

第3 介護給付適正化の推進

適切な介護サービスが提供される体制の確立と介護給付費の不適切な給付を防止する観点から、保険者が実施する介護給付適正化事業等を支援し、介護保険制度の適正な運営を図ります。

【前期計画の総括】

○ 保険者が主体的に介護給付適正化事業に取り組めるよう、県の介護保険事業計画に掲載している取組について継続実施するとともに、保険者が抱える課題に対し、必要な支援を検討・検証しながら取組を進めていく必要があります。(→1 課題①②)

1 保険者による介護給付適正化事業の推進

保険者や岩手県国民健康保険団体連合会等と連携し、保険者が主体的に介護給付適正化事業に取り組めるよう必要な支援を行っていきます。

現	状
①	県では、平成 29 (2017) 年の介護保険法の改正により、介護給付等に要する費用の適正化に関し県が取り組むべき施策に関する事項及びその目標について介護保険事業支援計画に定め、保険者の取組を支援してきました。
②	保険者が取り組む介護給付適正化事業の主要 3 事業のうち、縦覧点検については、平成 27 (2015) 年度から県内全ての保険者が実施しているところであり、 <u>令和 3 (2021) 年度は、過誤件数 409 件と効果が認められます。</u> しかし、「 <u>縦覧点検</u> 」以外の取組の実施率は全国平均に比して低い状況です。
③	介護給付適正化主要 3 事業 <u>介護給付適正化主要事業については、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、従来の 5 事業から 3 事業に再編されました。</u>
1	要介護認定の適正化 指定居宅介護支援事業者や介護支援専門員等が実施した要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を市町村職員等が訪問又は書面等の審査により点検するものです。
2	ケアプランの点検 (1) ケアプラン点検 介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業所からの資料提出又は事業所への訪問調査等により、市町村職員等

現 状
<p>の第三者が点検及び指導を行うものです。</p> <p><u>(2) 住宅改修の点検</u> 居宅介護住宅改修費の申請時に受給者宅の実態確認、受給者の状態確認又は工事見積書の点検を行うほか、竣工時の訪問調査等により施行状況の点検を行うものです。</p> <p><u>(3) 福祉用具購入・貸与調査</u> 福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検するものです。</p> <p><u>3 医療情報との突合、縦覧点検</u></p> <p><u>(1) 医療情報との突合</u> <u>医療保険の受給情報等と介護保険の受給者台帳情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性等の点検を行うものです。</u></p> <p><u>(2) 縦覧点検</u> <u>受給者ごとに複数月・複数枚にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性等の点検を行うものです。</u></p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 介護給付適正化実施状況調査(厚生労働省調査)では、事業を実施できなかった理由として、多くの保険者が「平常業務が多忙」、「担当職員が不足している」、「専門的な知識を有する職員等がない」ということを挙げていることから、事業効果を検証しながら、重点項目や手段・方法等を工夫し、計画的に取組を進めることが必要です(課題②)。</p> <p>② <u>要介護認定の適正化</u> <u>公正かつ公平な要介護認定を行うため、認定調査の平準化に向けた取組を実施する必要があります。また、要介護認定を受けている高齢者数の増加に伴い、審査の簡素化・効率化が求められています(現状③-1)。</u></p>	<p>○ 介護給付適正化事業の実施主体は保険者であり、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むことが重要です。そのため、県としては、保険者や岩手県国民健康保険団体連合会等との連携や、保険者が主体的に取り組めるよう必要な支援を行っていきます(課題①)。</p> <p>○ 介護給付適正化主要3事業等の主な支援策(課題②～④)</p> <p>1 要介護認定の適正化 要介護認定の平準化を目的に次の研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定調査従事者を対象とした要介護認定調査員研修の開催(年2回) ・ 介護認定審査会委員を対象とした介

課 題	今 後 の 取 組
<p>③ ケアプラン点検 <u>受給者の自立支援に資する適切なケアプランが作成されているかという観点での点検及び指導が必要です（現状③-2）。</u></p> <p>④ 医療情報との突合、縦覧点検 <u>突合及び点検を継続的に実施するとともに、取組件数の拡大を図る必要があります（現状③-3）。</u></p>	<p>護認定審査会委員研修の開催（年1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> 要介護認定に係る主治医意見書を作成する医師を対象とした主治医研修の開催（年1回） <p>2 ケアプランの点検</p> <p><u>(1) ケアプラン点検</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検に携わる職員等のケアマネジメント及び点検についての理解促進に向けたセミナーの開催 保険者が取り組んだ好事例等の発表会及び意見交換会の開催 保険者の取組に対する専門職等の派遣・調整 <p><u>(2) 住宅改修の点検</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「いわて高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり制度」に基づく講習会を通じて、建築士等専門職へ介護保険制度（住宅改修制度）及び県補助制度を周知 保険者が取り組んだ好事例等の発表会及び意見交換会の開催 <p><u>(3) 福祉用具購入・貸与調査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者が取り組んだ好事例等の発表会及び意見交換会の開催 <p>3 <u>医療情報との突合、縦覧点検</u></p> <p><u>(1) 医療情報との突合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 前期高齢者（国民健康保険分）については、医療担当部署と連携し、実施に向けた環境整備を検討。 後期高齢者については、平成27（2015）年度から全保険者で実施済み。継続的に実施するとともに、実施件数を増やすなど取組の充実を目指して、医療担当部署と連携して支援。

課 題	今 後 の 取 組
	<p><u>(2) 縦覧点検</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 (2015) 年度から全保険者で実施済み。継続的に実施するとともに、実施件数を増やすなど取組の充実を目指して、岩手県国民健康保険団体連合会と連携して支援。 <p><u>4</u> 岩手県国民健康保険団体連合会の適正化システムの活用及び指導監査</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県国民健康保険団体連合会の適正化システムによって出力される給付実績のデータ等を、県が行う実地指導等で活用するとともに、活用方法等を保険者に情報提供する。

2 施策の目標

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	要介護認定調査員研修、介護認定審査委員会委員研修及び主治医研修会の受講者数	<u>352 人</u>	<u>500 人</u>	<u>500 人</u>	<u>500 人</u>
2	介護給付適正化セミナー参加保険者数	<u>0 保険者</u>	<u>24 保険者</u>	<u>24 保険者</u>	<u>24 保険者</u>
3	介護給付適正化委事業の実施において専門職等の派遣による支援を受けた保険者数 (累計)	<u>⑤ 2 保険者</u>	<u>6 保険者</u>	<u>10 保険者</u>	<u>14 保険者</u>

第4 多様な住まいの充実・強化

高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯が増加する中であって、高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう、高齢者の多様な福祉ニーズに応えることができる住まい等の確保を推進します。

【前期計画の総括】

- 高齢者等が自宅で自立した生活を継続できるよう、市町村や住宅担当部局と連携するとともに、高齢者等の身体状況などに適合した住宅改修を支援する必要があります。(→ 2 (3) 課題①)
- また、サービス付き高齢者向け住宅等において必要な介護サービスが適切に提供されるよう、住宅担当部局と連携した指導等を継続するとともに、有料老人ホームに対し集団指導などを通じサービスの質の確保に向けた必要な指導を行うなど、高齢者の住まいの安心の確保を図る必要があります。(→ 2 (2) 課題ア①②イ①②)

1 老人福祉施設等の福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者等の生活の不安解消等に資するため、軽費老人ホーム(ケアハウス)や高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)等の整備などを支援します。

現 状

- ① 環境上の理由、経済的理由により居宅において養護を受けることができない高齢者や、多様かつ複合的な生活・福祉課題を抱える高齢者が多くなっています。
- ② 独居や高齢者のみの世帯で生活に不安のある高齢者が多くなっています。
- ③ 老人福祉施設等数については、下表のとおりです。

【老人福祉施設等数】

(単位：箇所)

区分	R3年度	R4年度	R5年度
養護老人ホーム	17	17	17
軽費老人ホーム A 型	1	1	1
軽費老人ホーム B 型	1	1	1
ケアハウス	23	23	23
生活支援ハウス	21	21	21
老人福祉センター	45	44	44

課 題	今 後 の 取 組
① 住まいや生活に不安を抱え、支援を要す	○ 地域包括支援センターが、関係機関と連

課 題	今 後 の 取 組
<p>る高齢者の早期発見が求められています。 (現状①)</p> <p>② 市町村においては、養護老人ホームへの入所措置が必要な方を把握し、入所措置を確実にすることが求められています。(現状①、②)</p> <p>③ 県内の養護老人ホームやケアハウス等の老人福祉施設は老朽化している施設も多く、適切な時期に改築や改修を行う必要があります。(現状①、②、③)</p> <p>④ 老人福祉施設の入所者が高齢化しており、介護等への対応も必要となっています。(現状①、③)</p> <p>⑤ 老人福祉施設等に加え、民間の空き家・空き室等の地域の資源を活用した対策が求められています。(現状②、③)</p>	<p>携しながら住まいや生活に不安を抱える高齢者の早期発見、早期対応に取り組むことができるよう支援します。(課題①)</p> <p>○ 養護老人ホームの設置目的を関係機関で共有し、適正な入所措置に加え、生活・福祉課題を抱える在宅の高齢者等への支援など、その有する機能が地域で有効活用されるよう市町村に働きかけます。(課題②)</p> <p>○ 入所に係る経済的な負担が軽いケアハウスの整備を推進するとともに、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する生活支援ハウス等の整備を支援します。(課題③)</p> <p>○ 老朽化した養護老人ホーム等の改築整備などを支援することにより、入居者の生活環境の改善を図ります。(課題③)</p> <p>○ 軽費老人ホームについて、事務費等の支援を通じて安定的な運営の確保に努めます。(課題③)</p> <p>○ 老人福祉施設等において、入所者等のニーズに対応した質の高いサービスを提供できるよう、職員の技術の向上や居宅サービス事業者等との密接な連携を促進しながら、地域の福祉サービス提供拠点としてふさわしい機能の充実が図られるよう支援します。(課題④)</p> <p>○ 空き家等を活用した住まいの確保や相談・助言等による入居支援、関係機関・団体等による生活援助等の支援体制構築など、高齢者の安心な住まいの確保に向けた、地域の実情に応じた市町村の取組を支</p>

課 題	今 後 の 取 組
	援します。(課題⑤)

2 多様で安心できる住まいの確保

サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の状態に応じた住まいと介護サービス等が一体的に提供される新しい生活空間づくりの普及を図るとともに、高齢者が安心して自宅で自立した生活ができるよう住宅のバリアフリー化を促進し、高齢者の住まいの安心を確保します。

(1) 岩手県高齢者居住安定確保計画による「住まい」の安心確保

現 状
① <u>介護が必要な高齢者や高齢単身者・高齢者夫婦のみの世帯が一層増加すると見込まれています。</u>
② <u>本県の高齢者が居住する住宅の種類は、持ち家の割合が約9割となっていますが、このうち一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合は3割程度となっております。</u>
③ <u>自らの住宅に居住しながら、その住宅を担保としてリフォーム資金等の借り入れを行うという新しい住宅ローンの事例が増えています。</u>
④ <u>東日本大震災津波以降、高齢世帯数も増加しており、全世帯するに占める割合も増加しています。</u>
⑤ <u>本県の65歳以上の高齢者単独世帯は、61,707世帯(令和2(2020)年国勢調査)となっており、令和7年には66,238世帯、令和12年には69,954世帯まで増加すると推計されています。</u>
⑥ <u>市町村介護保険事業計画において、有料老人ホーム等の入居定員数について定めることが求められていることから、各市町村に対し、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況について情報提供を行うとともに、<u>毎月の設置状況の変更について、県ホームページに掲載することにより、情報の公表を行っています。</u></u>
⑦ <u>特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数は下表のとおりです。</u>
(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者定員総数) (単位：人)

区分	R3年度	R4年度	R5年度
有料老人ホーム	1,942	1,892	1,985
サービス付き高齢者向け住宅	1,208	1,230	1,268

※ サービス付き高齢者向け住宅については、戸数で登録しているものを人数で計上

課 題	今 後 の 取 組
<p><u>① 高齢化の進展に的確に対応し、高齢者のニーズに応じて住まいを選択できる環境や、住み慣れた地域で安全・安心な暮らしができる環境の整備を図ることが必要です。(現状①)</u></p> <p><u>② 高齢者が安心かつ健康に暮らせるバリアフリー性能と高い断熱性能を有する住宅の普及・促進が必要です。(現状②③)</u></p> <p><u>③ 高齢世帯のうち、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数も増加しており、高齢者が安心して公営住宅に住み続けられる環境の整備が必要です。(現状④)</u></p> <p><u>④ 広大な県土を有する本県では、高齢者が低密度に居住する地域が多く、高齢化や人口減少の進展に伴い、介護や支援が届きにくい状況になることも予想されます。(現状⑤)</u></p>	<p><u>○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に基づき策定した、岩手県高齢者居住安定確保計画(岩手県住宅マスタープラン)との整合性を図りながら、住宅施策と福祉施策が一体となった高齢者の住まいの安心確保のための取組を進めます。(課題①)</u></p> <p><u>○ 岩手県居住支援協議会との連携による居住支援に関するセミナーの開催等を通じて、セーフティネット住宅の普及を図るとともに、同住宅が適切に運営されるよう、指導監督等により、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。(課題①)</u></p> <p><u>○ 県や市町村が実施する補助事業により、バリアフリー性能と高い断熱性能を有する住宅の建設を促進します。また、高い断熱性能を有する岩手型住宅の普及を促進します。(課題①②)</u></p> <p><u>○ 住みたい岩手の家づくり促進事業などにより、市町村や福祉担当部等と連携しながら、自宅のバリアフリー化や断熱改修を支援します。(課題①②)</u></p> <p><u>○ 県民や民間事業者等に、住宅性能表示制度の普及・活用を促すほか、いわて高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり制度により、高齢者の安全・健康が確保された住宅に係る知識や技術を有する建築技術者を育成します。(課題②)</u></p>

課 題	今 後 の 取 組
	<p>○ <u>既存住宅取得時や住宅リフォーム時における税制優遇及び金融施策について、関係団体と連携し周知を図ります。（課題②）</u></p> <p>○ <u>地元自治会や社会福祉協議会等の協力を得ながら、公営住宅に居住する高齢者等の見守り体制の整備について検討します。（課題③）</u></p> <p>○ <u>既存の県営住宅について、長寿命化型改善や福祉対応型改善等のバリアフリー化等を計画的に推進します。また、市町村営住宅についても、同様の取組を促進します。（課題①③）</u></p> <p>○ <u>都市再生特別措置法に基づき市町村が策定する立地適正化計画や、各市町村のまちづくりの方針を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅等の立地の適正化を図られるよう、必要な助言や情報提供を行います。（課題④）</u></p> <p>○ <u>高齢者を始め、地域で暮らす全ての人々が、安心して生活できる地域づくりを目指し、福祉サービスの提供を促進するとともに、日常的な見守りや災害時の安否確認など、地域住民や民間団体などの社会資源を活用した住民相互の取組を促進します。（課題④）</u></p> <p>○ <u>高齢者の安否を確認するためICT（情報通信技術）を活用した見守りや、民間事業者との提携による見守り体制の構築など、安心して生活できる住環境について、研究・検討します。（課題④）</u></p>

(2) サービス付き高齢者向け住宅の普及・有料老人ホームへの指導

現	状
1 サービス付き高齢者向け住宅	<p>① <u>自宅で住み続けたいと考える高齢者が多い一方で、高齢者向け住宅への入居を希望する高齢者のニーズが高まっており、その受け皿として、サービス付き高齢者向け住宅が大きな役割を果たしていると考えられます。</u></p> <p>② <u>サービス付き高齢者向け住宅の多くは、食事、介護、家事、健康管理のいずれかのサービスを提供するため、有料老人ホームに該当しています。</u></p> <p>③ 平成 27 (2015) 年 4 月 1 日から有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅への新規入居者は、住所地特例の対象となりました。</p> <p>※ 住所地特例とは、介護保険制度では、住民票所在の市町村が保険者となるのが原則ですが、サービス付き高齢者向け住宅の所在する市町村の財政負担が過重とならないようにするため、特例として、入居者が入居前（住民票移転前）の市町村の被保険者となる仕組みです。</p>
2 有料老人ホーム	<p>④ 有料老人ホームは、自宅と施設の中間的位置づけの住まいとして、年々増加しています。</p> <p>⑤ 全国では、<u>令和 3 (2021) 年 10 月 1 日時点</u>での有料老人ホームの定員が <u>634,395 人</u>、<u>令和 3 (2021) 年 9 月末時点</u>のサービス付き高齢者向け住宅の登録戸数が <u>270,244 戸</u>と年々増加しており、<u>令和 3 (2021) 年 10 月 1 日時点</u>の特別養護老人ホームの利用者数 <u>559,488 人</u>を上回る状況となっています。</p> <p>⑥ 全国的に未届の有料老人ホーム<u>減少</u>しており、<u>令和 4 (2022) 年 6 月 30 日時点</u>で <u>626 件</u>となっています。</p> <p>⑦ 老人福祉法の改正（平成 30 (2018) 年 4 月 1 日施行）により、前払金の保全措置の対象拡大や、事業倒産のおそれがあるなど入居者の居住の安定を図るために必要な場合における県による他の住まいへの円滑な入居支援、情報公表の充実などにより、事業者の法令順守や入居者保護の強化を図ることとなりました。</p>

課 題	今 後 の 取 組
1 サービス付き高齢者向け住宅 ○① 全国的に見ると、サービス付き高齢者向け住宅に併設された介護事業所が介護保険サービスを不適切に提供するなどの	1 サービス付き高齢者向け住宅 ○ <u>地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の整備を促進します。(課題①)</u>

課 題	今 後 の 取 組
<p>事例があることから、サービス付き高齢者向け住宅の業務状況を把握していく必要があります。(現状①、②)</p> <p>○② 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅における入居者への処遇等は、平成 27 (2015) 年 7 月 1 日から老人福祉法に基づく指導の対象となっていますが、現時点においては指導検査が一部しか実施できておらず、実態把握が十分ではありません。(現状①、②)</p> <p>2 有料老人ホーム</p> <p>○ 事業者が福祉分野のみならず様々な分野から参入しており、利用者が安心して入居できるよう、サービス等の質の確保・向上が必要です。(現状③、④)</p> <p>○ 有料老人ホームとしてのサービスの質を確保するため、未届の有料老人ホームに対する届出の徹底や、指導・助言が必要です。(現状⑤)</p> <p>○ 有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、指導監督の仕組みを強化するとともに、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表が必要です。(現状⑥)</p> <p>有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の概要</p>	<p>○ <u>サービス付き高齢者向け住宅に対して、定期報告を求め、また、必要がある場合には、立入検査を実施するなどして業務状況を把握し、是正指示等を行います。(課題①))</u></p> <p>○ 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅に対しては、住宅部局と福祉部局が緊密に連携し、適切に介護保険サービス等が提供されるよう指導等を行います。また、その運営状況等についてインターネット上で公表します。(課題①、②)</p> <p>○ サービス付き高齢者向け住宅に係る住所特例について、保険者間での事務が円滑に進むよう、保険者への情報提供を行います。(課題①、②)</p> <p>2 有料老人ホーム</p> <p>○ 開設後は定期的な報告の徴収や立入検査等を通して、施設に対する指導・助言を行い、サービス等の質の確保・向上を図るとともに、未届の有料老人ホームに対しては、市町村の介護保険担当部署や地域包括支援センター等と連携し、実態把握や届出促進に向けて取り組みます。(課題③、④)</p> <p>○ 悪質な有料老人ホームに対しては、事業停止命令を発令することで、事業の適正運営の確保を図ります。(課題③、④)</p> <p>○ 事業停止命令の発令や倒産等の際に、入居者の心身の健康の保持や生活の安定を図るため必要があるときは、他の住まいへの円滑な入居支援や入居者が介護等のサービスを引き続き受けるために必要な援</p>

課 題	今 後 の 取 組
	<p>助を行います。(課題③、④)</p> <p>○ 入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令順守の確保を図るため、有料老人ホームの情報公表を行います。(課題⑤)</p>

(3) 高齢者にやさしい住まいづくり

現 状
① 介護が必要な高齢者等が、自宅で自立した生活ができるよう、また、介護者の負担を減らすよう、段差の解消や手すりの設置、浴槽・トイレ等の改修を行う場合に、介護保険給付に加え、住宅改修に必要な経費を市町村とともに助成しています。

課 題	今 後 の 取 組
① 高齢者のニーズや意向に応じて、住み慣れた地域で安全・安心な暮らしができるよう、今後とも住宅改修により居宅での生活環境整備を図る必要があります。(現状①)	<p>○ 高齢者等が自宅で自立した生活を継続できるように、市町村や住宅担当部等と連携し、高齢者等の身体状況などに適合した住宅改修を支援します。(課題①)</p> <p>○ 岩手県高齢者総合支援センターにおいて、住宅改修に関する知識の習得や技術の向上を目的とした研修を行います。(課題①)</p>

3 施策の目標

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	市町村が行う住宅改修補助件数	116件	120件	120件	120件
2	老人福祉法施行事務に係る担当者研修会等の開催	⑤1回	1回	1回	1回

第3章 認知症とともに生きる社会づくり

第1 普及啓発及び本人発信支援

認知症の人の意思が尊重され、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して生活することができるよう、認知症に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発や本人発信支援を推進します。

【前期計画の総括】

○ 認知症を正しく理解し、地域において認知症の人やその家族を自分のできる範囲で支援する「認知症サポーター」について、養成された認知症サポーターが様々な場面で活躍できるよう、認知症サポーターの活動を支援し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を図る必要があります。(→1 (1) 課題④)

○ 本人等による普及啓発活動を支援するため、本人発信支援の取組が求められていることから、本県においても取組を進める必要があります。(→2)

1 普及啓発

認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、小中学生を含めた広く県民に向けて、認知症の正しい知識と理解促進のための普及啓発に取り組みます。

また、地域の見守り体制の整備や日常生活支援など、認知症の人とともに生きる地域づくりを進めます。

現 状

① 認知症の人を含めた国民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進するため、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

② 国の「認知症施策推進大綱」(令和元(2019)年6月)では、全国の認知症高齢者数は平成30(2018)年には500万人を超え、65歳以上の約7人に1人が認知症と見込まれているほか、令和7(2025)年には700万人前後になると推計しています。(「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成27(2015)年))

③ 本県の介護保険の第1号被保険者(65歳以上)のうち「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人の数は、令和5(2023)年3月には50,005人、要介護要支援者における認知症高齢者の割合は、63.0%となっています。

また、本県の介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)の

現 状
<p>うち「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人の数は、<u>令和5（2023）年3月</u>には<u>636</u>人となっています。</p> <p>④ 認知症を正しく理解し、地域において認知症の人やその家族を自分のできる範囲で支援する「認知症サポーター」の人数は、<u>令和5（2023）年3月末現在</u>で<u>202,360</u>人、地域活動のリーダー役として認知症サポーター養成講座の講師等を務める「認知症キャラバン・メイト」の人数は<u>1,877</u>人となっています。</p> <p>⑤ 市町村や地域包括支援センター、岩手医科大学附属病院では、小中学生を対象に「孫世代のための認知症講座」を実施し、子供の頃から認知症の正しい知識と認知症の人への対応方法などを学ぶことにより、<u>認知症の人とともに生きること</u>について理解を深める取組を進めています。</p> <p>⑥ <u>岩手県高齢者総合支援センターでは、「チームオレンジコーディネーター養成研修」を開催し、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジの立ち上げを支援しています。</u></p>

課 題	今 後 の 取 組
<p><u>① 「認知症とともに生きる社会」の実現を推進するためには、認知症に関する正しい知識と理解を深めることが重要であり、普及啓発活動の充実や本人の意向（ニーズ）の把握が必要です。</u> また、<u>認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人の自らの経験等を発信することが必要です。（現状①～⑤、⑧）</u></p> <p><u>② 認知症の人を地域で見守り、支え合うためには、認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトのより一層の養成が必要です。（現状①～⑤）</u></p> <p><u>③ 認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成者数には地域差があり、地域の実情を踏まえ県内全域で養成することが必要です。（現状④⑤）</u></p>	<p><u>○ 認知症の日（毎年9月21日）や認知症月間（毎年9月）の機会を捉え、関係機関と連携した認知症普及啓発活動を集中的に実施し、広く県民に対する認知症に関する正しい知識と理解の普及を推進します。（課題①）</u></p> <p><u>○ 市町村や関係機関等と連携のうえ活動可能な本人を地域版希望大使として任命し、研修やセミナーなどの講師を務めることで、認知症の人が自らの経験等を共有できる本人発信の取組を促進します。（課題①）</u></p> <p><u>○ 県内の本人ミーティングや地域交流会の開催状況などの事例を収集し、市町村等へ情報提供するなど、市町村が本人の意向（ニーズ）を把握し、施策に反映できるように支援します。（課題①）</u></p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>④ 認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトが、更なる学習を行う機会の確保や、より知識を深める取組の促進が必要です。（現状④⑤）</p> <p>⑤ <u>認知症の人やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジの立ち上げに向けたより一層の支援が必要です。</u>（現状④⑦）</p>	<p>○ <u>認知症サポーター養成講座や「孫世代のための認知症講座」を開催し、認知症サポーターの養成を促進します。</u> また、認知症キャラバン・メイトの養成を進め、認知症サポーター養成講座の開催を促進します。（課題②）</p> <p>○ 認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成が進んでいない地域に対しては、市町村による住民の認知症に関する正しい知識と理解促進の取組を支援し、岩手県高齢者総合支援センターを中心に養成講座の開催を支援します。（課題③）</p> <p>○ 認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成講座の修了者が、更に理解を深めたり、継続的に認知症の知識を学習する機会を確保したりするなど、資質向上に向けた取組を促進します。（課題④）</p> <p>○ <u>チームオレンジコーディネーター養成研修を継続するとともに、チームオレンジの立ち上げに向けた基礎研修の実施やオレンジチューターの派遣、チームオレンジの取組事例などの共有により、チームオレンジの立ち上げを支援し、認知症サポーターが活動する場の確保を支援します。</u>（課題⑤）</p>

2 本人発信支援

認知症になってからも希望を持って暮らせる共生社会を認知症の人とともに創っていくため、認知症の人本人が自らの経験等を発信することを支援するとともに、周囲や地域の理解と応援を通じて、前を向いて自分らしく地域で暮らし続けていけるよう支援します。

現 状
<p>① <u>認知症施策推進大綱において、「普及啓発・本人発信支援」を認知症施策の柱の1つとされており、都道府県ごとに地域版希望大使を設置して、キャラバン・メイトへの協力、都道府県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力等に取り組むよう示されています。</u></p> <p>② <u>県内の市町村においても、認知症基本法の基本理念を踏まえ、本人発信に向けた取組が進められています。</u></p> <p>③ <u>認知症の本人やその家族の視点から認知症への理解を深めるため、県民を対象とした認知症セミナーを開催し、認知症の本人や家族の発信を支援しています。</u></p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>① <u>岩手県においても、認知症に対するイメージを変え、認知症になっても希望をもって暮らすことができるよう本人が発信する機会を積極的に作っていく必要があります。(現状①～③)</u></p> <p>② <u>認知症の診断直後等の本人や家族は、認知症の受容ができず今後の見通しにも不安を抱えているため、思いを共有できる認知症の人本人による相談支援などによる早期からの支援が必要です。(現状①②)</u></p>	<p>○ <u>市町村や関係機関等と連携のうえ活動可能な認知症の人本人を「地域版希望大使」として任命し、研修やセミナーなどの機会を通じて、認知症の人が自らの経験等を共有できる本人発信に取り組みます。(課題①)</u></p> <p>○ <u>県内の本人ミーティングや地域交流会の開催状況などの事例を収集し、市町村等へ情報提供するなど、市町村が本人の意向(ニーズ)の把握や、それに沿った施策を展開できるよう支援します。(課題①)</u></p> <p>○ <u>認知症の診断を受けた本人や家族の心理面・生活面を早期から支援できるよう、市町村や関係機関等と連携して認知症の人本人による相談支援の体制構築を支援していきます。(課題②)</u></p>

3 施策の目標

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	<u>認知症サポーター養成数</u>	<u>10,210 人</u>	<u>12,646 人</u>	<u>13,864 人</u>	<u>15,080 人</u>
2	<u>認知症の本人や家族の視点から認知症への理解を促進するセミナー参加者数</u>	<u>⑤118 人</u>	<u>120 人</u>	<u>120 人</u>	<u>120 人</u>

第2 医療・ケア・介護サービスと家族への支援

認知症の早期発見・早期対応が行えるよう、治療体制や相談支援体制の充実、専門医療機関につなぐ一連の仕組みづくりなど、専門的で総合的な認知症の相談・診療体制の更なる質の向上や関係機関の連携強化を図ります。

また、切れ目のない認知症への対応が可能となるよう、認知症ケアに関する医療・介護連携を推進します。

【前期計画の総括】

○ 認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う「認知症サポート医」の地域偏在を是正するため、県・郡市医師会及び市町村に対し、サポート医が不在の市町村の医療機関に勤務する医師への認知症サポート医研修受講の働きかけ等の協力を依頼するとともに、設置済み市町村からの派遣等により、認知症相談・診療体制の整備を進める必要があります。

○ 地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援等を行う「認知症地域支援推進員」を養成する研修などについて、市町村の課題解決につながる実践的な内容で行うことにより、医療・介護等が有機的に連携したネットワークの形成を支援する必要があります。

○ 認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う「認知症カフェ」の運営に関する研修会を行うなど、認知症の人及び家族への支援の充実を図る必要があります。

○ 認知症の人への介護等について、引き続き、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修などの研修を実施することにより、本人主体の質の高い介護を担える人材を育成する必要があります。

1 相談・診療体制の充実

認知症の予防や早期発見・早期対応が行えるよう、治療体制や相談支援体制の充実、専門医療機関につなぐ一連の仕組みづくりなど、専門的で総合的な認知症相談・診療体制の更なる質の向上や関係機関の連携強化を図ります。

現	状
【現状】	
<p>① <u>認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、二次保健医療圏ごとに9箇所の認知症疾患医療センターを整備し、地域における専門医療相談・専門診断及び認知症医療に関する情報発信、認知症に関する普及啓発を行っています。</u> <u>なお、認知症疾患医療センターにおける外来件数及び入院数は増加傾向にあり、特に、重症化してから相談・受診するケースが散見されています。</u></p> <p>② かかりつけ医の認知症診断等に関する助言を行うなど、認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師として、認知症サポート医の養成を行っており、<u>令和4（2022）年度末時点での養成研修修了者数は190人</u>となっています。</p> <p>③ かかりつけ医の認知症に対する知識と診断技術の向上等を目的として、かかりつけ医認知症対応力向上研修を開催しており、<u>令和4（2022）年度末時点での研修修了者数は1,823人</u>となっています。</p> <p>④ 歯科医師や薬剤師の認知症に関する知識の充実やかかりつけ医等と連携した早期対応力の向上等を目的として、歯科医師及び薬剤師を対象とした認知症対応力向上研修を開催しており、<u>令和4（2022）年度末時点での研修修了者数は歯科医師593人、薬剤師712人</u>となっています。</p> <p>⑤ 認知症の人の身体合併症等への対応を行う急性期病院等では、身体合併症への早期対応と同時に認知症への適切な対応が求められていること、入院、外来、訪問等を通じて認知症の人と関わる看護職員には、広く認知症への対応に必要な知識・技能を修得することが必要であることから、一般病院勤務の医療従事者や看護師長等の看護職員を対象とした認知症対応力向上研修を開催しており、<u>令和4（2022）年度末時点での研修修了者数は医療従事者958人、看護職員324人</u>となっています。</p>	

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、また、認知症の早期発見や進行を遅らせることができるよう、県内のどこに住んでいても鑑別診</p>	<p>【今後の取組】</p> <p>○ 県内のどこに住んでいても、軽度認知障害（MCI）の段階からの診断、治療を含むサポートや認知症の鑑別診断を踏まえ</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>断や適切な医療を受けられる体制を構築することが必要です。（現状①）</p> <p>② 認知症サポート医研修の修了者数には地域差があり、関係機関・団体と連携した研修受講の働きかけのほか、他市町村からのサポート医の派遣等、適切な連携体制の確保が必要です。（現状②）</p> <p>③ 相談支援機関やかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局は、患者の認知症が疑われる場合には、早い段階で認知症疾患医療センターや専門医の受診につなげるなど、早期診断に結びつける必要があります。（現状③）</p> <p>④ 認知症サポート医が中心となり、かかりつけ医等や各地域の医師会、地域包括支援センター等の関係機関が連携し、認知症疾患医療センターなどの鑑別診断を行える医療機関などへの情報提供や受診勧奨に努める必要があります。（現状④）</p> <p>⑤ 一般病院勤務の医療従事者や看護師の認知症対応力の向上を図る必要があります。（現状⑤）</p>	<p>た適切な医療を受けられるよう、認知症疾患医療センターを中心に、各地域のかかりつけ医をはじめとする関係医療機関や地域包括支援センターへのバックアップ体制の充実を図ります。（課題①）</p> <p>○ かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修や認知症診断等に関する相談などにおいて、中核的な役割を担う認知症サポート医が、市町村間の連携も含め各市町村において確保されるよう支援します。（課題②）</p> <p>○ 認知症が疑われる段階での鑑別診断や適切な医療に結びつけるため、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師の認知症対応力向上研修を継続して実施し、認知症の早期発見・早期対応ができる医療従事者の拡充を図ります。（課題③④）</p> <p>○ 入院医療機関等における認知症対応力を高めるため、一般病院勤務の医療従事者や看護職員を対象とした認知症対応力向上研修を継続実施し、認知症の人の個別性に合わせた対応ができる医療従事者の拡充を図ります。（課題⑤）</p>

2 認知症ケアに関する医療・介護連携の推進

医療と介護が一体となり、切れ目のない認知症への対応が可能となるよう、認知症ケアに関する医療・介護連携を推進します。

現	状
①	市町村において、認知症サポート医や医療・介護の専門職が連携し、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及び家族を訪問して支援する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた、包括的・集中的支援体制を構築しています。
②	必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うため、市町村は「認知症地域支援推進員」を設置し、医療機関や介護サービス事業所及び地域包括支援センター等地域の支援機関の連携を図るための調整等を行っています。
③	市町村において、病院・診療所と介護施設の一体的整備や医療・介護関係者の多様な連携などにより、地域の実情に応じた取組が進められています。

課	題	今 後 の 取 組
①	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員について、地域の実情に応じた効果的な取組を推進するなど、活動の活性化や継続的な人員の確保・養成が必要です。（現状①）	○ 認知症初期集中支援チームの効果的な運営や、認知症地域支援推進員の養成・資質の向上に向けた研修の実施等により、市町村の取組を支援します。（課題①）
②	口腔機能の低下や低栄養等が生活の質の低下や認知症の進行につながることから、歯科医師及び歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士等の連携を通じて、口腔ケアや服薬指導、栄養状態の改善を図るなど、専門職や介護従事者が高齢者と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じたケアマネジメントを推進することが必要です。（現状②）	○ 居宅、入院あるいは施設入所のいずれの場合でも、認知症の人の心身の健康が維持されるよう、歯科医師及び歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士や介護職などの多職種による連携体制構築を支援します。（課題②）
③	認知症の気づきから、医療・介護関係	○ 認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準化する「認知症ケアパス」の活用に向けた市町村の取組を支援します。（課題③）

課 題	今 後 の 取 組
<p>者がどのような関わりの中で認知症の人を支えるか、その状態に応じた役割を明確化する必要があります。（現状③）</p>	

3 専門的なケア体制の整備

認知症の人に対して、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスを提供するため、地域密着型サービス拠点の整備促進やサービスを担う人材の養成、従事者研修の実施等による資質向上を図ります。

(1) 認知症介護サービスの提供

現 状
<p>① 認知症介護サービスの基盤として、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム）や小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所が設置されています。</p> <p>また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設でも入所を受け入れています。</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 認知症の人が地域で必要な介護サービスを受けながら安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の整備を着実に進めることが必要です。(現状①)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症対応型共同生活介護事業所(認知症グループホーム)、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所の設置を支援します。(課題①) ○ 地域における認知症介護力の向上を図るため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設や認知症グループホーム等が有する専門知識、経験、人材等を活用した相談や支援等の取組を促進します。(課題①) ○ 各保険者が、認知症介護サービス基盤の整備や、地域における認知症介護力の向上、適切な医療・介護のサービス提供の流れの明確化や連携体制の構築などに向けた取組を進めることができるよう支援します。(課題①)

(2) 認知症ケアに携わる人材の育成

現 状
<p>① 認知症介護に従事する者の資質向上を図るため、実務経験年数や職種等に応じ、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修等を実施しています。</p> <p>② <u>認知症介護実践者研修等の講師役となる認知症介護指導者を令和4(2022)年度末時点で44名養成</u>しています。</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 認知症を正しく理解し、本人主体の良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保していくことが必要です。(現状①)</p> <p>② 認知症介護実践者研修などの講師役となる認知症介護指導者が不足していることから、更なる養成が必要です。(現状②)</p>	<p>○ 認知症介護指導者等の養成研修の受講を支援し、計画的な養成を行うとともに、介護職員の認知症の人への介護対応力向上を図るため、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修等の充実に努め、認知症ケアに適切に対応できる介護従事者のより一層の拡充と資質向上を図ります。(課題①、②)</p>

(3) 予防

現 状
<p>① <u>認知症の予防には、認知症の発症遅延や発症リスク低減（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状（以下「BPSD※6」という。）の予防・対応（三次予防）があります。</u> <u>また、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。</u></p> <p>② <u>現時点では、認知症予防に関するエビデンスは不十分な状況ですが、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されています。</u></p> <p>③ <u>市町村や地域包括支援センターの窓口では、本人の状態に合わせた介護予防や生活支援サービスの提供につなげています。</u></p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>① <u>認知症の予防や進行を遅らせるために、市町村の介護予防に資する取組を一層促進することが必要です。（現状①～③）</u></p>	<p>○ <u>運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、地域において高齢者が自発的に介護予防に取り組めるよう、住民主体の通いの場等の拡充を促進します。（課題①）</u></p> <p>○ <u>「地域づくりアドバイザー」を養成・派遣し、住民主体の通いの場の創出・拡充に取り組む市町村を、それぞれの地域の実情に応じて支援します。（課題①）</u></p>

4 認知症の人及び家族への支援

認知症の人や家族等からの相談に対して、総合的に対応できるよう、必要な体制を整備するとともに、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を推進します。

現	状
①	認知症に関する相談支援については、市町村では地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等がその役割を担うほか、県が指定する認知症疾患医療センター等において、専門的な相談に対応しています。
②	市町村が配置する認知症地域支援推進員は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療機関や介護サービス事業所及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族等への相談支援の役割を担っています。
③	認知症介護の専門家や経験者等による「いわて認知症の人と家族の電話相談」を岩手県高齢者総合支援センターに設置し、認知症の本人や家族等からの相談に対応しています。
④	市町村では、認知症の人やその家族への支援を目的として、認知症の人やその家族の居場所となる「つどい」や、医療やケアの専門職、地域住民も交えた交流の場としての「認知症カフェ」、介護教室の開催や認知症の人の見守りなどの「家族介護支援事業」を実施しています。

課	題	今 後 の 取 組
①	認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる地域づくりを目指すためには、認知症の人やその家族の視点を重視した取組の推進が必要です。(現状①)	○ 医療や介護などの専門職の関係団体に加え、公益社団法人認知症の人と家族の会岩手県支部も 構成員 として参画している「岩手県認知症施策推進会議」での協議等を通じ、認知症の人やその家族からの意見を踏まえて、当事者の視点を重視した取組を進めていきます。(課題①)
②	保健所、市町村・地域包括支援センター(認知症地域支援推進員)などの相談・支援機能の強化や、関係機関相互の連携体制の確保が必要です。(現状①、②)	○ 岩手県高齢者総合支援センターが実施する、地域包括支援センター職員を対象とした認知症支援に係る専門研修などにより、相談機能の充実・強化を支援します。(課題②)
③	認知症の人やその家族の精神的・身体的負担を軽減するため、地域住民や専門家と情報を共有し、お互いの理解を深める交流の場づくりや、認知症介護に関する知識	

や技術の普及、精神面を支える仕組みづくりが必要です。(現状③、④)

- 認知症サポート医やかかりつけ医、介護従事者、認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員などが参画し、認知症の人が地域において自分らしく暮らし続けるための適切なケアマネジメントや、多職種連携による関係者のネットワーク構築が図られるよう、地域ケア個別会議の運営等に関するアドバイザーを派遣し、地域ケア個別会議の円滑な運営を支援します。(課題②)
- 医療機関や介護サービス事業者及び地域の支援機関の連携への支援や、認知症の人やその家族等への相談支援の役割を担う「認知症地域支援推進員」の養成と資質の向上を図り、地域における主体的な活動を支援します。(課題②)
- 市町村と連携して、認知症カフェの普及や認知症の人による発信等の機会を確保するための体制整備等を推進し、お互いの理解を深めるための交流の場づくりや認知症ケアの向上を図る とともに、市町村における「家族介護支援事業」の取組みを支援します。 (課題③)
- 認知症の人やその家族からの悩みや介護に関する相談に対応するため、認知症介護の専門家や介護経験のある相談員が対応する相談窓口を設置します。(課題③)

5 施策の目標

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	認知症サポート医養成研修 修了者の配置市町村数	28 市町村	29 市町村	30 市町村	31 市町村
2	認知症地域支援推進員活動 促進研修修了者数〔累計〕	⑤集計中	64 人	96 人	128 人
3	認知症介護指導者養成研修 修了者数 (累計)	⑤47 人	49 人	51 人	53 人

第3 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らす「認知症バリアフリー」の取組を促進するとともに、認知症の人の社会参加を促進します。

【前期計画の総括】

- 認知症を正しく理解し、地域において認知症の人やその家族を自分のできる範囲で支援する「認知症サポーター」について、養成された認知症サポーターが様々な場面で活躍できるよう、認知症サポーターの活動を支援し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を図る必要があります。
- 若年性認知症は支援が必要な分野が多岐に渡るため、発症初期の段階から症状・社会的立場や生活環境等に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携し総合的に支援していくことが必要です。

1 認知症バリアフリーの推進

認知症の人が自立して、かつ安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりを推進します。

現	状
①	<u>認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で、外出や交流の機会を減らしているという実態がありますが、スローショッピングなど、社会参加に関して、県内で様々な取組が実施されています。</u>
②	<u>認知症サポーター養成講座の総人口に占めるサポーター数は全国でも上位となっている一方で、企業・職域団体向けの講座については実績が少なく、企業から認知症の人への対応方法を学ぶ機会についての相談が寄せられることもあります。</u>
③	<u>岩手県高齢者総合支援センターでは、「チームオレンジコーディネーター養成研修」を開催し、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジの立ち上げを支援しています。</u>
④	全国の認知症又はその疑いによる行方不明者数は、令和2（2020）年が17,565人、令和3（2021）年が17,636人、令和4年（2022）年が18,709人となっており、 <u>年々増加傾向にあります。</u> （警察庁「令和4年における行方不明者の状況」）。
⑤	県では、認知症の人の行方不明の早期発見を図るため、県内市町村や岩手県警察本部、他の都道府県との情報共有の手順を策定し、運用しています。

- ⑥ 市町村では、行方不明となる認知症の人の早期発見に向けた地域住民や関係機関との協働・連携の体制（見守りネットワーク等）を構築し、認知症の人の見守りを実施するとともに、事案の発生に備え、模擬訓練などの取組を進めています。
- ⑦ 75歳以上の方が運転免許証を更新する場合及び一定の違反行為を行った場合は、認知機能検査を受けることとされ、認知症のおそれがあるとされた場合は、臨時適性検査（専門医の診断）を受けるか、または認知症専門医などによる診断書を提出することが義務付けられています。

課 題	今 後 の 取 組
<p><u>① 認知症地域支援推進員が中心となって、認知症の人の社会参加活動を支援する必要があります。（現状①）</u></p>	<p><u>○ 認知症地域支援推進員の活動を充実させ、認知症の人の社会参加活動を促進するため、初任者研修や連絡会において、社会参加活動の全国の好事例の紹介などに取り組みます。（課題①）</u></p>
<p><u>② 認知症の人を地域で見守り、支え合うためには、認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトのより一層の養成が必要です。（現状②）</u></p>	<p><u>○ チームオレンジコーディネーター養成研修の講師や助言などの支援を行う「オレンジ・チューター」を養成し、チームオレンジのメンバー及びコーディネーター（候補者）や関係団体等に対し、チームオレンジの立ち上げや運営を支援します。（課題③）</u></p>
<p><u>③ 認知症の人やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジの立ち上げに向けたより一層の支援が必要です。（現状③）</u></p>	<p><u>○ チームオレンジコーディネーター養成研修を継続するとともに、チームオレンジの立ち上げに向けた基礎研修の実施やオレンジチューターの派遣、チームオレンジの取組事例などの共有により、チームオレンジの立ち上げを支援し、認知症サポーターが活動する場の確保を支援します。（課題②～④）</u></p>
<p><u>④ 県内の取組の好事例の紹介により、普及を促進することが必要です。（現状①）</u></p>	
<p><u>⑤ 企業・職域向けの認知症サポーター養成講座について、一般的な認知症の知識や対応方法だけでなく、実際の業務における対応に活用できる講座内容を検討することが必要です。（現状③）</u></p>	<p><u>○ 企業・職域団体向けのキャラバン・メイト養成研修を実施し、現場での実践的な対応方法を学習する機会を確保するとともに、認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトを企業・職域団体に</u></p>
<p><u>⑥ 全国の認知症又はその疑いによる行方不明者数は増加傾向にあり、また、日常生</u></p>	

活上の買い物や預貯金の出し入れ、交通機関の利用等において暮らしにくさを感じることがあることから、地域における見守りや支え合い体制の構築が必要です。(現状④⑤⑥)

⑦ 高齢運転者に係る臨時適性検査や認知症専門医などによる診断の結果、運転免許が取消しとなることもあり、車を運転できなくなった本人及びその家族の生活に与える影響への対策が必要です。(現状⑦)

において養成できるよう支援します。(課題⑤)

○ 認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村における見守りネットワークの構築や早期発見のための模擬訓練の実施など、地域住民と行政、企業等の連携による高齢者の見守り体制の構築を促進します。(課題⑥)

○ 運転免許証の返納等に伴う認知症の人の移動手段の確保について、介護予防・日常生活支援総合事業で移動支援サービスの実施を検討するなど、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターなど地域の多様な関係者の視点を取り入れて、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、市町村や地域包括支援センターの取組を支援します。(課題⑦)

2 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人が、生きがいや希望を持って暮らすことができ、社会参加の機会を確保するための支援を行います。

現	状																
<p>① 若年性認知症の人やその家族への支援を行うため、平成 29 (2017) 年 4 月に学校法人岩手医科大学 (岩手医科大学附属内丸メディカルセンター) に「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、若年性認知症の人やその家族などからの相談や個別支援に対応しています。</p> <p><u>【若年性認知症に関する相談件数】</u> (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">令和 2 年度</th> <th style="text-align: center;">令和 3 年度</th> <th style="text-align: center;">令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電話</td> <td style="text-align: center;">204</td> <td style="text-align: center;">220</td> <td style="text-align: center;">125</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">来所</td> <td style="text-align: center;">68</td> <td style="text-align: center;">66</td> <td style="text-align: center;">43</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">272</td> <td style="text-align: center;">286</td> <td style="text-align: center;">168</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※若年性認知症支援コーディネーターが受けたものであり、認知症疾患医療センターにおいて相談を受けた件数を除く。</u></p>		年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	電話	204	220	125	来所	68	66	43	計	272	286	168
年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度														
電話	204	220	125														
来所	68	66	43														
計	272	286	168														
<p>② <u>若年性認知症支援コーディネーターの業務の一環として、若年性認知症支援ネットワーク会議の開催し、関係団体との情報共有を行っています。</u></p>																	
<p>③ <u>若年性認知症により、相談機関や職場の理解を受けることができないことや、本人の症状の進行状況により、仕事を退職してしまうケースが生じています。</u></p>																	
<p>④ 本県の介護保険の第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者) のうち「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人の数は、<u>令和 5 (2023) 年 3 月には 636 人</u>となっています。</p>																	

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 若年性認知症の人やその家族への支援を行うため、平成 29 (2017) 年 4 月に学校法人岩手医科大学 (岩手医科大学附属内丸メディカルセンター) に「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、若年性認知症の人やその家族などからの相談や個別支援に対応しています。</p>	<p>○ 若年性認知症支援コーディネーターが中心となり、若年性認知症の人やその家族への相談支援に取り組みます。(課題①)</p>
<p>② 若年性認知症支援コーディネーターの業務の一環として、若年性認知症支援ネッ</p>	<p>○ <u>若年性認知症支援ネットワーク会議を通じて、関係団体との関係性を深め、互いの支援体制や実態を把握し、効率的な普及啓発の方法や支援体制を検討していきます。(課題①)</u></p>

トワーク会議の開催し、関係団体との情報共有を行っています。

○ 若年性認知症ネットワーク会議の参加者を対象に、事例研究・若年性認知症当事者やその家族のお話を聞く機会を設けるなどを想定した勉強会を開催し、当事者のニーズの把握や関係団体のスキル向上を図ります。(課題②)

(※他の関連する内容の再掲)

(※他の関連する内容の再掲)

3 施策の目標

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	<u>認知症サポーターが活動する場を有する市町村数</u>	4 市町村	15 市町村	25 市町村	33 市町村
2	<u>企業及び職域団体向け認知症サポーター養成講座の開催回数</u>	12 回	15 回	15 回	15 回
3	<u>オレンジチューター養成者数(累計)</u>	⑤9 人	11 人	13 人	15 人

第4章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

第1 高齢者の生きがいくくりと社会参加活動の推進

高齢者の生きがいくくりや健康づくり活動に加え、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を生かしたボランティア活動や地域活動などの社会貢献活動への参加を支援します。

【前期計画の総括】

- 高齢者による地域活動・社会貢献活動への参加や活動の活発化を図るため、研修等の開催により活動事例の紹介や情報提供等を行う必要があります。(→2課題①②)
- 生活支援コーディネーターについては、住民同士の見守りなどの生活支援サービスの創出や担い手の確保を目的に市町村が配置していますが、その人材の確保は急務であり、引き続き養成や資質向上に向けた研修の充実を図ることが必要です。(→2課題①)
- 上記の取組に加え、「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」の開催や「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」への選手団派遣を引き続き行い、高齢者のスポーツ・文化活動への参加促進及び各地域の活動支援と交流の活発化を図り、高齢者の生きがいくくりを推進する必要があります。(→1課題①)

1 生きがいくくりと健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持ちながら生活できるよう、文化・スポーツ活動を通じた生きがいくくりや健康づくりを支援します。

また、高齢者が長年培ってきた経験や知識・技能を生かした多様な地域活動等への参画を促進するため、老人クラブや高齢者主体の地域づくり団体への活動支援、相談体制を充実します。

(1) 文化・スポーツ活動

現	状
①	高齢者が様々な文化・スポーツ活動や交流を通じ、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるようにするため、総合的な祭典として昭和63年度に「第1回全国健康福祉祭(ねんりんピック)兵庫大会」が開催され(平成3年度の第4回大会は本県で開催)、これを契機に、同年度から県内でも「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」を開催しています。 また、「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」には、毎年、本県からも多くの選手を派遣しています。
②	公益財団法人いきいき岩手支援財団では、いわて保健福祉基金を活用し、文化・スポーツを通じた高齢者の生きがいくくりと健康づくりの推進に関する事業に対し、助成を行っています。

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 高齢者が生涯を通じて、健康で文化・スポーツ活動に取り組むことができるよう、「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」への参加促進や、生活習慣病予防・介護予防等につながる運動習慣の定着支援など、取組を更に推進していく必要があります。(現状①②)</p>	<p>○ 「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」を開催するとともに、大会への参加促進を図り、高齢者の生きがいづくりや健康づくりに取り組めます。(課題①)</p> <p>○ 「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」への選手派遣を支援します。(課題①)</p> <p>○ 公益財団法人いきいき岩手支援財団の助成金制度の活用を図り、文化・スポーツを通じた高齢者の生きがいづくりや健康づくりに関する活動を促進します。(課題①)</p>

(2) 老人クラブ活動

現	状
<p>① 県内の老人クラブは、各地域において、生きがいづくりや健康づくり活動のほか、児童の安全見守り活動や高齢者の安否確認・サロン活動などの友愛活動を通じた地域づくりの実践等に取り組んでいます。</p> <p>② 県内の老人クラブ数は <u>1,289</u> 団体、会員数は <u>43,672</u> 人(令和 <u>4 (2022)</u> 年3月31日現在)となっており、老人クラブ数、会員数ともに全国と同様、減少傾向にあります。(過去 <u>2</u> 年間で 108 団体、会員 <u>7,182</u> 人の減)</p> <p>③ 市町村老人クラブ連合会では、市町村内の老人クラブ相互の連携や活動の活性化、リーダー養成などへの支援のほか、市町村全域で展開する健康づくり(介護予防等)事業などを実施しています。</p> <p>④ 一般財団法人岩手県老人クラブ連合会は、市町村老人クラブ連合会の活動への支援や各種研修事業などを実施しています。</p>	

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 60歳を超えても現役で働く方も多く、高齢者人口の増加が、会員数の増加に結びついていない状況にあり、老人クラブ数、会員数の減少による活動の停滞が懸念されています。(現状①②)</p>	<p>○ 一般財団法人岩手県老人クラブ連合会に老人クラブ等活動推進員を配置し、市町村老人クラブ連合会の活動等を支援します。(課題①)</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>② 老人クラブには、高齢者自身の生きがいづくりや健康づくりに加えて、社会奉仕活動などを通じて地域を豊かにすることや、高齢者の暮らしを支える生活支援の担い手としての役割も期待されていることから、団塊の世代等、若手高齢者の加入促進を図り、活動の活発化を図る必要があります。（現状①～④）</p>	<p>○ 老人クラブが実施する、多様な地域貢献活動や健康づくり活動等を支援します。（課題②）</p> <p>○ 若手高齢者の加入促進等、一般財団法人岩手県老人クラブ連合会が取り組む会員増強運動を県民に周知するなどして、運動を支援します。（課題②）</p>

2 社会参加活動の促進

高齢者の地域活動や社会貢献活動への参加を促進し、活動の活発化を促すため、活動事例の紹介や各種情報提供などの支援を行います。

現	状
①	<p>本県の高齢化率は現在の 38.4% (令和 4 年 10 月 1 日現在「岩手県人口移動報告年報」) から、令和 7 (2025) 年には 35.6% (うち 75 歳以上 20.3%) (国立社会保障・人口問題研究所推計 (平成 31 年 4 月公表)) になると推計されています。</p> <p>同年には、団塊の世代は 75 歳以上となり、その活動の場の中心は職場から地域社会に移っているものと推測されます。</p>
②	<p>平成 30 年 2 月 16 日に閣議決定された高齢社会対策大綱では、全ての年代の人々が本人の希望や意欲に応じて、持てる能力を生かして活躍できる「エイジレス社会」を目指すことなどが示されています。</p>
③	<p>いわて県民情報交流センター (アイーナ) の高齢者活動交流プラザ内に設置している岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターにおいて、<u>高齢者活動に関する相談対応のほか</u>、団体運営や活動のノウハウの提供などを通じ、高齢者団体が自主的に行う社会貢献活動を支援しています。</p>
④	<p>公益財団法人いきいき岩手支援財団では、高齢者の社会参加活動をはじめ、長寿社会への対応に関連した様々な活動に対し、「ご近所支え合い活動助成金」により支援を行っています。</p>
⑤	<p>市町村は、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」の配置や、生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画したネットワーク組織である「協議体」の設置を進め、生活支援サービスの担い手の養成や、元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保等に取り組んでいます。</p>
⑥	<p>高齢者の雇用については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、定年 (65 歳未満の者に限る。) の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入、当該定年の定め廃止のいずれかの措置を講じなければならないとされています。</p> <p><u>また、令和 3 年 4 月 1 日からは、70 歳までの安定した雇用を確保するため、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入、当該定年の定め廃止、業務委託契約を締結する制度の導入、社会貢献事業に従事できる制度の導入のいずれかの措置を講じるように努めることとされています。</u></p>

現	状
<p>⑦ シルバー人材センターは、<u>令和5(2023)</u>年4月現在、<u>31</u>市町村に設置され、高齢者に就業の機会を提供するとともに、ボランティアなどの社会貢献活動を行っています。</p>	

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 高齢者が定年などにより退職した後も、地域社会で「居場所」と「<u>役割</u>」を得ることや、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を生かし、生活支援サービスの担い手となるなど、地域社会の「支え手」として健康で意欲を持ち続けながら活躍できるよう、高齢者の活動の場の設定や自主的な取組への支援が必要です。 <u>こうした取組を進めるためには、生活支援サービスの担い手の養成や活動する場の確保を行う</u>生活支援コーディネーターの養成・資質の向上を図る必要があります。(現状①～⑤)</p> <p>② 意欲や能力がありながら、活動の場や活動に関する情報に接する機会が少なく、これまで活動に参加していない高齢者の参加を促すための仕組みづくりが必要です。(現状③⑤)</p> <p>③ 高齢者の意欲や能力に応じ、高齢者の就業や起業に結び付けるための支援が必要です。(現状⑥⑦)</p>	<p>○ 岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターに相談支援員を配置し、高齢者の自主的な社会貢献活動に関する相談対応や取組事例の紹介、研修会の開催等を行います。(課題①)</p> <p>○ 市町村や社会福祉協議会等に対し、岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターが有する助成制度等の情報やノウハウを提供し、高齢者の意欲や能力を生かした地域づくりが広がるよう支援します。(課題①)</p> <p>○ 高齢者が主体となって行う活動や高齢者等をサービスの対象とした支え合い活動を支援するため、<u>引き続き</u>公益財団法人いきいき岩手支援財団による助成金「ご近所支え合い活動助成金」の活用を促進します。(課題①)</p> <p>○ 公益財団法人いきいき岩手支援財団及び岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターのホームページへの掲載や、情報誌の発行により、高齢者の活動状況やこれを支援する制度などの各種情報提供を行います。(課題②)</p> <p>○ 市町村が配置する生活支援コーディネーターが、市町村社会福祉協議会等と連携し、高齢者の意欲や能力を踏まえた社会参加促進のための支援を行い、元気な高齢者に見守りや外出・通院などの生活支援サービスの担い手として活動してもらうなど、高齢者自身が支える側に立つような取組</p>

課 題	今 後 の 取 組
	<p>を促進します。（課題①）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 元気な高齢者は、地域づくりの担い手となることも期待されていることから、生活支援サービスの担い手の養成などの役割を担う「生活支援コーディネーター」の養成のための研修や連絡会議等を実施し、市町村の取組を支援します。（課題①） ○ <u>シルバー人材センターが高齢者の意欲や能力に応じた就業機会を提供し、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりを進め、活力ある地域社会づくりを促進します。</u>（課題③） ○ 公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会の運営に対する支援を行い、<u>高齢者の就業機会の確保</u>を促進します。（課題③） ○ 公益財団法人いわて産業振興センターが、創業・起業など広範な相談に対応し、課題解決に向けた支援を行います。（課題③）

3 施策の目標

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	岩手県民長寿体育祭及び文化祭参加者数（合算）	調整中			
2	<u>高齢者のボランティア活動比率</u>	23.6%	27.4%	28.1%	28.9%
3	<u>高齢者の社会貢献活動に資する学習会及びセミナーへの参加人数</u>	⑤集計中	25人	30人	35人

第2 高齢者の尊厳保持と権利擁護の推進

高齢者が要介護状態や認知症になっても、虐待や権利侵害を受けることなく、尊厳をもって安心して生活ができる地域社会の実現を目指します。

【前期計画の総括】

- 虐待防止をはじめとした高齢者の権利擁護について、市町村や地域包括支援センターの職員、介護従事者向け研修の実施を通じ、市町村の相談支援の機能強化や介護事業者への理解促進、普及啓発を計画どおりに行うことができました。
- 今後も、市町村や介護事業者において、虐待や権利侵害の防止、さらには権利擁護事業の利用促進について適切な対応ができるよう、岩手県高齢者総合支援センターによる専門的支援の充実を図り、市町村の機能強化や関係機関・団体によるネットワークの強化を支援する必要があります。(→3課題②)

1 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待防止や権利擁護について、県民の意識啓発と処遇困難事例への相談支援体制の強化を図るとともに、高齢者の尊厳の確保とより良い介護サービスの提供を目指し、身体拘束の廃止に向けた取組を推進します。

現	状
①	家族等の養護者による高齢者虐待の認定件数は、 <u>令和3年(2021)年度が175件、令和4(2023)年度が180件</u> となっています。虐待を受けた高齢者 <u>全体</u> のうち、性別では女性が <u>7割以上</u> 、年齢では75歳以上の後期高齢者が <u>8割以上</u> を占めており、虐待の種別では、身体的虐待、心理的虐待の順に多くなっています。 また、認知症の症状がみられる高齢者(日常生活自立度Ⅱ以上)が <u>7割以上</u> となっています。(令和 <u>5</u> 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」)
②	養介護施設従事者等による虐待の認定件数は、 <u>令和3(2021)年度が4件、令和4(2022)が12件</u> となっています。
③	高齢者福祉施設では、身体拘束に対する基本的方針について、大半の施設が「 <u>常に拘束廃止</u> 」とし、身体拘束のないケアの実現についての認識は高まっており、廃止に向けた取組が進められていますが、依然として一部の施設においては身体拘束が行われています。
④	利用者の生命や身体が危険にさらされる等やむを得ず身体拘束を行う場合でも、拘束の態様や時間等の記録を残すなどの必要な手続きが求められていますが、 <u>令和4(2022)</u>

現 状
<p>年度に高齢者福祉施設等で行われた身体拘束 <u>388</u> 件のうち、<u>53</u> 件 (<u>13.7%</u>) が適正な手続きを経ていない身体拘束となっています。(令和4年度「岩手県身体拘束実態調査」)</p> <p>⑤ 身体拘束等の適正化を図るため、施設・居住系サービスを提供する施設等について、身体的拘束等の適正化のための指針の整備、対策を検討する委員会の定期的な開催及び介護職員等に対する研修の定期的な実施が義務付けられています。</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>① 養護者による虐待の発生要因については、介護疲れ、経済的困窮などが多く、これらが絡み合った事案も認められることから、こうした事案にも適切に対応できるよう、市町村の虐待対応に係る体制を整備することが必要です。(現状①)</p> <p>② 厚生労働省が実施した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」によると、関係機関等によるネットワークの構築やアドバイザーの配置、研修の充実など虐待対応に係る体制の整備が進んでいる市町村ほど、高齢者人口比当たりの相談・通報件数、虐待認定件数が多い傾向が見られており、高齢者虐待の早期発見、実態の把握のためにも、市町村の体制整備を一層進めていくことが必要です。(現状①)</p> <p>③ 養介護施設従事者による虐待の発生要因については、職員の倫理観・理念の欠如といった職員個人の課題のほか、職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくいなど組織運営上の課題が挙げられており、施設において権利擁護の取組を指導する人材の養成を行うことが必要です。(現状②)</p> <p>④ 高齢者虐待防止、早期発見に向け、養護者及び養介護施設従事者に限らず、広く県</p>	<p>○ 養護者の介護疲れ等による高齢者虐待を防止するため、地域包括支援センターや介護支援専門員による相談、働きかけを通じて、必要な介護保険サービスや市町村が実施する家族介護支援事業の利用を円滑に行うことができるよう制度の周知を図ります。</p> <p>また、事実確認の結果、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、市町村が適切に養護老人ホーム等への入所措置を講じるよう支援します。(課題①)</p> <p>○ 市町村や地域包括支援センター職員を対象とする、高齢者虐待への対応力向上に向けた研修の充実を図ります。(課題②)</p> <p>○ 市町村や地域包括支援センターが抱える対応困難事例等に対応するため、岩手県高齢者総合支援センターに設置している弁護士等の専門家による相談窓口の活用を促進します。(課題②)</p> <p>○ 施設内において指導的立場にある職員や介護現場において権利擁護の取組を担当する職員を対象に研修を行い、介護現場における高齢者の権利擁護を推進します。(課題③)</p> <p>○ 養護者及び養介護施設従事者に限らず、</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>民に対し普及啓発を行うことが必要です。 (現状①、②)</p> <p>⑤ 身体拘束の廃止に向けた取組への支援の参考とするため、県内の介護保険施設等における身体拘束の実態を把握することが必要です。(現状③)</p> <p>⑥ 身体拘束の廃止に向けては、施設全体で取り組むほか、本人や家族も強い意志を持って取り組むことが重要であり、利用者家族、介護関係者等への理解の促進・普及啓発を行うことが必要です。(現状④、⑤)</p>	<p>広く県民に対し高齢者虐待防止に関する理解の促進・普及啓発を図るため、広報・研修等の充実を図ります。(課題④)</p> <p>○ 引き続き、岩手県身体拘束実態調査による実態把握を行い、身体拘束をしないケアの実現に向けた取組を支援します。(課題⑤)</p> <p>○ 身体拘束廃止に向け、介護保険施設等の管理者・職員等を対象とした研修の実施や、利用者家族、介護関係者等への理解の促進・普及啓発を行います。(課題⑥)</p> <p>○ 身体拘束等の適正化について、施設への指導監査等における監査項目として設定し、施設等における取組を指導します。(課題⑥)</p>

2 高齢者の権利擁護

認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用等を促進します。

現	状
①	認知症等による判断能力の低下などから、金銭や財産の管理、福祉サービス利用が適切にできないため、自宅での生活が困難な高齢者が増加すると見込まれています。
②	財産管理や権利行使を代行するため、本人の判断能力の程度に応じて、家庭裁判所が後見人等を選任する成年後見制度がありますが、制度の周知が不十分であること、後見人等の選任に係る手続きが煩雑であること、後見人等の候補者の確保が困難であること、等の理由で、制度の利用が進んでいません。
③	<u>全市町村において成年後見制度利用促進の方策を検討するためのネットワークの構築が完了しましたが、成年後見制度が十分に利用されていない状況にあります。</u>
④	<u>市民後見人の養成の取組が一部の市町村に止まっており、市民後見人の登録がない市町村もあります。</u>
⑤	<u>岩手県高齢者総合支援センターでは、権利擁護に関する相談のうち、法律など専門的な対応を要する事例について、弁護士や社会福祉士等による権利擁護相談会を開催しています。</u>
⑥	<u>市町村及び地域包括支援センター職員の支援技術の向上を図るため、権利擁護地域研修会を開催しています。</u>
⑦	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会では、市町村社会福祉協議会と連携し、本人は判断できるものの、その判断に不安があり、日常生活を営むのに支障がある方などを対象として、福祉サービスの利用、公共料金等の支払いなど日常的な金銭等の管理を支援する日常生活自立支援事業を実施しており、令和4(2022)年度末の利用者数は1,011人となっています。
⑧	<u>多くの市町村において高齢者虐待防止ネットワークが構築されたことから「岩手県高齢者権利擁護ネットワーク会議」を令和4年度をもって廃止しましたが、引き続き「岩手県成年後見制度利用促進ネットワーク会議」の場等を活用して、関係機関との連携を図る必要があります。</u>

課	題	今	後	の	取	組
---	---	---	---	---	---	---

課 題	今 後 の 取 組																								
<p>① <u>成年後見制度の利用を促進するため、関係機関等の連携による支援体制の強化を図る必要があります。</u>（現状①②⑧）</p> <p>② <u>どの地域においても成年後見制度が適切に利用できるよう、市民後見人の養成を行う必要があります。</u>なお、市民後見人の養成に当たっては、市町村において必ずしも広域で権利擁護支援の連携体制を構築しているとは限らない現状を踏まえ、県の区域全体を圏域として実施する必要があります。（現状②③④⑦⑧）</p>	<p>○ <u>成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護支援を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を県内全域に整備するため、関係機関・団体等と連携し、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を促進するとともに、権利擁護支援に係る担い手の育成等に取り組みます。</u></p> <p>① <u>権利擁護の推進に係る意見交換等の場として設置する「岩手県成年後見制度利用促進ネットワーク会議」を通じ、関係機関・団体等との連携・協力関係を強化します。</u>（課題①）</p> <p>② <u>多様な分野・主体による権利擁護支援の地域連携ネットワークを全市町村に構築するため、市町村における中核機関の設置を支援します。</u>（課題①）</p> <p>③ <u>養成研修の実施による市民後見人の養成に取り組むとともに、独自に人材養成に取り組む市町村とも連携し、必要な市民後見人の養成・確保を推進します。</u>（課題②）</p> <p>④ <u>法人後見実施団体の活動を支援するため、実施団体による活動・支援状況の情報共有の場を設置します。</u>（課題②）</p> <p>⑤ <u>市町村長申立てが適切に実施されるよう、研修会の開催により市町村の取組を支援します。</u>（課題</p>																								
<p>成年後見制度の利用者数（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="150 817 882 1402"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年後見制度</td> <td>1,530</td> <td>1,595</td> <td>1,631</td> </tr> <tr> <td>保佐</td> <td>344</td> <td>388</td> <td>423</td> </tr> <tr> <td>補助</td> <td>77</td> <td>92</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>任意後見</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,963</td> <td>2,088</td> <td>2,166</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R2年度	R3年度	R4年度	成年後見制度	1,530	1,595	1,631	保佐	344	388	423	補助	77	92	93	任意後見	12	13	19	計	1,963	2,088	2,166	
区分	R2年度	R3年度	R4年度																						
成年後見制度	1,530	1,595	1,631																						
保佐	344	388	423																						
補助	77	92	93																						
任意後見	12	13	19																						
計	1,963	2,088	2,166																						
<p>資料：盛岡家庭裁判所調べ ※ 各年度12月末時点の利用者</p> <p>日常生活自立支援事業の相談件数等（単位：件・人）</p> <table border="1" data-bbox="150 1608 882 2000"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数（年度間）</td> <td>23,562</td> <td>24,017</td> <td>26,953</td> </tr> <tr> <td>利用者数（年度末）</td> <td>1,006</td> <td>996</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>専門員数</td> <td>20.0</td> <td>21.5</td> <td>22.5</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R2年度	R3年度	R4年度	相談件数（年度間）	23,562	24,017	26,953	利用者数（年度末）	1,006	996	1,011	専門員数	20.0	21.5	22.5									
区分	R2年度	R3年度	R4年度																						
相談件数（年度間）	23,562	24,017	26,953																						
利用者数（年度末）	1,006	996	1,011																						
専門員数	20.0	21.5	22.5																						

課 題				今 後 の 取 組
<u>生活支援員数</u>	<u>193</u>	<u>189</u>	<u>191</u>	<p><u>②)</u></p> <p><u>⑥ 権利擁護支援において本人の特性に応じた適切な配慮が行われるよう、研修会の開催等により意思決定支援の普及・啓発に取り組みます。(課題②)</u></p> <p><u>⑦ 権利擁護支援の利用促進を図るため、県民に対する成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知に取り組みます。(課題②)</u></p> <p><u>⑧ 岩手県高齢者総合支援センターによる権利擁護や虐待防止に関する研修会や相談会を開催するほか、市町村が開催する地域ケア会議に助言者として弁護士や社会福祉士等の専門職を派遣するなど、市町村の取組を支援します。(課題③)</u></p>
<p>資料：岩手県社会福祉協議会調べ</p> <p>※ 相談件数及び利用者数は、高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の合計</p> <p><u>③ 市町村において、関係機関と連携して支援等が必要な高齢者を早期に発見し、地域包括支援センターの総合相談につなげる支援手順の確立が必要です。(現状⑤⑥)</u></p>				

3 施策の目標

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	高齢者権利擁護推進員養成 研修修了者数	<u>29人</u>	<u>30人</u>	<u>30人</u>	<u>30人</u>
2	市町村による成年後見人・保 佐人・補助人報酬助成件数	<u>77件</u>	<u>79件</u>	<u>81件</u>	<u>83件</u>

第3 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進

被災した高齢者が安心して地域で生活できるよう、孤立化を防止するための見守りや高齢者自らが新たな生きがいを見出すことができる仕組みづくりなど、地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組を支援します。

【前期計画の総括】

- 被災地の当面の地域包括ケアの確保を目的に地域包括支援センターの業務支援を行ってきましたが、発災から **10年以上**が経過し、地域包括支援センターの機能が回復したことから、これまで取り組んできた被災者支援の取組を一般施策と一体的に実施し、地域包括支援センターの機能強化につなげていく必要があります。(→1 課題③)
- また、被災高齢者等の孤立化防止と見守りの支援についても、見守り等の個別支援を継続しつつ、一般施策としての高齢者支援と連携した地域全体への面的支援を進めていく必要があります。(→課題②)

1 被災高齢者等の孤立化防止と見守りの支援

被災した高齢者を対象とする見守りについて、地域での支え合い活動を含めた体制の充実を推進するとともに、被災地における地域包括ケアシステムの**深化・推進に向けた取組**を支援します。

現	状
①	東日本大震災津波から 10年以上 が経過し、 全ての 被災者の方々が災害公営住宅等恒久的住宅へ移行しています。
②	災害公営住宅の高齢化率（65歳以上入居者数／全入居者数）は 44.0% と高く、特に一人暮らしの高齢者世帯が全体の 36.6% となっています。（令和 5（2023）年9月 現在）
③	恒久的住宅への移行後に閉じこもりがちになっている高齢者がいます。また、一人暮らしの方で、災害公営住宅で亡くなられた後に発見された方は、令和 5（2023）年4月 末現在 109人 であり、その多くが高齢者となっています。
④	<u>生活支援相談員の配置や地域見守り支援拠点の設置により、被災者の見守りや地域コミュニティの形成支援に取り組んでいます。</u>

課 題	今 後 の 取 組
<p>① <u>被災者が抱える課題が複雑化、多様化しており、被災者が孤立を深めることがないよう、継続した支援を行っていく必要があります。</u>（現状①②③）</p> <p>② 災害公営住宅等恒久的住宅への移行に伴い、災害公営住宅等も含めたコミュニティの形成が必要であることから、被災者と地域住民の交流を促し、地域で支え合える関係づくりができるよう支援が必要です。（現状①②③）</p> <p>③ 被災地の高齢者が安心して暮らすことができるよう、中長期的な見守り等支援体制を充実するとともに、地域包括ケアシステムを深化・推進することが必要です。（現状④⑤）</p>	<p>○ <u>被災者が孤立を深めることがないよう、生活支援相談員の配置による見守りや福祉コミュニティの形成支援に取り組むとともに、地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、市町村における、属性や世代を問わない個別支援と地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組を促進します。</u>（課題①）</p> <p>○ コミュニティ形成支援の課題についての助言や情報提供を行うコーディネーターを配置するなど、災害公営住宅等恒久的住宅への移行後における被災者の新たなコミュニティ形成に向けた市町村の取組を支援します。（課題②）</p> <p>○ 被災地支援事業で実施されている見守りやコミュニティ形成支援の取組が、沿岸市町村の一般施策に受け継がれ、中長期的な見守り等支援体制が充実し、地域包括ケアシステムのび深化・推進が図られるよう、地域包括支援センターの機能強化をはじめとした市町村の取組を支援します。（課題③）</p>

2 被災高齢者等の生きがづくりや健康づくりへの支援

被災した高齢者を対象とする生きがづくり、健康づくりを目的とした地域住民の自主的な活動を支援します。

現	状
①	災害公営住宅等恒久的住宅への移行に伴い、不慣れな生活環境や未成熟なコミュニティの中で、被災高齢者等が孤立化を深めるおそれがあり、閉じこもりによる生活不活発病や生きがいの喪失が懸念されています。
②	復興特区制度（東日本大震災復興特別区域法による「岩手県保健・医療・福祉復興推進計画」における「訪問リハビリテーション事業所整備推進事業」等）を活用し、 <u>平成24年度から令和4年度までの間に、県内で6事業所が訪問リハビリテーションサービスを提供していましたが、令和5（2023）年3月末までに全ての事業所において訪問看護事業所への移行が完了しました。</u>

課	題	今 後 の 取 組
①	被災高齢者等の孤立や生活機能低下等を防止するため、災害公営住宅等恒久的住宅における、高齢者等の生きがづくり活動や健康づくり活動が必要です。（現状①）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害公営住宅の集会所等を活用し、高齢者が気軽に参加できる住民主体の通いの場を市町村とともに充実させ、高齢者の健康増進を図るとともに、新しいコミュニティでの生きがづくりを促進します。（課題①） ○ 被災地支援事業で実施されている見守りやコミュニティ形成支援の取組が、沿岸市町村の一般施策に受け継がれ、当該地域において、住民が主体となった生きがづくりや健康づくりの活動につながるよう、市町村の取組を支援します。（課題①） ○ 元気な高齢者は、地域づくりの担い手となることが期待されていることから、生活支援サービスの担い手の養成などの役割を担う「生活支援コーディネーター」の養成のための研修や連絡会議等を実施し、市町村の取組を支援するとともに、高齢者社会貢献活動サポートセンターによる高齢

課 題	今 後 の 取 組
	<p>者団体の立ち上げや運営への助言、公益財団法人いきいき岩手支援財団のいわて保健福祉基金による助成により、高齢者団体の活動を支援します。（課題①）</p> <p>○ 介護予防事業への高齢者の参加を促すため、住民自身が主体となって運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や集いの場が継続的に拡大していく取組を支援します。（課題①）</p>